

平成 29 年 3 月 8 日

◎加藤委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(9 時 59 分開会)

本日からの委員会は、付託事件の審査等についてであります。当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめについては、15 日水曜日の委員会で協議していただきたいと思います。

お諮りいたします。日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎加藤委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることといたします。

《危機管理部》

◎加藤委員長 それでは、危機管理部について行います。

最初に、議案について危機管理部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎酒井危機管理部長 それでは、今議会に提出しております議案について、その概要を説明させていただきます。

まずは、平成 29 年度の当初予算についてでございます。青いインデックス、危機管理部とあります危機管理文化厚生委員会資料、議案説明資料により説明をさせていただきます。

1 ページをお願いいたします。

危機管理部は、左上に示しておりますとおり、県民の皆様が安全・安心に暮らせる社会を目指して、さまざまな危機事象に備えることを予算の基本方針とさせていただいております。

特に南海トラフ地震の対策につきましては、昨年 4 月の熊本地震を踏まえまして対策を強化するとともに、第 3 期行動計画における八つの重点課題の解決に向け、引き続き、命を守る対策を徹底、命をつなぐ対策をさらに掘り下げ、具体化し、着実に進めてまいります。

そのために必要となる平成 29 年度の予算額、右上にございますように、25 億 2,200 万円余となります。前年と比較いたしますと、対前年度比 57.1%、額で 18 億 9,400 万円余の大幅な減少となっております。

これは、これまで最優先で取り組んできました津波避難空間の整備につきまして、本年

度末で計画数に対して98%完成する見込みであることから、津波避難対策等加速化臨時交付金が13億6,000万円余の減額となります。また、地域の防災対策を総合的に推進するための総合補助金につきまして、市町村が行う防災情報とか通信施設といった整備の要望が減ったことにより、1億2,000万円余の減額となっております。

さらに、応急期の機能配置計画の策定の完了に伴いまして、9,000万円弱の減。宿毛市の防災備蓄倉庫や消防本部との共同による自家給油施設の整備が完了することなどにより、1億円余の減額。さらには、航空隊基地の本体工事が終わりましたことから約2億2,000万円の減となるなど、ハード対策が仕上げの段階に向かっておりますことから、当初の予算全体では大きく減となっております。

一方、命を守る対策では、津波避難経路の現地点検の結果の分析を行いますとともに、命をつなぐ対策では、応急期の機能配置計画の広域調整や、災害時の燃料確保計画の策定、応急対策活動要領の改定に新たに取り組むなど、ソフト対策としての予算を拡充することとしております。

それでは、当部の予算体系について御説明いたします。当部には3課ございますが、それぞれの課の取り組みごとに柱立てをしております。中ほどに記載しております危機管理部の予算体系をごらんください。

一つ目の柱、Ⅰ総合的な危機管理・防災対策の推進は、危機管理・防災課でございます。

まず一つ目の黒丸でございますが、訓練を通じた災害対策本部及び支部の対処能力の向上といたしまして、各種の訓練をステップアップさせることで職員個々の対処能力の向上やスキルアップを図りますとともに、庁内各部はもとより、市町村や応急救助機関などとの連携体制の構築を図ってまいります。

二つ目の黒丸ですが、確実な情報伝達、収集手段を確保するための通信システムの充実強化につきましては、防災行政無線システムや総合防災情報システムなどの管理運用、非常通信システムの強化を図ってまいります。

三つ目の黒丸、燃料確保対策など応急対策活動のための取り組みの推進につきましては、発災時の応急対策活動や道路啓開活動、医療機関などで必要となる燃料確保のための計画を策定するとともに、平成25年度に策定しました高知県南海トラフ地震応急対策活動要領の見直しなどの取り組みを進めることとしております。

次に二つ目の柱、Ⅱ南海トラフ地震対策の着実な実行は、南海トラフ地震対策課でございます。

まず一つ目の丸、命を守る対策の徹底につきましては、整備されました避難路や避難場所などの津波避難空間を使いこなしていただきまして、一人一人が確実に避難できるよう、地域地域での取り組みを進めてまいります。

二つ目の、命をつなぐ対策のさらなる掘り下げ、具体化につきましては、避難所の確保

や運営体制の充実などに取り組んでまいります。

三つ目の、啓発の充実強化につきましては、自助・共助の取り組みの具体的な行動につながるよう取り組んでまいります。

そして三つ目の柱、Ⅲ 消防力・防災力の向上は、消防政策課でございます。

一つ目の丸、消防団員の確保や資機材の充実につきましては、消防団員の確保に引き続き努めてまいりますとともに、消防団員が倒壊した家屋から住民を救助するための装備の充実が早期に図られるよう、市町村への支援を行ってまいります。

二つ目の、地震火災対策につきましては、地震火災対策を重点的に推進する地区があります高知市など 10 の市町におきまして、本年度末で対策計画が策定されますので、重点推進地区内に配布する感震ブレーカーの購入経費の補助など、市町村の地震対策を支援してまいります。

次に、2 ページをごらんください。

2 ページから 6 ページまでは、南海トラフ地震対策行動計画の四つの視点に基づきます当部の主な事業を載せております。その中でも、平成 29 年度の新規の取り組みや拡充する取り組みを中心に御説明させていただきます。

一つ目の視点は、命を守る対策の徹底でございます。

まず、左側上の欄、（新）地域津波避難計画現地点検の分析でございます。津波避難経路の現地での点検は、来年度末で全ての地区の点検が完了する見込みとなっております。

点検した結果、既にブロック塀や老朽住宅などが倒壊すると避難が困難になる地区、地域が明らかになりつつありますことから、そうした地域の特性を分析し、対応策を検討してまいります。

次に右側の上段、石油基地等地震・津波対策の検討につきましては、浦戸湾沿岸域におきまして、流出した石油と瓦れき等がまざり合うことで発生する恐れのある津波火災の対策を掘り下げるため、瓦れき等の拡散シミュレーションを実施いたしまして、流失した石油と瓦れき等の拡散の状況の見える化を行うことで、被害軽減のための具体的かつ効果的な対策の検討につなげてまいります。

次に右側の中段、消防防災対策総合補助金につきましては、地震発生直後にイの一番で現場に駆けつけ活動に当たる消防団員が、効率的に救助活動を行うために必要となるチェーンソーやジャッキの配備が進むよう、市町村に支援することとしております。

次、右下段の地震火災対策の推進につきましては、先ほど説明いたしましたことに加えまして、高知市は重点推進地区が複数ございますので、平成 28 年度だけは全地区の対策計画が完了しておりません。平成 29 年度も引き続き、計画策定のための支援をすることとしております。

次に、3 ページをごらんください。

二つ目の視点、命をつなぐ対策の掘り下げ・具体化でございます。

まず、左側の下段、応急期機能配置計画の広域調整でございます。

応急期の対応を円滑なものとするため、応急期の機能配置計画につきましては、平成 27 年度から各市町村での取り組みを支援してきておりますが、本年度末までに全ての市町村で計画の策定が完了する予定でございます。来年度は、高幡圏域をモデルに、広域での機能配置の調整に着手してまいります。

次に、右側の上から 2 段目、災害時の燃料確保計画の策定についてでございます。

南海トラフ地震発生時の救助・救出活動や道路啓開、物資輸送などの応急対策活動、さらには、県や市町村の拠点施設や医療機関などで必要となる燃料の確保を行うために、地域ごとの燃料の需要と供給の量を今年度整理いたしますので、それを踏まえまして課題を洗い出し、それらをもとに燃料確保の計画の取りまとめを行ってまいります。

次に右側の 3 段目でございます。

応急対策活動要領の改定につきましては、平成 25 年度に高知県南海トラフ地震応急対策活動要領を策定いたしましたが、第 3 期の行動計画やこれまで各所属で実施した訓練の検証などを踏まえまして、全所属で見直しを、来年度行いたいと思っております。

次に右下の、避難所運営対策の推進につきましては、昨年度から新たな補助制度を設けまして、避難所ごとの運営マニュアルの作成などに対する支援を行っております。

来年度には、各市町村での取り組みも進み、避難所の環境整備や必要な資機材の導入も本格化してくると考えますので、そのために予算を拡充し、引き続き市町村の取り組みを支援してまいります。

次に、5 ページをごらんください。

左側上段、物資配送計画の策定についてでございます。

熊本地震の教訓を踏まえまして、本年度、県全体の基本方針を整理いたします。

来年度は、県の七つの拠点ごとに、運営体制や施設内のレイアウト、市町村の物資拠点までの経路、そういったものを定めた運営マニュアルを作成したいと思っております。

次に右側に移りまして、三つ目の視点、生活を立ち上げる対策でございます。

速やかな復旧・復興を目指し、引き続き事業者の事業継続力の向上に向けた取り組みを進めるとともに、復興体制や復興方針の検討などに取り組んでまいります。

最後、6 ページをごらんください。

四つ目の視点でございます、震災に強い人づくりとなります。

南海トラフ地震対策を進めていく上では、何よりも自助・共助の取り組みが重要となりますため、本年度、「南海トラフ地震に備えちよき」の全戸配布する冊子を作成いたします。

さらに、地震のときに自分がどうなるかイメージできるような DVD も作成いたします

ので、こういったものを活用し、引き続き地域地域で顔の見える啓発やさまざまなメディアを活用した啓発などを行うとともに、各種の実践的な訓練を繰り返し行ってまいります。

以上が、来年度に実施する危機管理部の主な取り組みでございます。

続きまして、議案説明書④、補正予算について御説明させていただきます。

34 ページをお願いしたいと思います。

平成 28 年度 2 月補正予算といたしましては、総額で 3 億 3,200 万円余の減額をお願いするものでございます。

これは主に、補助金、交付金の確定、航空基地工事での工事請負費や委託料に係る入札残等による減額でございます。

消防防災航空隊の新基地整備につきましては、平成 28 年度で完了する予定でございましたが、空港事務所と協議を行う中で外構工事の詳細設計を実施することが必要となり、設計に時間を要しましたために、外構工事と現在の基地解体撤去工事につきましては、平成 28 年度予算からは減額して、平成 29 年度当初予算に改めて計上させていただいております。

次に、繰越明許費といたしまして、37 ページをお願いいたします。

防災情報通信システム管理運営費、総合防災対策費につきましては、関係者との協議や工事の設計などの計画調整に日数を要したため、合わせて 1 億 1,400 万円余の繰り越しをお願いしております。

また、40 ページをお願いします。

地震対策企画調整費、地震対策推進事業費、地域防災対策事業費につきましては、計画調整に日数を要したことや市町村における工事の遅延により、合わせて 4,900 万円余の繰り越しをお願いしております。このほか報告事項といたしまして、第 3 期南海トラフ地震対策行動計画につきましては、八つの重点課題の解決に向けた対策を推進するとともに、昨年 4 月に発生した熊本地震の教訓を踏まえて対策を強化するため、改定を行っておりますので、後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

最後に、審議会の経過報告をさせていただきます。

お手元の赤いインデックス、審議会等をつけております、A 4 横の平成 28 年度の審議経過等一覧表をごらんください。

12 月定例会以降に開催されます審議会といたしましては、高知県救急医療協議会のメディカルコントロール専門委員会を今月開催予定でございます。

指導救命士の役割や、単位制による救急救命士の再教育実施要領などについて審議をする予定でございます。

以上で、私からの説明を終わります。

なお、詳細はこの後、各課長から説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

◎加藤委員長 ありがとうございます。

それでは続いて、所管課の説明を求めます。

〈危機管理・防災課〉

◎加藤委員長 初めに、危機管理・防災課の説明を求めます。

◎中岡危機管理・防災課長 それでは、危機管理・防災課の平成 29 年度当初予算等につきまして議案説明書に基づきまして説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、資料ナンバー②、議案説明書でございます。

68 ページをお開きください。

1 番上、7 の分担金・負担金の節区分の（1）危機管理・防災費負担金でございます。これは、防災行政無線システムの保守、修繕に係る市町村からの負担金ということで、34 市町村からそれぞれ約 30 万円の負担金を毎年いただいているということでございます。

次に、歳出でございます。70 ページをお開きください。

3 の危機管理費でございますが、平成 29 年度の当初予算案につきましては、7 億 2,021 万 2,000 円となっております。昨年度と比較いたしますと、8,500 万円余りの減ということになっております。約 10%の減でございますが、その主な要因につきましては、モニタリングポストの整備、これは禰原町とか四万十市西土佐地域に整備するものでございますが、その整備ですとか、総合防災情報システムの改修、それから宿毛市の運動公園に防災備蓄倉庫を整備する負担金がございます。そういったものが今年度終了したということでございます。

以下、右の説明欄のところでは主な項目について説明をさせていただきます。

まず、70 ページの説明欄の 2 自衛官募集事務費でございます。これは、法定受託事務といたしまして自衛官募集の事務の一部を担うための経費でございます。募集時期に係る経費につきましては約 40 万円ですけれども、オール国費でございます。

次の 71 ページをごらんください。3 危機管理・防災推進費でございます。

これは、危機管理部共通の事務経費に加えまして、24 時間即応できる体制のための宿直の経費ですとか、近傍待機の経費、あと国民保護とか鳥インフルなど危機事象に関する研修とか訓練の経費を計上してございます。

上から五つ目、モニタリングポスト保守等委託料がございます。

これは今年度、先ほど申し上げましたが、四万十市と四万十市西土佐地域と禰原町に、県単独でモニタリングポストを設置いたしました。そのモニタリング情報につきましては、来年度からリアルタイムでホームページで公開するというようにしてございまして、そのモニタリングポストの保守と、モニタリング情報を提供するためのホームページの運用保守経費になってございます。

その二つ下に、国民保護訓練会場設営等委託料がございます。

これは、国民保護法に基づきまして、各都道府県、国民保護計画を策定しておりますが、来年度、国と共同いたしまして、国民保護訓練を実施いたします。その際に正庁ホールを使用しますので、その設営などを委託するものでございます。

この訓練につきましては、平成 27 年度に実施予定でしたが、ちょうど北朝鮮のミサイルの発射事件がございまして中止していきまして、テロを想定した初動対応の訓練を来年度実施したいと考えております。

事務費につきましては、宿日直対応の非常勤 3 名の人件費でありますとか臨時職員の賃金、それから今年度から始まりました地域本部の近傍待機に要する経費、それから市町村職員の災害対応能力を向上させるための研修でありますとか危機管理本部、災害対策本部の運営に必要な経費がこの中に入っております。

71 ページの下のほうに、4 防災情報・通信システム管理運営費がございまして。これは、災害時の主要な情報伝達の手段となります防災行政無線、それから総合防災情報システムなどの情報通信システムの保守、管理に必要な経費を計上してございまして。

1 番最初の防災行政無線施設保守等委託料につきましては、県と市町村、消防機関、災害拠点病院などを結ぶ地上系の防災行政無線と、県と国を結ぶ衛星系の防災行政無線、2 系統の通信システムの維持管理を行うための費用でございまして。

その下の総合防災情報システム保守管理委託料、これは災害時の避難の状況でありますとか、避難勧告というものの災害情報を一元的に収集して、市町村や関係機関との間で情報共有することで、災害時の応急対応を円滑に行うということで、平成 25 年度に総合防災情報システムを更新整備しております。平成 26 年度からの 5 年間の契約で、その保守管理に要する計上でございまして。

72 ページをお開きください。

上から二つ目に、全国瞬時警報システム改修委託料というのがございまして。

これは、いわゆる緊急地震速報とか津波警報とか、ミサイルの情報といった情報が国から自治体に提供されます、いわゆる J アラートと言われるものでございまして。

この受信装置は平成 20 年度に設置してございまして、8 年経過し、老朽化もしてございまして。ハードウェアの更新を行う必要がありますし、現在アラームは執務室でも鳴るんですけども、こういった情報なのかは、執務室の奥のほうの統制室へわざわざ行って確認する必要がありますので、やはり執務室の方に、内容がわかるようなモニターを設置するというので、今回、改修委託料を計上させていただいております。

その下の改修工事請負費につきましては、現在 3 階の防災作戦室のほうで、台風でありますとかの災害対策対応を行うということで情報収集を行っておりますが、結構、危機管理部だけではなくて道路課とか関係するところも入ってきますし、それから国交省とか自衛隊とか、いろんな応急救助機関の方も入ってきています。非常に手狭ということになり

まして、先ほど言いました統制室の東側に、若干その場所を広げて円滑に対応できるようにしたいということで、その経費でございます。

この事務費につきましては、先ほどの防災行政無線の修繕とか通信とかの経費、それから統制室に配置しております非常勤職員の人件費などを計上してございます。

次の、5 総合防災対策費でございます。

これは、毎年6月に総合防災訓練を実施しておりますけれども、その経費でありますとか、本部とか支部の訓練等の経費、あと災害対策支部の整備などに対する経費を計上してございます。

最初の災害対策本部等震災対策訓練委託料と、その二つ下の災害対策支部等震災対策訓練委託料でございます。

これにつきましては、応急対策活動要領、いわゆる県庁BCPなどに基づきまして、本部それから支部の運営訓練、主に図上訓練になりますけれども、訓練につきまして、応急救助機関とかライフラインなどと連携して、それから市町村も参加して訓練はやっておりますが、そのシナリオ作成でありますとか、訓練の運営経費などを委託するというものでございます。

その間にございます総合防災訓練委託料でございますが、来年度は県の総合防災訓練をフェスティバルと一緒にいきますけれども、室戸市のほうでやるようにしております。室戸市でやるのは約12年ぶりになります。室津港を中心にやる予定でございます。室戸の広域公園も整備ができましたので、公園とか市町村のへのり離着陸場なんかもサテライト会場として使って、訓練を実施することにしております。

すぐ下の四つ目の、応急対策活動計画改訂委託料でございます。

部長の総括説明でも触れましたが、平成25年度に南海トラフ地震対策応急活動要領をつくってございます。平成26年度に地域本部を設置してもございますし、それからこれまでの訓練とか熊本地震の教訓とかも踏まえまして、来年度、見直しをしたいと考えております。

下から二つ目の、災害時燃料確保計画策定委託料と、石油基地等被害想定調査等委託料につきましては、資料のほうで説明をさせていただきたいと思っております。議案説明資料の危機管理・防災課のインデックスがついてございます7ページ、8ページになります。

まず7ページ、燃料確保計画の策定でございます。

1の目的に記載をしてございますように、東日本大震災でも課題となりましたように、南海トラフ地震発生時にも応急対策活動や医療機関などの燃料確保が非常に重要な課題であるということを認識してございます。

2番の、現況調査の実施に書いてございますように、平成27年度の補正予算でこの調査委託料につきましてお認めいただきまして、平成28年度に繰り越して実施してございま

す。応急対策に使う県の車両、市町村の車両、消防とかいろんな車両の燃料、それから航空燃料とか医療機関の非常用発電の燃料、福祉施設の非常用発電の燃料とかを調査いたしました。

加えまして、県内の供給可能量も調査をいたしまして、需要と供給のバランスがどうなっているのか、市町村ごと、それぞれの機関ごとに調査を実施しまして、いろんな課題が明らかになりました。

主な課題としましては、今回の調査はそれぞれ条件づけを行いまして、例えば応急対策の車両であれば3日間、これだけの燃料を使うという想定のもとに需要量を把握しております。加えて、L1の津波でどうなのか、L2でどうなのかという想定のもとに、いろんなパターンで調査してございます。1番厳しい条件、供給側の厳しい条件としましては、L2の津波浸水区域外の供給施設からは全然燃料が供給されないという条件、なおかつL2外のところの給油所についても、タンクに2分の1ぐらいしか残っていないと非常に厳しい条件でやっています。

そういった中で出てきた結果としましては、重油、軽油、ガソリンが県全体で不足するという結果が出てきております。ただ、軽油につきましては、道路啓開の車両は主に重機になるんですけれども、一定確保できるのではないかなという想定はございます。ガソリンについては、応急救助機関は余り使いませんので、やはり一般車両が使用することで非常に不足するという結果が出ております。

ただ、市町村ごとに差がありますので、給油の方法とか、それから一般車両の発災後の給油については、県民への周知でありますとか、それから道路啓開を含めた燃料の輸送体制も合あわせて、来年度検討する必要があるかなと考えております。

来年度は、多岐にわたります、道路啓開に必要な車両でありますとか、医療機関の非常用発電とかいろんなものが関係してきますので、庁内にワーキンググループを設けて、どういうふうに対策をしていくかということを検討したいと考えております。

次の8ページをごらんください。

瓦れき等の拡散シミュレーションでございます。

部長の総括説明の中でもございましたように、浦戸湾沿岸域におきましては、南海トラフ地震による津波によって瓦れきや車両、船舶が漂流しますとともに、石油施設等の被災によって流出した油とまざり合うことで、津波火災が発生するということが懸念されてございます。

こういうことも踏まえまして、平成25年度に石油基地等地震・津波対策検討会を設置いたしまして、石油・ガス施設の被害想定を行いますとともに、最悪のシナリオを想定した対策案の検討を行ってきました。平成29年度につきましては、津波火災の発生リスクの高い箇所の想定を行うために、瓦れきや石油等の漂流の様相についてシミュレーションを

実施するというところでございます。検討会の中でも、これをぜひやるべきであるという意見も出まして、予算として計上してございます。

右の効果のところに記載してございますけれども、このシミュレーションをやることによりまして、瓦れきの発生源の特定や抑制対策、石油施設における漂流物対策、避難・救助対策といった効果的、具体的な対策の検討が可能となってくると考えております。

それでは、元の資料のほうにお戻りください。

73 ページをお開きください。

一つ目の改修工事監理委託料と、四つ目の災害対策支部改修等工事請負費でございます。

現在、五つの地域に南海トラフ地震対策地域本部を設置してございますが、南海トラフ地震発生時には、それぞれが災害対策支部ということで、それぞれの地域で活動を行うことになっております。

五つございますが、安芸、中央西、須崎、幡多につきましては、それぞれ総合庁舎なり土木事務所の会議室を使って、県の職員でありますとか応急救助機関などが支部の体制の中で活動を行うということにしてしておりますが、中央東土木につきましては、この委員会においても出先調査で行かれたと思っておりますが、会議室が今あるんですが、耐震性が確保できていないということで、新たに会議室を確保する必要があるということでございまして、現在、土木事務所の運転士詰所とピロティ、それから車庫を改修いたしまして、実際に支部対応ができるような会議室を設置すると、あわせて現在、地域本部につきましては非常に狭いところで執務してございますが、その執務室も確保したいと考えております。

それから、下から二つ目の応急対策活動燃料確保事業負担金、これにつきましては、先ほどの燃料確保計画とも関連いたしますが、これまで高知市の南消防署、それから今年度は土佐清水市消防署と南国市消防署で消防本部と連携して燃料の備蓄をすることにしてございますが、これにつきましては高知市の北消防署が敷地の跡地にできるということでございまして、そこに同様の施設を整備する、その応分の負担をするということで、この負担金を計上してございます。事務費には、地域本部の非常勤職員の人件費でありますとか計上してございます。

それでは続きまして、補正予算について説明をいたします。

資料ナンバーの4、補正予算の議案説明書の36 ページでございます。

危機管理・防災課、危機管理・防災費の補正額につきましては463万4,000円の減額ということでございます。

人件費につきましては、市町村派遣職員の負担金ということで、これは2月補正のルールということになっております。

それから、次の危機管理・防災推進費のモニタリングポスト保守等委託料、それから総合防災対策費のそれぞれの委託料につきましては、それぞれ入札減ということでござい

す。

次に繰越明許費でございますが、37 ページ、次のページをお開きください。

まず、防災情報・通信システム管理運営費につきましては、消防防災無線の改修の必要がございます。これは、国土交通省の回線を使用してございまして、その回線のデジタル化とセットで実施予定でございましたけれども、所管の河川課が補正対応でやるということになりましたので、日程調整に時間を要したということで繰り越しをお願いするものでございます。

総合防災対策費につきましては、土佐清水市消防本部の自家給油タンクが土佐清水市の現地調整とか設計などに時間を要したということで繰り越す。それから黒潮消防署への燃料タンク、航空燃料タンクの設置に当たりまして、関係機関との運用方法でありますとかタンク容量の調整などに時間を要したということで、繰り越しをお願いするものでございます。

私からの説明は以上です。よろしくお願いたします。

◎加藤委員長 ありがとうございます。

それでは質疑を行います。

◎土居委員 石油基地の耐震化、津波火災対策ですけれど、これは高知市からしたら、本当に大変重要な政策だと思います。気仙沼市の例を見ても、ああいう状況で甚大な被害があったんですけれど、高知市の浦戸湾の石油基地は、その気仙沼市の基地よりもさらに規模が大きいはずですけども、どうですか、その認識。

◎中岡危機管理・防災課長 規模的にはそれほど大きいという認識はないんですけども、石油基地の津波対策、先ほどちょっと説明で触れましたけれど、平成 25 年度から検討会をやりまして、それぞれのガス・石油施設の耐震とかを調査いたしました。

L1では、液状化による地盤変形は若干起こるけれども、施設の耐震性は有しているということも確認できております。それから平成 27 年度には、L2でどうかということも調査をいたしましたが、タンク本体につきましては耐震性を有していると。ただ一部の部材で若干耐力不足があるということがありましたけれども、それは事業者の方で対応するというでございまして。施設という部分については、一定何とかかなと思っています。ただ問題は、やっぱり先ほど言った津波の影響とはどういうものがあるかわかりませんので、来年度、委託の中で調査をしてしっかり対応していきたいという考えです。

◎土居委員 気仙沼市とどっちが大きいかというのは別にしまして、前回の南海地震では、恐らく現状のような規模の石油基地ではなかったはずで、まさに初めて直面する対策だと思うんですけど、実際もし海面火災が発生した場合に、もう鎮火するすべはないと、南海地震が起きたとき、そういう認識でかまんでしょうか。

◎中岡危機管理・防災課長 消火の活動については、非常に難しいと思います。一部ヘリ

での消火という話もありますけれど、そこにどれだけのヘリが投入できるかもございますし、なかなか鎮火させるのは難しいということがあろうかと思えます。あと高知市は長期浸水の課題がありますので、長期浸水との兼ね合いもありまして、その検討会とも連携しながら、救助対策、対応について考える必要があると考えています。

◎土居委員 海面火災の場合は、要は海面に油が浮いて、また火事場がぶかぶかと漂流していくということで、あちこち類焼していくということが1番心配されることだと思うんですけど、ここの地区でいったら、やはり沿岸部に立地している津波避難ビル等にそういう火災が類焼していくというのが1番怖いと思うんです。今回、一層科学的なシミュレーションをされるんだと思うんですけど、その結果、そういう危険地域に津波避難ビルがあった場合等への対応を、高知市としっかりやっていかないかんと思うんですけど、その辺はどういうふうにやっていけますか。

◎中岡危機管理・防災課長 まさしく、委員の言われたところをはっきりさせるために、今回シミュレーションをやります。当然、津波対策検討会には高知市も入ってございますし、先ほど言いました長期浸水の対策も県としてやってございますので、シミュレーションの結果も見て、高知市と一緒に対策していくことが必要と考えています。

◎土居委員 具体的にどんな対策を考えられているんですか。

◎中岡危機管理・防災課長 それは、この検討会の中で最悪の被災シナリオというのを作成しまして、それに対して幾つかの対策項目を挙げてございます。シミュレーションの結果も踏まえまして、具体的に詰めていきたいと考えています。

◎土居委員 場合によっては、その津波避難ビル指定の見直し等も必要ではないかと、意見としては申し上げておきたいと思えます。

あと、ここは三重防護事業がこれから進行していく中で、一つ心配しているのは、地域の方々の中に、県民意識として、三重防護ができれば大丈夫なんじゃないかという変な安心感的なものがあつたときに、津波対策の実効性といいますか、進めていく上でひとつ課題になってくるのではないかと思うんですけど、その辺の対処というか、それはどうされていけますか。

◎酒井危機管理部長 三重防護でかなり、L1だとほとんど被害がないみたいなことが言われていますけれど、それはあくまで想定ですので、起こったときには最悪を考えていただいて、今どおり避難をしていただくっていう県の方向性は変わりません。

◎土居委員 どうぞよろしく申し上げます。

◎浜田（英）委員 中ノ島とタナスカの石油基地、有事のときはどうかかわらんですが、平時の場合は、あの上をドローンなんかを飛ばしてモニターしたりするのはだめらしいですね、法律では。そんなことで2年ぐらい前に、高見山かどこかわからんけれども、石油基地をモニターする望遠レンズ付きのカメラの予算が上がっていました。あれはもう設置

済みなんですか。

◎中岡危機管理・防災課長 商業電力のこととかいろいろ課題があったんですが、もうでき上がりまして、先日部内でもデモをやりましたが、筆山の上の皿ヶ峰のほうに設置をいたしまして、非常にきれいに見えます。状況は、今も見えますし、それから、石油基地に加えまして旭のほうも見えます。そのときにどういう状況になっているかというので映しまして、県庁のほうで自動的に見えるということになっておりますので、救助とかいろんな応急活動の上でも、遠方から、上空が見えるという効果があると思います。

◎浜田（英）委員 時々、やっぱり映して見よらないかんと思いますし、リアルタイムで見ることも大事でしょうけれども、モニターも古かったんですけど、防災作戦室のモニターを変えましたか。

◎中岡危機管理・防災課長 御予算を認めていただきまして、いいものができてございます。非常に視認性に優れたいいものができてございます。

◎浜田（英）委員 はい、わかりました。

◎中内委員 土佐市へほら、仁淀川河口口へできた、非常に大事そうに言うけど、あれは発信する機械もなけりゃ、受信する機械もないがね。これはどうなっちゃうぞね。

◎中岡危機管理・防災課長 何の施設でございましょうか。

◎中内委員 この地震の、津波の、発信したり受けたりする……。

◎中岡危機管理・防災課長 それは国交省か何かの事業ですかね。ちょっと把握していないんですけども。

◎堀田危機管理副部長 あの河口へできたタワーの話ですかね。タワーをつくる時はうちは補助金を出していますんで、一定その話をしながらつくっています。

◎中内委員 ほんで、その機械というものが全然ないわね。受信する機械も、発信する機械も。

◎堀田危機管理副部長 その情報伝達するやつ、伝えたり集めたりする物については、まだついてないタワーもありますんで、これからそういうものをつけていこうということは今、市町村と話をしゅう最中でございますけれど。

◎中内委員 そりゃけど、話ししよったら何年先になるぞね。

◎堀田危機管理副部長 基本的には県のほうもつけてほしいということで補助金等を構えていきますんで、何とかつけていただくような話を。

◎中内委員 話はうんと飛ぶけど、北海道の奥尻島で、津波が来たら自動的にシャッターが下がるとかというような装置がありますわね。その応用はできんかね。金はかかるろうけど。

◎堀田危機管理副部長 一部どっかの施設で、自動で下で立ち上がって津波を止めるようなものを若干やったところはあると思うんですけども、タワーなんかにはまだそういうも

のをつけたものはないですね。タワーは基本的に、上へ上がって逃げてもらうという施設にしていますんで。

◎中内委員 ほんでね、知事も来ちよった、落成式へ。知事はええことばっかし言わあ。ほんで後で僕が、おまん、発信も受信もないもんが何があれがえいでとこう言うたら、それはけんどしゃあないわ言うて、冗談めいて別れましたけんどね。やっぱり、つくったら最後まで面倒を見るように。市のほうにも責任があるろうと思うけんど、国にも働きかけて対応しちゃらんと。

◎堀田危機管理副部長 やっぱり、まずはその直後の命を守る部分。だからタワーなんかを一生懸命つくって避難場所をつくろうということやってきましたんで、今はそこに避難した後、どういう格好で、命をつなぐ、ある意味つなぐということになるんですけれども、その部分はこれから力を入れていきますんで、今言われたような情報を集める手段ですとか発信する手段なんかも、これから手を尽くしていきたいと思います。

◎中内委員 あそこは御存じのように、海へ遊びに来る人だけしか集まらんと場所ですきね、地元がもめたがやけどね。そこへつくるより別へつくってくれということ。けんど国の関係があったろうき、そら仕方ないことやけんど、やっぱりタワーをつくるだけではないかん。内部の充実ということもよう考えてもらいたいというようにお願いをしておきます。

それと、この検討会の組織のメンバーですね。

◎中岡危機管理・防災課長 津波のほうですか。はい。

◎中内委員 そのメンバー、変わっちゅうかね。

◎中岡危機管理・防災課長 変わってございません。平成 25 年度に設置して、河田先生が委員長になってございます。

◎中内委員 どういうメンバーか。

◎中岡危機管理・防災課長 関西大学、河田恵昭先生が委員長でございまして、あと東北大の越村先生でありますとか、それから国交省の港湾関係の行政の委員の方等が入ってございます。あと、工科大の学長さんも入ってございます。

◎中内委員 妙にとっぴな人ばっかしが入っちゅうき、学問のある人ばかりやと思うけんど、そういうがじゃ間に合わんね。もっと地元から選ぶとか、そういう人のほうがもっと正しいと思うがやけんどね。

◎中岡危機管理・防災課長 県も市町村も入ってございますし、それから実際にタナスカ、中ノ島の地元事業者の方にもオブザーバーで入っていただきまして、その中でも意見のやりとりもさせていただいております。

◎塚地委員 先ほどの瓦れき等拡散シミュレーションというのはすごく大事なことだとも思いますが、平成 28 年度のシミュレーションの技術研究が進展したことを踏まえて、シミュレーションの実施について検討会から提言があったということで、何が言いたいかと

いうと、3,000万円というのは結構すごいお金やなって、予算書を見て出ていまして。ど
ういう積算でこういう金額になるのかなって。

◎中岡危機管理・防災課長 この瓦れきのシミュレーションにつきましては、検討会が平
成25年度にできたときから、そういうものがないと実際にその具体の対策をできないとい
うことが言われてございました。ただ、当時東北大学の小島先生等が研究もされていたん
ですけれど、なかなかできるという条件がないというところがあったんですが、今年度の
8月に行いました検討委員会の中で、できるような技術の進展があってやっております。
これ、スーパーコンピューターを回すということがございまして、そういった意味で経費
がかかるということがございます。そこが1番の大きな要因です。

実際入札をいたしますので、これぐらいの予算が要るかということはあるんですが、不
足があってはいきませんので。1番大きいのは、やっぱりスーパーコンピューターを回す
というところがあるかと思います。

◎塚地委員 何社ぐらいそういうことができる、例えば入札できる技術力を持っていると
ころがあるものなんですか。

◎中岡危機管理・防災課長 大手のところであればできるんじゃないかという想定をして
ございます。見積もりは4社ぐらいからとってございますので、できるところはあるんじ
ゃないかなと思っておりますが、当然、入札の結果になろうかと思えます。

◎塚地委員 わかりました。専門技術を持っているところがどうしても少なく、こうい
う調査委託は結構値が張るというのがあると思うんですね。そこに県の側として、これぐ
らいついていうふうに想定できる技術力というか、そういうものがないと、この後もいろ
いろコンサルとの関係の委託料とが出てくるんですけれど、そこらあたり、研究していかん
といかんがじゃないかなと。土木部の方ともお話したことがあるんですけれども、専門っ
ていうところの適正価格みたいなものがなかなかわかりづらいということがあって、そう
いうあたりも、課題として県で持ちよかんといかんがじゃないかなと。ここだけの話じ
ゃなくて申しわけないんですけれども。それは意見で構いません。

◎梶原委員 燃料確保計画を策定されるということですが、先ほどいろんな厳しい条
件を設定した上で不足になるという、いろんな条件によっても変わるし、この事業執行上
の課題にも挙げられているように、まずどこまで、そういう施設、車両、多数あるんで、
各課の連携の上に検討が必要というふうにされているんですが、内閣府の南海トラフ地震
における燃料供給に関する計画なんかもあって、関連して、ずっと実質そういう重点的に
継続に必要となる対象となるもの、優先供給をするもの、いろんなそういう想定をする中
で、高知県の気候が比較的温暖とはいえ、地震が発生する際の真冬の夜中であつたりとか、
結局、救助するために必要な、活動するために必要な供給体制はできても、避難所もそうす
し、いろんなところから生存のために暖をとったり、生存のために必要な燃料供給という

のをどういうふうにしていくのか、それを幾ら想定しても、その規模とか送る場所によって全く違うわけですから、その起きた直後に状況を判断してそういう生存に必要な、全体が活動する量からいけば、人が暖をとる燃料というものは、それは量的にはそんなに多くはないけれど、それを供給できる体制が必要ではあると思うんですね。そこは、この計画の中ではどういうふうに盛り込まれるのか、その辺をお願いします。

◎中岡危機管理・防災課長 今回の対象は、油種でいきますと重油、軽油、灯油、ガソリンという調査をしてございます。灯油につきましては、主に重要施設、福祉施設でありますとか、車両ではないところに使われると思います。今、梶原委員が言われたその避難所等につきましては、後で南海トラフ地震対策課から説明がございまして、今後、避難所の運営マニュアルを策定してございますので、そういった中で状況も見ながら、先ほども言いました冬場のストーブとか、そういう暖をとる対策についてやっていく必要があるのかなど。基礎の供給量がどれだけあるというところは今回調査で出てきてございまして、それも踏まえて検討していくべきかなと思っています。

◎梶原委員 その避難所の運営マニュアルのほうで避難所として確保する取り組みと、実際、確保すると言っても、供給施設のほうから優先順位をつけられて、避難所であれ一般の方であれ給油に行っても、それは制限されるという。その供給側の取り組みと運営側の取り組みとまた違うと思いますので、言い出したら本当にいろんなことを想定、きりが無いぐらい盛り込んでいかないといけないと思うんで、実質これを想定してということも大事ですけど、起きたそのときの状況によって柔軟に供給体制が取れる、そこをすごく考えていただきたいなと思います。

◎中岡危機管理・防災課長 やはり、灯油も含めまして、それから軽油にしてもガソリンについても来年度検討するんですけれども、一定どっかに備蓄といいますか、ふだんから使えるようなものを確保していくというのが必要だと。それは、避難所についても一緒やと思うんです。発災直後に運ぶというのはなかなか道路状況もございまして難しいので、ベースはやっぱり一定の量を確保していくと、全部は難しいかもしれませんが、最低限の量を確保していくという対策はメインになるのではないかなと思っています。

◎土森委員 ここで自治体衛星通信機構の負担金、1,800万円があるよね。これちょっと注目したがやけれど、どういうことか。

◎中岡危機管理・防災課長 この自治体衛星通信機構といいますのは、全国の都道府県が加入してございます。いわゆる衛星系のシステムでございまして、自治体衛星通信機構が持っている衛星の方から、国と県の通信が確保できるというものでございます。結構高いんですけれども、構成団体が都道府県、それから一部市が入っているところもございまして、通信のシステムについては、先ほど言った地上系とそれから衛星系という多重化

を図っていますので、非常に重要なものであるとは認識しております。ただ、確かに運営経費は、都道府県とか自治体のお金で運営していますので、非常に高いということは思います。

◎土森委員 非常に重要な情報通信だと思っています。もちろん高だけというふうに使われるのかと思いついたわけですが、いざというときにここが何よりも頼りになるところだと思います。これは、47 都道府県が全部負担しているということか。

◎中岡危機管理・防災課長 はい、全部入ってございます。

◎土森委員 市町村は関係ないか。

◎中岡危機管理・防災課長 実は、非常時の通信については、今年度も予算をいただいて検討しているんですが、今高知県の場合は、地上系の防災行政無線で県と市町村が結ばれています。昔は衛星系でも結んでおりました。そういった意味で市町村も関係しているんですけど、自治体衛星通信機構のやつについては国と県とのラインだけになってございまして、今は基本的に市町村は入ってございませぬ。市町村とは衛星携帯電話とか、そういったツールで多重化を図っているのが現状です。

◎土森委員 県で市町村の分は対応できるということやね、そしたら。

◎中岡危機管理・防災課長 今は、国と県とやっているんですが、ただ今年度検討をずっと進めておまして、やはり東日本の事例も踏まえますと、地上系だけでは市町村長とのホットラインというのが確保できないのではないかと。思いとしましては、衛星系の部分も必要じゃないかと思っておりますが、それにつきましては、予算が伴うものでございませぬので、また検討いたしまして、財政当局とも協議をして、議会の場でお諮りをしたいなと思っております。必要性は非常に認識しています。

◎土森委員 防災協定を結んでいる団体というのはいっぱいあるよね、建設協会とかね。そういうところにも情報を入れていくという。いざというとき、ものすごいこれ利用ができると思うんですね。そういうふうな考えはあるのか。

◎中岡危機管理・防災課長 L A S C O Mと言いますけれど、この自治体衛星通信機構そのものをいろんな防災関係機関にということには多分ならないと思いますが、地上系、衛星系それから衛星携帯という、複数のものでラインをつくっていくことが必要でございませぬ。それも含めて今検討してございまして、来年度以降、予算のほうをお願いしたいと考えております。

◎浜田(英)委員 徳島県で、防災に非常に熱心な西沢貴朗という県会議員がおるんです。彼とよく防災の議論をするんですが、その衛星系は高知県は随分導入が早かったのに、ちょっと徳島に遅れちゃう。徳島は衛星系のネットワークシステムを既にやるようになったと。何で高知は、遅れちゃうのか、多分金がないがやないかえということになっているんですが、そこら辺はどうなんですか。

◎中岡危機管理・防災課長 先ほど言いましたように、以前は地上系と衛星系、両方持っていました。平成 21 年当時に、いわゆる防災行政無線のデジタル化のときに、財政とも予算協議をしまして、そのときに市町村との衛星系はやめたという経緯がございます。それはやっぱり、浜田委員もおっしゃいましたように、お金が非常に大きゅうございますので、そのときの選択では地上系でしっかりやろうと。補完としては衛星携帯電話とそれでやろうということに進んできました。

ただ、先ほど言いましたように、東日本の事例とかいろいろ踏まえますと、やっぱり通信手段を複数化しておく必要があるということで、今検討を進めているところです。

◎浜田（英）委員 すると、これは県際間のネットワークも取れるということか。

◎中岡危機管理・防災課長 はい。そういうことになります。

◎浜田（英）委員 はい、わかりました。

◎加藤委員長 以上で、質疑を終わります。

〈南海トラフ地震対策課〉

◎加藤委員長 それでは次に、南海トラフ地震対策課の説明を求めます。

◎窪田南海トラフ地震対策課長 南海トラフ地震対策課の窪田です。よろしく願いいたします。

それでは、当課の平成 29 年度当初予算案につきまして説明させていただきます。

まず、議案説明書②の 74 ページをお願いいたします。歳入でございます。

14 款、諸収入の 6 目、危機管理部収入は、臨時職員の雇用保険の本人負担分でございます。

次の 15 款、県債の 2 目、危機管理債は、市町村が行う地域防災対策総合補助金や緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業に充当するものでございます。

続きまして、75 ページをお願いいたします。歳出でございます。

当課の予算総額は 14 億 5,835 万 1,000 円で対前年度比 51%、13 億 9,679 万円の減となっております。減額の主な要因としましては、避難タワーなどの津波避難空間の整備がおおむね完了したことや、県予算の平準化に伴い津波避難対策等加速化臨時交付金が 13 億 6,384 万 2,000 円減額、施設整備の要望が減ったことにより地域防災対策総合補助金が 1 億 2,462 万 8,000 円減額したこと。また、市町村が策定します応急期の機能配置計画が今年度平成 28 年度で完了したため、補助金が 8,910 万 9,000 円減額したことによるものです。

それでは、右側の説明欄に記載しています細目事業に沿って、主なものを説明させていただきます。

まず、2 の地震対策企画調整費は、関係都道府県等と連携しまして、広域的な課題の検討や地震対策を促進するための経費でございます。

次に、3 の地震対策推進事業費は、事業者の防災力を向上するための活動を支援するた

めの経費や防災に関する人材の育成・啓発に係る経費です。

1 項目め、南海トラフ地震対策優良取組事業所認定事業委託料は、事業所が南海トラフへの備えを始めるきっかけとなるよう、すぐれた取り組みを行っている事業所を認定するための説明会や審査会の開催準備などを委託するものです。本年度に新たに3事業所が追加されまして、合計で24事業所となります。

その下、防災士養成研修実施委託料は、地域での防災活動の担い手となる防災士を養成するための研修会の運営を委託するもので、来年度も300名の養成を目標に取り組んでまいります。

1番下の地震に強い人・地域ネットワークづくり講演会運営委託料は、南海トラフ地震に関する県民向けの普及啓発のための講演会の事前準備や、当日の運営などを委託するもので、来年度も2会場で開催を予定しております。

次のページ、76ページをお願いいたします。

1番上の番組制作放送等委託料は、県民の皆様に南海トラフ地震を正しく恐れ、備えていただくために、テレビ、ラジオなどのマスメディアを活用して啓発を行うものです。

次に、4の地域防災対策事業費は、地域の防災活動を総合的に推進し、災害に強い人づくり、地域づくりを目指すために要する経費でございます。

1項目めの起震車運転業務等委託料は、起震車2台の運行と操作を委託するもので、本年度2月末現在の体験者は3万7,760名です。既に昨年度の体験者数を上回っておりまして、多くの方に体験していただいております。また今回から、12月補正で債務負担行為の御承認をいただきまして、委託期間を3年間に延長しました。現在4月1日からの目標に向けて準備を進めております。

その下、自主防災研修等実施委託料は、自主防災組織や市町村職員を対象とした研修会や災害図上訓練、それから避難所運営訓練といった実践的な防災訓練の実施の企画運営を委託するものです。来年度も本年度同様に、研修会や訓練をそれぞれ東部、中部、西部で実施したいと考えております。

その下、地域防災フェスティバル開催委託料は、県民の皆様に地震防災対策の意識の啓発ため、県の総合防災訓練と同時に開催しますフェスティバルの運営委託料で、来年度は6月に室戸市で開催する予定です。

その下の物資配送計画と応急期機能配置計画、津波避難対策検討委託料は、後ほど議案説明資料のほうで説明させていただきます。

その下の地域防災対策総合補助金は、地域の防災対策を総合的に推進し、災害に強い人づくり、地域づくりを目指し、市町村の行う自助、共助、公助の取り組みに対して補助をするものでございます。

その下、緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業費補助金は、中山間地域の孤立対策とし

て市町村が行う離着陸場の整備に要する経費の一部を補助するもので、来年度は高知市など9市町村、15カ所の整備を行う予定です。

その下、地域集会所耐震化促進事業費補助金は、避難所の収容能力の確保対策として、地域が所有しています集会所などを避難所として活用するために行う耐震改修を支援するものです。来年度は7市町村が事業を実施する予定でございます。

その下、避難所運営体制整備加速化事業費補助金は、避難所の運営体制の充実をさせるため、避難所における運営マニュアルの策定、運営の訓練、それから資機材の整備を支援するものです。来年度も今年度同様、避難所運営マニュアルの策定や訓練の支援を行ってまいります。

その下、津波避難対策等加速化臨時交付金は、津波からの避難空間の整備を加速するため、整備に必要な市町村の負担を実質的にゼロにするもので、市町村が行った整備に対して翌年度に交付するものです。この制度は平成27年度までに予算化されたものが対象になっておりまして、来年度は沿岸域全19市町村のうち16市町村に交付する予定となっております。

それでは、先ほど三つ後で説明すると言いましたものについて、議案説明書に基づきまして説明をさせていただきます。青のインデックス、危機管理部資料の赤のインデックス、南海トラフ地震対策課の9ページをお願いいたします。

まず一つ目の、地域津波対策検討委託業務についてです。

津波からの避難路・避難場所や避難タワーといった津波避難空間は、これまでの取り組みにより、おおむね完了しておりますが、現在こうした地域で避難経路の安全性を確保するため、地域本部が市町村と連携しまして住民の方々と一緒に現地を点検しております。

資料の右の上にあります、現地点検結果（イメージ）と書いておりますように、危険箇所や経路を確認しまして、こういう図面を作成しているところでございます。この点検によりまして、避難経路沿いの老朽住宅やブロック塀が、地震の揺れにより倒壊して避難経路をふさぐ恐れのある箇所が、現時点で数多くあることが課題として明らかになっております。現在こうした住宅やブロック塀の持ち主の方に対しては、既存制度を活用しまして撤去や耐震化をみずから行っていただくように働きかけておりますが、対策をしなければならぬ箇所が非常に多いことや、持ち主が遠方にお住まいになっていることなどで、取り組みには相当な時間がかかる状況でございます。こうした状況において、住宅やブロック塀が倒壊すると迂回路もなく逃げられない危険性が特に高い地域においても、住民の方々が確実に避難できる対策を検討する必要があると考えております。

そのため、現地点検の進捗に合わせまして、来年度120地域、平成30年度には242地域を対象にしまして、特にその危険度が高く、避難が困難な地域が県内にどれくらいあるのかも整理して、それぞれの地域の特性を踏まえた対策を検討していきます。そして平成

30年度からは、具体的な対策が実施できるように取り組んでいきたいと考えております。

次に10ページをお願いいたします。

応急期機能配置計画の広域調整について御説明いたします。

発災後の混乱した状況におきましては、市町村内で使える施設や用地が大きく制約される中、迅速な応急活動を可能とするためには、まずは応急救助機関の活動拠点や避難所などの、応急期に必要なとなる機能の配置をあらかじめ想定した応急期機能配置計画が必要となります。

そのため、これまでの取り組みの欄にありますように、策定のための手順書や補助金を活用しまして、本年度末までに全ての市町村で策定が完了する見込みとなりました。しかし、浸水被害が大きいことが想定されている市町村や活用可能な施設や用地が限られている市町村では、その市町村単独で確保することが困難な機能もありますことから、市町村域を越えて、広域で確保するように調整を行ってまいります。下の、今後の取り組み欄にありますように、来年度は、まず高幡圏域をモデル地域として広域での調整を行うこととしており、予算はその業務に必要な資料の作成や会議の運営を委託するためのものがございます。平成30年度以降につきましては、高幡圏域で得られたノウハウを生かしまして、他の地域で調整を進めるとともに、調査の結果、市町村計画に反映させていきたいと考えております。

次に11ページをお願いいたします。

被災者に支援物資を届けるための取り組みについて説明いたします。

過去の大規模地震、大規模災害を踏まえまして、本年度、県の物資拠点から市町村の物資拠点まで確実に配送するための計画を策定することとしておりました。そうした中の4月に熊本地震が発生しまして、そのとき特に物資配送に関して、市町村のマンパワーやノウハウの不足が改めて課題として浮き彫りになりました。

県ではこうした教訓を踏まえまして、昨年12月に学識経験者や国、市町村、民間事業者に参加していただきまして検討会を立ち上げ、平成28年度のところにありますように、県と市町村の拠点の役割分担、それから民間事業者と行政との役割分担、それから配送手段の確保などの検討を進めております。今年度中に物資配送に関する基本方針を取りまとめることとしております。

資料中段にありますように、平成29年度はこの基本方針に基づきまして、県の七つの総合防災拠点ごとに地域本部が中心になり、市町村や民間事業者と連携しまして、地域ごとに必要となる資機材の確保、物資の受け入れ、仕分け、保管の方法や人員体制、それから県から市町村の拠点までの配送ルートを選定などを定めた運営マニュアルを策定することとしております。予算はこのマニュアル策定のためのワーキンググループ会議の運営や資料の作成を委託するためのものがございます。

さらに平成 30 年度以降には県の取り組みも参考していただきながら、市町村において、市町村の物資拠点から避難所までの物資を届けるための市町村の物資配送計画を作成していただきたいと考えております。

平成 29 年の当初予算につきましての説明は、以上でございます。

続きまして、平成 28 年度一般会計補正予算について御説明いたします。

議案説明書④、補正予算の 39 ページをお願いいたします。

補正額の欄にありますように、1 億 7,862 万 4,000 円の減額補正をお願いするものでございます。右端の説明欄に記載しています細目事業に沿って説明させていただきます。

1 の地域防災対策事業費の 1 項目め、地域防災対策総合補助金は、市町村の要望をもとに当初予算を計上しておりましたが、市町村における事業の数が減となりまして今回の減額補正となっております。

その下、緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業費補助金も市町村からの要望に基づき 16 カ所分を予算計上しておりましたが、市町村における地元との用地交渉が難航するなど整備が先送りされ、合計 10 カ所分の予算が不用となったものでございます。

その下、地域集会所耐震化促進事業費補助金は、市町村におきまして地元との協議や耐震診断と設計に時間を要したことから、耐震改修が次年度以降に先送りとなったものでございます。

その下、避難所運営体制整備加速化事業費補助金は、本年度避難所の運営マニュアルを作成した避難所において資機材整備を予定したものが、運営マニュアルの作成に時間を要したことから、資機材整備等を次年度以降に先送りしたためでございます。

その下、津波避難対策等加速化臨時交付金は、津波避難タワーの整備などに交付しておりますが、地権者との交渉や地元交渉に時間を要したことにより、完成がおくれたことによるものでございます。

以上で、平成 28 年度の一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、40 ページの繰越明許費について説明させていただきます。

事業名の欄にあります地震対策企画調整費は、地震対策啓発 DVD 作成委託料において、ドラマなんですけれど、ドラマ撮影に伴いますロケーション施設等の選定やその使用の調整に日数を要したことと、それから南海トラフ地震啓発パンフレット作成委託料において、啓発冊子であります「南海トラフ地震に備えちよき」の改訂作業を進める中で、原稿の作成や校正作業など受託者との調整に時間を要したことによるものでございます。

その下の地震対策推進事業費は、南海トラフ地震高知市長期浸水避難対策事業委託料で、住民の皆様に避難行動を検証するに当たり、シミュレーションに与える条件設定について、有識者との協議に日数を要したことによることでございます。

それからその下の地域防災対策事業費は、市町村が行う緊急用ヘリコプター離着陸場整

備事業費補助金において、適地の選定や地元調整に時間を要したことと、また地域集会所耐震化支援事業費補助金において、市町村が耐震診断の実施までに、地元との調整に日数を要したことによるものでございます。

以上で、南海トラフ地震対策の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

◎加藤委員長 ありがとうございます。

質疑を行います。

◎中内委員 補正予算でね、ちょっと甘いことはないか、これほど残るということは、予算のつけ方が甘いことはないかね。

◎窪田南海トラフ地震対策課長 はい。そう言われればそうだと思います。

ただし、市町村の予算をいただくときに、地元の方の要望を聞いて市町村が取りまとめて、それを県として取りまとめています。その後、県の予算として一応精算をするときに、まだ市町村も地元と交渉中でありまして、県がそれを先にこれを締めるということは、市町村にとっても地元交渉がそこで中断しますので、その点を配慮しまして、こういう状況になっております。

◎中内委員 繰越明許費を見てもよ、計画調整に日時を要したとか、人の話ばっかしよ。そうじゃなしに、もうちっとこの予算を、ここだけの話やないで、全般的にそうじゃけんどやね、詰めちよかないかんと思う。ほんで、補正予算でついちゅう、ところは計画のほいたら何%いちゅうで。ひとつもいてないがかね。39 ページ、予算の1億7,862万4,000円とか、そういうような大きな数字は。

◎窪田南海トラフ地震対策課長 減額予算の規模につきましては、市町村の事業が次へこけたとか、止まったということでの減額予算でございまして、どうしても市町村の進みぐあいに連動した、今回の補正予算の計上になっております。

◎中内委員 やっぱりそういう緊急を要して市町村もお願いにあがっちゃったと思います。けれどね、これほど進まざったらね、もうペけにせないかん。そら一遍ね、窪川の土木事務所に行ったときに地元の町長が来て、話ししよってね、県にほごにされたという。ほごという悪い表現を使うたからね、僕はそらあ問題だと言うて反発したことがありますけれどね。やっぱり、長が来て、いろんなお願いしますを言うて、つかざって、それを県が悪いような、ましてほごじゃいう、そういう言葉まで使うということはね。それをほんでね、やっぱりそこら辺が気をつけないかん。

ほんで、道路課ではやね、もう用地交渉は進んでないところは、予算をカットせよというところまで、前にも出ちよったわけですわ。これやったらね、あんたらもうるさいろうと思うで。

◎窪田南海トラフ地震対策課長 そういうことも踏まえまして、また、これ以降の市町村

との、そういう内容について、中身をもう少し詰めて、しっかり予算計上させていただきたいと思います。

◎梶原委員 その関連なんですが、緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業費補助金にしても16カ所のうち10カ所ができない減額ですよ。で、繰り越ししている分もありますよね。

◎窪田南海トラフ地震対策課長 はい。

◎梶原委員 実質、16カ所のその要望想定のうち、今年度で完成したのは何カ所ですか。

◎窪田南海トラフ地震対策課長 平成28年度で4カ所です。

これがなくなっているんで、3カ所です。

◎梶原委員 なくなっているとは。

◎窪田南海トラフ地震対策課長 資料をちょっと修正をかけていまして3カ所です。

◎梶原委員 その3カ所完成して、繰り越し対応している部分があって、今回この10カ所分を減額してさらに平成29年度予算には緊急用ヘリコプターの補助金が8,400万円出ていますよね。この8,400万円の箇所は、ここで一旦減額をしたところを新たにということですか。

◎窪田南海トラフ地震対策課長 そういうことです。

◎梶原委員 先ほどからね、中内委員が言われるように、確かに市町村からの要望もあって、その分について県が予算を組むのは理解できますけれど、減額してまた次に出して、じゃあ来年本当にそういう調整がとれるのかとかどうか、そこまで来年度完成の見込みをしっかりと市町村と確認した上で、今年度のこの8,400万円の予算というものになっているのか。そこまで詰めないけれども、実際、今回、今年度できなかったけれども、またやりたいという要望のもとやっているのか。そこはしっかりと市町村とも協議を詰めた上で予算計上しないといけないと思うんです。その辺はどういう状況ですか。

◎窪田南海トラフ地震対策課長 おっしゃるとおりでございまして、私どもも年3回ぐらい、年度途中で進捗状況をきちっとヒアリングしております。やはりできないもの、できるものをその時点からも聞いて、それを来年なのか、じゃあ来年度のめどはどうかとか、そういうところも聞いておりますけれど、ちょっとその分でまだ甘いかもしれませんので、なおその点につきましてはこれからまた、その辺注意してやっていきたいと思えます。

◎梶原委員 はい。ぜひよろしくをお願いします。

その地域防災対策事業費を平成29年度も13億4,000万円計上していますが、今年度分は、実際減額して、その執行率は今年度当初予算でどれぐらいですか、地域防災対策事業費として。先ほどからその補正予算の説明で、地域防災対策総合補助金も7,300万円減、緊急用ヘリコプターも1,500万円減、地域集会所耐震化も1,000万円減。避難所運営体制

整備加速化事業費補助金も1,600万円減、津波避難対策等加速化臨時交付金も6,200万円減。

◎窪田南海トラフ地震対策課長 順番に。

◎梶原委員 いや、個々には及びません。それをひっくるめて全体の、今回地域防災対策事業費として1億7,800万円減して、今年度のこれを減額した上で執行率というのは何%ぐらいなんですか。

◎窪田南海トラフ地震対策課長 昨年度の資料なんですけれど、主に80%ということで進んでいます。

◎梶原委員 先ほど言われたように、市町村ともっと協議を深くした上で、ぜひお願いしたいと思います。

あと、これは今年度の業務概要のときでしたかね、起震車の運転をトラック協会に委託をしているということで、実際、その起震車運転等委託ということで運転だけではないよと。そこで、塚地委員が言われたと思いますけれど、県民の方ときちんと話をし、防災に対する認識を持ってもらうのに大切な役目を担っているんで、運転がメインではないよと。じゃあ、であるならば事業名も等々入っていますが、これだったらもう運転がメインに来ているんで、ぜひ検討ということ、たしかそういう話があったと思うんですが、その辺については。

◎窪田南海トラフ地震対策課長 あのとときは予算書の名前を変えるまではちょっとできませんでしたので、今の業者に委託をするときの名前を「起震車運転等防災啓発推進」と、「防災啓発推進」という言葉を入れて、受託業務名ということでその辺について対応させていただきます。

◎梶原委員 はい、了解しました。

◎塚地委員 先ほどの市町村との関係のお話なんですけれど、進まない原因、これは促進したい事業じゃないですか。県側としてもやってほしい、県民側としても急いで整備してほしいという事業で、その進まない原因のところを市町村から聞くと、やっぱりマンパワーが結構不足していて、その地域との協議、用地交渉とかいうのがなかなか進まないって声を結構市町村の職員さんから伺うんです。市町村の現場は本当に職員さんがいろんな仕事を一人の人がすごい重層的にやっているという状況なんで、そこは市町村が詰めないかんがですけども。県の地域防災監の皆さんとか、一定県の土木事務所も含めて、市町村事業なんですけれど、マンパワーで支援するというをしていかないと、なかなか早くそういうことができいくことにはつながらないんじゃないかなと思うんで、ぜひそこらあたりは市町村の状況もきちんと聞いていただいて。詰めが甘いんじゃないかという話ではなくて、促進するようにぜひ県としても支援をしていただきたいなと思うんで、ちょっと御意見があればそこを。

◎窪田南海トラフ地震対策課長 自分たちも詰めるだけが仕事じゃないと思いますので、やはり相手の市町村の状況も配慮して、できるだけ、例えば書類の作成なんかも簡単にするとか、相手に配慮しそういう認識を持って、これから市町村の職員との話し合いを進めていくようにします。

◎塚地委員 はい、お願いします。

◎土森委員 当然、市町村と関係する県予算というのは、市町村としっかり協議した上で市町村から上がってきたものを県事業として予算をつけたるわけやね。これが正しいでしょう。だから、市町村との連携、それをもっと密にしていってほしいがね、こういう繰越が余り出てこないということと同時に、やっぱりこの市町村との連携をもう少し強化していくことが大事ということだと思います。そうせんと今みたいな議論になってくるわけやね。その辺はしっかり気をつけてやったほうがいいと思います。

それとね、いつも思うがやけれど、いざ発災後、全国から物資が入ってきますよね。その配送の計画作成協議会というのがあって、ここでもちょっと説明したけれど、物は来たけれど、被災地にどういふふうに入れていくかという、ここがいつも問題になる。東日本でもそう、熊本でもそう。だからこの辺の整理というのはしっかりしておく必要があるからこういう会議を持ってといふふうにするんですよね。この会議に参加している人たちは、現地に入って現地の状況をよく把握した人たちがメンバーとして、この会議に出席しているわけですか。

◎窪田南海トラフ地震対策課長 今基本計画をつくるメンバーとしましては、大学の先生、それから実際、東日本それから熊本地震で物資を搬送した民間の事業者の方、地元の市町村の方、国の内閣府、四国の運輸の方と、関係者、経験者、それからそれを経験した機関の方を集めて今やっております。来年度もそれを地域ごとのマニュアルをつくりますので、そのときのメンバー、全員はちょっと難しいかもしれませんが、そのメンバーを中心に、それからさらに地元の市町村の方を入れて、協議を進めながら作成していく予定でございます。

◎土森委員 そこね、災害はいつ来るやらからん。だから、来たときにすっと対応ができるようなマニュアルにしちよかないかんと思うね。せつかく全国から被災地に物資を届けてくれて、善意で来てくれているわけですよね。それをいかに被災地に配送していくかという、そのシステムづくり、あるいはマニュアルづくりというのをずっとやっていると思うけれど、しっかりとした方向でいざとなったときにすっと対応ができる、そういうこと。例えば熊本あたりが、上からものを言わんずくにね、命令を待つがやなしに、市町村に来た物をそこで配送したほうがずっとええという話があったりしたんですよ。そういうことも含めて、経験豊富な方が入っていると思いますのでね、いいものをつくってほしいと思いますね。以上、どうですか。

◎酒井危機管理部長 物資については、熊本地震だけで言われたことではなくて、東日本でも、阪神・淡路大震災、中越でもありました。基本的には我々行政の者が物流っていうものを理解していないというところに1番原因がありますので、事業者の方にも入っていただいて、大学で研究している方にも入っていただいておりますので、ことし基本方針をつくりまして、来年はそれぞれの拠点で市町村と一緒にもつくりますので、ぜひそのいざというときに何をしたらいいかというぐらいにつくり込んだマニュアルに仕上げたいと思っております。

◎浜田（英）委員 本会議でも出ましたけれども、支援対策から受援対策が大事だということでごさいます、ラストワンマイルという言葉も出ましたけれど、まさにこのラストワンマイルが1番大事だと思いますね。今回の熊本、視察させていただいたんですが、課長にも及ばんですけれども、チーフクラスの方でも一緒についてきたらよかったねというような今回の視察でごさいました。特に、熊本県の防災監からお話を聞いたんですが、この人ちょっと自信過剰じゃないかなと思うぐらいの、でも一つの苦難を乗り越えたという自信はすごいですよ。だから、高知県でこれだけの自信を持って、例えば内閣府から来る国の役人を、邪魔だと言えぐらいの、士気を高める防災監。高知県では一体これを誰が務めるかっていう、酒井部長がお務めになるんですか、これは。

◎酒井危機管理部長 その点に関して私、存じ上げておりません。

◎浜田（英）委員 知事も出張の多い方ですので、留守のときに起こる可能性も考えたら、やっぱり高知県のこの、全ての防災をです、全てを網羅してわかった人がパーン、パーン、パーンと指揮をできる体制というのは非常に大事かなと、それを特に感じました。あれだけの自信過剰やってもいかなのでしょうけれども。しかし、やっぱりあの自信はすごいもんだなと思えますが、そんなこともこれから考えていく必要もあるんじゃないかと。

それから自衛隊高知地方協力本部長をしようとした杉本さん、今度、御殿場市へ行くんですよ。御殿場市も富士山、頂上が噴火するやなくて、宝永山から噴火する可能性もありますよね。そうなってくると、やや近いところへ溶岩も流れていくわけですから、そんな意味では非常に重要なポストを担うようになったんじゃないかなと思います。高知県もその必要があるならば考えてもいいんじゃないかなと思っています。

◎梶原委員 ちなみに、その方が同期の福永さんにぜひよろしくと言っていましたので、それをつけ加えさせていただきます。

◎土居委員 ちょっと話がかかりますけど、津波避難対策検討事業なんですけれども、津波避難空間がおおむねとりあえず完了をして、これからその津波避難経路とか質を高めていくということになってくるんだと思うんですけれども、これから地域特性に合わせた対策ということで、例えば河川がある地区等について、津波の場合、当然河川も遡上していくと。遡上速度は早くて、いわば河川から土手を越えてきた津波の方が早いというようなケース

も多々あると思うんですけど、そういったことも含めての検討だと思うんですけど、その河川遡上の津波というのを検討するに当たっての材料、そのシミュレーションとか、それはどこまでされているのか。

◎堀田危機管理副部長 今、県が公表しています津波浸水予測の中に、その到達時間のやつも入れているんですが、30分でこの地域には津波が来ますという時間を入れています。浸水予測をするときには、当然河川の遡上も入れていますんで、河川からあふれてくるところが早いところは、そこがそういう色塗りになっていると思います。それを加味して浸水予測をしておるといことになっております。

◎土森委員 平成28年度はね、高校生津波サミット、大成功しましたね。それで実は、ことは沖縄なんですよ。沖縄の県会議員が数名調査に来ていました。それを協議して沖縄は立派にやると思いますがね。しかし、沖縄で開催されるこのサミット、当然県の職員が行って、見てみる必要があると思いますよ。そこで聞きたいがはね、平成29年度予算にそういう経費的なものが入っていますか。

◎窪田南海トラフ地震対策課長 沖縄サミット視察という名目ではありませんけれど、いろんなのを想定して、旅費を500万円近く組んでおまして、柔軟に対応できるようになっておりますので、沖縄等も、そういう視察とかも含めてまた検討させていただきます。

◎土森委員 黒潮町でやったのはすばらしかったよね。あの高校生がね。そうして宣言なんかを読んでみても、これもすごいなというふうに思いました。これよりも沖縄はまだいいことをやるかもわからん、今度。それを見てくる、研究してくるといのは非常に重要だと思います。ひょっとして、来年また高知に来るかわからん。いや、ほんと。だから体制をしっかり整えるだけの予算というのは、平成29年度にしっかりつけておく必要はあると思いますかね。入っちゅうがやね、旅費で。

◎窪田南海トラフ地震対策課長 沖縄視察という名目では載せてないんですけど、いろんな形で対応できますので、それをまた考えていきます。

◎土森委員 間違いないがか、そりゃ。大丈夫か。

◎酒井危機管理部長 既にもう行くように私からも言っておりますので、間違いございません。

◎土森委員 そういう説明を先にやらないかん。

◎加藤委員長 質疑を終わります。

〈消防政策課〉

◎加藤委員長 それでは次に、消防政策課の説明を求めます。

◎土居消防政策課長 消防政策課です。よろしくお願いたします。

まず、平成29年度当初予算案につきまして御説明します。

議案説明書②の78ページをお願いいたします。

歳入の主なものを御説明いたします。中ほどの危機管理手数料は、火薬類、高圧ガス施設、液化石油ガス施設の設置許可変更や完成検査、保安検査、また電気工事業の登録や更新、電気工事士、消防設備士などの免状の交付、書きかえに係ります手数料となっております。

1番下にあります危機管理部収入は、消防防災ヘリが他県で発生した山林火災などに応援出動した場合に係る燃料代などの費用に対して、全国市町村振興協会から交付されるものとなっております。

次のページをお願いいたします。

県債の危機管理債は、航空隊基地の外構工事等に充てるための起債となっております。

次の80ページをお願いいたします。

歳出でございます。消防政策費の予算は、8億7,100万円余で、昨年度に比べ約3億9,800万円、約30%の減となっております。減額の主なものは、ヘリの基地整備の工事費が建物の工事が終わったことや、おとめの耐空検査が通常の場合は2カ月でよいところが、平成28年度は4年に1度の6カ月必要になる年であったことから、検査費用の減というものが主なものとなっております。

歳出の主な項目につきまして、右端の説明欄の細目事業に沿って御説明します。

まず、2の消防指導費の消防指導事務委託料ですが、消防職団員の表彰や消防年報の作成、消防庁の調査などに要する経費で、消防操法大会開催委託料は2年に1度開催しています消防操法大会の開催経費をいずれも高知県消防協会に委託するものです。

その下の、災害対策用地図作成委託料は、本県で大きな災害が起きた場合に、他県に消防の応援隊を要請した場合、消防応援活動調整本部を立ち上げますが、その調整本部で必要となる地図を作成するものです。

次のページをお願いいたします。

3予防指導費に委託料が3件ございます。

一つ目は、火災報告等の統計処理を消防科学総合センターに委託しているもので、二つ目、三つ目にあります消防設備士や危険物取扱者に対します法定講習の実施や免状の交付などを、高知県危険物安全協会及び消防試験研究センターに委託しているものです。

次の、4救急救命推進事業費の二つ目にある救急救命講習普及推進事業委託料は、消防署が行う応急手当て講習への支援や、救急救命フェアの開催を高知県消防協会に委託するものです。

その次の、救急振興財団施設運営費負担金は、救急救命士の養成などを行っております財団法人救急振興財団への県負担でございます。

次の、5消防防災ヘリコプター運航管理費の二つ目、資格取得研修委託料は、整備士が4名おりますけれども、そのうち2名の資格取得のための研修に要する委託となっております。

ます。

次の、82 ページをお願いいたします。

建築等工事監理委託料と、その下の施設整備工事請負費は、整備を行っておりますへりの新しい基地の外構工事及び現在の事務所、格納庫の解体撤去工事に係るものです。

このうち工事請負費の主なものは、新しくできたかさ上げ地の航空隊事務所の外構工事で約 9,100 万円、現在の事務所及び格納庫の解体工事が約 8,500 万円のうち平成 29 年度分が約 6,100 万円、債務負担が 2,400 万円となっております。

来年度行います外構工事につきまして、別添の資料で説明をいたしますので、議案説明資料の赤いインデックス、消防政策課の資料をお願いいたします。

図面に赤の斜線をした箇所が外構工事を行う部分で、その内容と位置を黄色で表示しております。資料の右下にあります黄色の囲みをごらんください。

まずエプロンの舗装が 2,760 平方メートル、転落防止施設、これはエプロン周りに設けるものですが 167 メートル、5 メートルかさ上げしました基地へ入るための階段 40.2 平方メートル、空港の敷地への進入防止のため、建物の周囲にフェンスを設置しますが、それが 217 メートル。エプロンの側溝が 282 メートル、かさ上げ地へのタンクローリーなど車両が進入するための車路の舗装が 490 平方メートル、基地の北側にある駐車場の舗装 1,720 平方メートルです。

また、この図面に表示しておりませんが、基地の整備に伴い、制限区域の位置が変更となりますので、車両が進入できないようにするためのバリカーの設置やセンサーケーブルのつけかえというものも含まれております。

工期につきましては、6 カ月から 7 カ月要する見込みと考えておりまして、新しい基地での運用開始は本年の 11 月か 12 月ごろになる予定となっております。

また、新しい基地で運用開始をした後に、現在の事務所、格納庫を解体いたしますが、解体工事も工期的に 6 カ月程度を見込んでおりまして、平成 29 年度中には終わりませんので、今回の予算で債務負担をお願いすることとしております。

議案説明書に戻っていただきまして、85 ページをお願いいたします。

先ほど説明しましたとおり、工事が平成 30 年度にかかるため、2,419 万円の債務負担をお願いするものです。

平成 29 年度当初予算の説明に戻りますので、82 ページへお戻りください。

上から 6 行目の運航費の主なものは、自動車の車検に当たりますへりの耐空検査や機体の修繕料、燃料費、へりの部品などに要する経費となっております。

ここで予算から少し離れますが、消防防災へりの今年度の運航実績と平成 29 年度の体制について御説明いたします。

まず、運航実績ですが、本年度の 4 月から 2 月までの運航実績は 312 件となっております。

す。前年度平成 27 年度の同時期が 318 件でしたので、ほぼ同じ数字となっております。内訳といたしましては、救助が 72 件、救急が 219 件、火災が 11 件、その他 10 件で、救急要請が圧倒的に多くなっております。

またドクターヘリの運航件数も、ことしの 1 月末時点で 667 件と聞いておりまして、今年度末には 800 件を上回る見込みであるということです。ドクターヘリにつきましては、昨年度は 1 年間で 748 件でしたけれども、大幅にふえる見込みと聞いております。我々のヘリもそうですけれども、救急要請というのは年々増加の傾向となっております。

続いて平成 29 年度、来年度の航空隊の体制について御説明いたします。

平成 26 年度に消防庁からの貸与により「おとめ」が導入されまして、2 機体制となりました。耐空検査で 2 カ月間ヘリが不在になりましたが、他県に応援を頼まずに 365 日活動ができております。

2 機体制にするに当たりまして、操縦士、整備士を 3 名体制から 1 名ふやして 4 名体制で運航しておりましたが、操縦士 1 名が 2 月で早期退職し、残り 3 名のうち 1 名は再任用職員ですが、その者も本年度末で退職することもあり、平成 29 年度は操縦士 2 名体制で運航することとなりました。

防災ヘリの運航は救助活動、救急活動、空中消火など多岐にわたる活動を行っています。その機長となるためには、県内の地形の状況を把握し、場外離着陸場での離発着、救助のための安定したホバリングが安全かつ迅速に行えることが必要であり、そのための技術の習得のための訓練を行った上で、機長として運航するようにしています。

今回早期退職した操縦士は、2 基あるヘリのうち、「おとめ」の資格を取得し、消防防災ヘリの機長として運航するための訓練を行っておりましたが、訓練の機会が少なかったことから、いつ機長役として運航できるようになるのかという不安もあり、消防防災ヘリの操縦士としてやっていく自信を喪失したためというのが退職の理由となっております。

ヘリの運航につきましては、1 機運用を基本に行っております。残ります 2 名の操縦士につきましては、2 機のヘリの機長として運航できる者ですので、通常業務では直ちに困ることありません。

しかし、週休日の確保や出張等もありますので、1 機運用でも 3 名、機長として運航できる体制が必要ですし、いざというときに 2 機飛ばすことや、将来的に人材を育成していくことから 4 名体制で行っていく必要があります。そのため、早期に募集を行い 4 名体制にしていきたいと思っております。

また、採用後の訓練につきましても、出動件数が多いため計画的な訓練を組みづらいつころですが、月ごとの訓練項目と進捗具合をこれまで以上に隊員とコミュニケーションを図って育成していくようにしたいと考えております。

それではまた、予算の説明に戻らせていただきます。82 ページをお願いいたします。

中ほどにあります、6 地域防災力向上事業費の二つ目、災害対応型給油所整備促進事業費補助金は、ガソリンスタンドが停電した場合でも、消防や警察の緊急車両、また道路啓開を行う重機などに燃料を供給できる体制を整えておくため、L1での浸水想定地域外にあるガソリンスタンドが整備する自家発電設備と可搬式ポンプを対象とし、事業費200万円までであれば事業者負担ゼロとなる県単独補助金です。

次の、消防防災対策総合補助金につきましては、また別添の資料で説明させていただきます。

先ほどの議案説明資料の赤いインデックス、消防政策課の2ページ目、全体で言いましたら13ページ目をお願いいたします。

この消防防災対策総合補助金につきましては、消防団員の安全な活動を確保するための救命胴衣やトランシーバー、また赤バイの整備、さらに女性防火クラブや少年消防クラブの活動への補助を行ってまいりました。このうち、安全装備品等につきましては、救命胴衣は沿岸部の消防団の分団への配備率が100%になっております。この資料では救命胴衣34.3%から71.5%というふうに書いておりますけれども、沿岸部の分団だけに限ればもう100%に達しております。また、トランシーバーや赤バイも活動に必要な数に一定達しましたので、本年度で終了することといたしました。

来年度からにつきましては、資料の右側にありますように、消防団活動の資機材の整備に対して補助することといたしております。

昨年4月に起こりました熊本地震の際、発災直後から多くの消防団員が救助活動を行い、倒壊家屋からジャッキなどの資機材を使って多くの住民を救助しております。そこで倒壊家屋からの救助に必要となるチェーンソーとジャッキを対象に補助を行うことといたしました。それ以外の女性防火クラブとか少年消防クラブにつきましては継続して支援をしていくこととしております。

それではまた82ページにお戻りください。

次の地震火災対策推進事業費補助金ですが、火災による人的被害の軽減を図るため、平成27年6月に地震火災対策指針を策定し、地震火災対策を重点的に推進する地区を11市町19地区定めました。

重点推進地区のある市町は地区ごとの出火防止、延焼防止、安全な避難を定めた地震火災対策計画を策定し、その対策に取り組んでいくこととしております。

本年度は、モデル地区で先行して取り組んだ四万十市以外の10の市町におきまして地震火災対策計画の策定に着手し、12地区の計画策定が完了する予定となっております。

来年度は、計画ができた地区の全戸に感震ブレーカーを配布していきますので、市町が購入いたしますための経費に補助するものです。

また高知市につきましては、地区数が9地区と多いため、本年度計画策定できた地区が

3地区で、残り6地区は来年度策定することとしております。その計画策定に要する経費を来年度合わせて補助を行うということにしております。

次に、7消防学校運営費でございます。

消防職員や消防団員の教育訓練や自主防災組織の方々を対象とした1日震災訓練、また施設の維持管理など、消防学校の運営に必要な経費となっております。

次のページをお願いいたします。

1番上にあります救助訓練用工作物等工事請負費は、初任科や救助科の訓練で使用する倒壊家屋の設置に要する経費となっております。

次の施設整備工事請負費は、消防学校の訓練棟にあるはしごや安全ネットの交換、また訓練棟の塗装工事などを行うものです。

次の専任教官派遣職員負担金と、一つ飛びまして、市町村職員等講師派遣負担金は、消防本部から派遣いただいております専任教官の人件費と、臨時の外部教官として派遣を受けます消防職員などの人件費相当額となっております。

次の運営費は、教育訓練に必要な備品、消耗品の購入や講師の旅費などとなっております。

その次、8産業保安指導費は、高圧ガス保安法、液化石油ガス法、火薬類取締法、電気工事業法に基づきます許認可や免状の交付、立入検査などを行うものです。

また、ガスを充てんする事業所や高圧ガスを冷媒とする大型空調設備を有する事業所の方を対象に、南海トラフ地震時における保安対策研修会を開催しておりまして、事務費にその経費を含んでおります。

次に、平成28年度補正予算案について御説明させていただきます。

議案説明書④の42ページをお願いいたします。

補正予算の主なものについて御説明いたします。

説明欄にあります消防防災ヘリコプター運航管理費の建築等工事監理委託料と施設整備工事請負費は、外構工事と解体撤去工事が平成29年度になったことによる減額でございます。工事費の減額の内訳は、外構工事関係が約5,000万円、解体撤去工事関係が3,600万円となっております。

次の地域防災力向上事業費の災害対応型給油所整備促進事業費補助金は、当初予定していましたが事業者数が減ったこと。また、消防防災対策総合補助金は、救命胴衣などの装備品の入札減や市町村の予算化ができなかったこと。地震火災対策推進事業費補助金は、今年度、計画策定に要する経費と感震ブレーカーの購入経費を予算化しておりましたがけれども、全ての市町村で感震ブレーカーの配布に至らなかったため、その購入経費分を減額するものです。

以上で、消防政策課の説明を終わります。

◎加藤委員長 ありがとうございます。

それでは質疑を行います。

◎塚地委員 まだ報告も残っているから、お昼休みにしましょう。

◎加藤委員長 ということでございますので、暫時休憩いたします。

再開は午後1時にいたします。

(昼食のため休憩 12時0分から12時59分)

◎加藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

〈消防政策課〉

◎加藤委員長 それでは、消防政策課に対する質疑を行います。

◎浜田(英)委員 まず地震火災対策で、感震ブレーカーは確か2年ぐらい前から、木造の住家連檐地域を地域指定してそこを先にやると、四万十市を含めて、僕んところあ田野町をやるといふ、それはもう全部1回、第1弾が済んだわけですか。

◎土居消防政策課長 感震ブレーカーを配る前に、それぞれの19地区ございますけれども、地震火災対策計画というものを住民の意見も交えてつくっていただいた後に配るといふ形をとっております、四万十市はいち早く済んでおりますが、それ以外につきましては今年度、計画づくりまでしか行きませんので、感震ブレーカーは来年度という予定になっております。

◎浜田(英)委員 田野町も来年になるがですか。

◎土居消防政策課長 田野町は来年度の予定です。

◎浜田(英)委員 ちょっと時間がかかり過ぎやないかね、最初の計画があったときからいうたら、もうちょっと早うにやらんと、こんなことは。2年ぐらい前から議案が出てスタートしているんで。四万十市が一番代表的な地域であれですけども、田野町なんか四国で一番小さい町ですから。でき上がるのは来年度の末になるわけですよ、結局。

◎土居消防政策課長 計画が今月中にでき上がりまして、来年度の予算で購入経費というのを各市町、計上しております。いつから配り始めるかは、またそれぞれの市町に詳しい内容を聞いた上でになってきますので、ちょっとわかっていない部分はありますけれども。

◎浜田(英)委員 あれ、確かワークショップをやりながら、計画なんかも立てていくようになっていましたわね。その作業は大分手間取っとるような感じですので、もうちょっとそこら辺スピード感を持ってやるほうがこういうことはいいのではないかと思いますので、次回検討していただきたいと思います。要請しておきます。

◎土居消防政策課長 わかりました。

◎浜田(英)委員 それともう1点。その防災ヘリの体制ですけども、2機のヘリコプターを2人ともシコルもアグスタも免状を持っているとはいえ、2機を2人でフル稼働で

動かすとなってちょっとしんどいんじゃないかなと。再任用の職員もことし退職するということなんやけれども、退職するということは後で、今までのアグスタの免許を持っていた人がもう自信がないからやめるというふうになったわけでしょうか。

◎土居消防政策課長 そのとおりです。

◎浜田（英）委員 そしたら、その再任用の職員、臨時的でもえいき、2人やったら体制がしんどいんじゃないかなと思いますけれども、もうやめた言うて腹くくったらしょうがないですけれども。できるなら、一番高知県を知り尽くした人ですし、もうちょっと臨時でもかまんき働いてくれんかということをお願いしてみたらどうかなと思うんです。

特に、自信を失ったということは非常にいかんことであって、3,500万円から4,000万円かけて免許を取らしたわけですので、免許を取らして3年もたたんうちにやめられたら何しよったかわからんですよね。ほんで今度また新たに3,000万円、4,000万円かけて、イタリアまで行って免許を取らして、その職員がまた自信を失うてやめたということになったらいかんで、やっぱりそこら辺を十分に認識していただいて、大きな経費もかかっちゃうんだよということを知覚をしていただくということも大切ですが、自信を失うということで士気が低下するのが一番怖いんで、そのこともあるでしょうし。しかし、2人体制やったらちょっときついんじゃないかなと思いますので、もう一度その再任用の職員に来ていただけるなら。無理は言いませんけどれも、考えてみたらどうかなと思います。

それと、あの長野の事故も残念なことに9人も亡くなっていますけれども、高知新聞の夕刊に載っていたのは、テールローターかと思うたら違う機体みたいですね。僕はテールローターがやられてきりもみ状態で落ちたかなと思っていましたけれど、やっぱり高い木にどうもひっかかっている。一番これよくあるパターンで、「りょうま」も前のときに枝へメインローターをひっかけて、あのときは墜落せずに済んだんですけれど、メインローターの修理も大分かかりましたわね。

やっぱりパイロットはローターのあの広い幅までわかりませんので、ウオッチする機関士が右と左へは絶対要ると思いますね。あのときの「りょうま」の事故も、右のほうばかり気をつけて、右のローターの端は枝を気をつけよったんですけれど、こっちへ寄れという誘導で左へ結局接触してあの事故が起きているわけですので。ですから、長野県の事故がどうして起きたのかわからんですけれども、木へ接触したならば、あと7人も8人も乗ってって目が14個ついているのに、両方のローターの端っこが木にかからんかいうことは、乗っている隊員全員が気をつけてパイロットに伝えるということをしなないかんです。

特に、山岳のつり上げのオペレーションなんかのときには、高知県もこれからやっぱりウオッチする隊員は左右の窓に1人ずつ張りつけるということ、今回を教訓にして実施していくほうがいいんじゃないかと。そんなことを言うと、機関士も2人積みということ

になるんですけれども、けれど、やっぱり人員の命にはかえれんですので、パイロットの感覚と目だけじゃなくて両方のローターの先を見れる、左右のローターの先を見る2人が山岳救助するときには行くという形をやっぱり基本にするほうがいいと思いました。

士気の低下が一番事故につながりますので、こういう組織というのは、隊長が「よし、行くぞ」というそのかけ声でみんながばっと一つに固まるような、そういう体制づくりがちよっと欠けているんじゃないかなという思いもしますので、またいろいろ気をつけていただきたいと思います。

◎土居消防政策課長 浜田委員の言われるとおりで思っております。お話にありました今回やめた職員の資格取得に要した経費なんですけれども、イタリアのほうに「おとめ」のライセンスを取りに行かしてしまして、そのときの旅費とその研修費を合計しまして約2,100万円かかっております。金額というのは、我々のところのヘリコプターがイタリア製とアメリカ製ですので、どちらの資格を取らすかによってイタリアなりアメリカなりになってきますし、そのときの金額というのは多少前後はしていくんですけれども、今回2,100万円かかっているということになっております。

◎浜田（英）委員 3,000万円ぐらいかかるかなと思ったけれど。

◎土居消防政策課長 大分前になりますけれども、アメリカのほうに取りに行かしたときに3,000万円近くかかっていたという時代もありました。

◎梶原委員 その職員はいつ採用されて、その採用された後の訓練期間がどれぐらいで、どれぐらい職務につかれていますか、もう少し詳しくお願いします。

◎土居消防政策課長 平成25年度に採用しまして、「おとめ」が入るということで1人ふやすというのもありましたし、1人採用したものでして、平成25年度に「おとめ」の資格取得にイタリアに行かしております。資格を取るに当たりまして、平成25年の夏、8月、9月に国内で研修を行いまして、その後イタリアに行って資格を取ってきたという形です。資格を取りましてから後、約3年ぐらいは隊の中でOJTで訓練を行っていったという形になっておりますけれども、やはりヘリが飛ぶには本日みたいな晴れの日じゃないとだめですし、あと、きょう訓練を入れろうと思っていても、要請が入るとなかなかそれができなかったということで、計画を立てづらいという現状がございます。そのため、本人のほうも、自分の次の訓練がいつなのかという不安感もあったとも聞いております。

◎梶原委員 それだけの経費と時間をかけてなっただけで、自信がなくなったからやめたと言われれば、もう立つ瀬がないと言うしかないんですが、以前に別の方が退職されたのはいつでしたかね。

◎土居消防政策課長 平成21年。

◎梶原委員 そのときもかなりその委員会等々でも議論になったと思うんですが、実質それだけの経費がかかっているという認識のもと、先ほど浜田委員も言われたように、2名

体制になったらやはりこういう影響がかなり出てくるわけですから、そこを考えたときに、例えば今県で進めている日本一の健康長寿県構想の中で医師を養成するという目的を持って奨学金を支給すると。ほんで、県内である一定の期間を働いたらその免除なりというような何らかの制約がつけられないかということも、そのときもかなり議論にはなったんですよ。

ほんで、その説明の中には、やはりその職業選択の自由であるとか、いろんな制約があるんでなかなか難しいというふうになったんですけど、実質そのときもしっかりそういうことを担保できるような検討をしてくれという議論になっていたと思うんですけど、費用がかかるのは仕方ないですけども、免許を取られ、ある一定の期間を働かないと返還の義務なり発生しますよということを最初に言って、それをわかった上での採用ということに何の問題があってできないんですか。

◎土居消防政策課長 その、いつまでは勤めてくださいねという拘束をするというのが、先ほどお話ありましたように、職業選択の自由という部分からいうと法的に困難ということがあります。それと求償につきましても、我々のへりに乗ってもらうために必要な資格ですので、これは我々県のほうで出すべきということになってきますので、それを個人に返してもらうというお話はできないという整理になっています。

◎梶原委員 そういう整理は整理だとしても、じゃあ今の状況がよしとするわけではないですよ。それだけの費用をかけて養成したパイロットが自信がないからやめたと。この何年間かは職務についていただいたとはいえ、またそれだけの費用をかけて養成をしなければならぬという状況になった場合に、その拘束をすることが職業選択の自由にかかわるというのであれば、拘束はできないけれども、ある一定のそのかかった費用の返還ということは何が問題なんですか。事前に、かかる費用は、返還の期間勤めないで返還の義務が発生しますよという制約をかけることは何の問題があるんですか。

◎土居消防政策課長 労働基準法の決まりの中で、そういう求償予定の禁止というのがあります。もう労働基準法上でできないという形になります。

◎梶原委員 そのときも御説明をかなり受けて、ほんとにそういうことも検討したけれど難しいと言われましたけれど、医師も医師免許じゃないですか。医師の場合は医師免許を持った方やないと採用できないんですけど、その医師免許を取るための学費を県の医師確保という事業の目的を持って奨学金という形で支給して、ある一定期間勤めないとその返還義務が発生しますよというのは、それがかからなくてこれがかかるといのは、その違いは何ですか。

◎土居消防政策課長 申しわけございません。その医師確保の関係でどうしてそうなるかという部分、ちょっと認識がございましたので、今お答えができないところです。

◎梶原委員　ほんとにね、こういうことがまた次回同じことが起きてほしくないという思いで言っているんで、ぜひ県の顧問弁護士さんなんかにもしっかり話をさせていただいて。今、医師だけじゃなくいろいろな奨学金、教員の方でもあれそういったある一定の期間を勤めれば返還の免除になるとか、期間によって返還の義務が発生するとか、そういうことがいろんな分野であるわけですから、看護師さんにしてもそうですし。そことこれの問題の違いですよ、その違いが何なのかというところを、できたらちょっと相談して御説明をいただきたいんですけれども。

そうでないと、また今その2名の方に負担がかかったまま運用して、その再任用の方にもお願いしてすぐ来てくれるかどうかはまだわからないし、即採用したからといって、それだけの期間をかけてまた免許を取ってもらわないといけないわけですから。さらに、取られた方が、同じく自信がないからやめると、似たようなことを言われても、それもまた困りますんで、こういうことが起きないためのとり得る対策を検討して、何とかとってほしいという思いで言っているんで。今例えば医師確保、看護師、そんないろんな状況で奨学金という形でしているものを、ある一定期間勤めないと返還が発生するということは現実的にあるわけですから、それができてこれができないという、その差をぜひちょっと1回整理して、それでもどうしてもできないからこうせざるを得ないという、そこを説明いただきたいと思います。

◎土居消防政策課長　検討してみて、またお返事したいと思います。

◎浜田（英）委員　同じことになりはしますが、よその人が応募して、イタリアでアグスタの免許を取って、また高知で高知の地形から勉強せないかんで、その人が高知県の地形とか「おとめ」になれるまで当面の間、今の精通した古い職員も当面の間はちょっと臨時的に使うということは考えてもいいんじゃないかなと思う。そのほうが、2人に余り負担がいて、それも疲れてまた事故が起きてもいかんし、そんなことを自分は心配します。逆に、かつての隊長がまた来たということでチームワークが乱れてもいかんことですが、そこの辺がうまくいくならですよ、うまくいかならしょうがないですけれども。やっぱりチームワークが一番大事ですので、そのことを十分に考えた上で一度考えてみたらどうかと思います。

◎土居消防政策課長　言われるとおり、ヘリの免許を持っていても直ちに乗れるわけじゃなくて、防災ヘリコプター、山岳救助、もちろん海もありますし、いろんな高度な技術が必要になってきます。ですから、今回のやめた隊員も資格を取りましてからずっと訓練を続けておりましたけれども、どうしても次の段階へ行くためのところになかなか達していなかったということで時間かかっておりました。

今後、新しく採用しても、どういう方が採用できるかっていうこともあります。当然人によって違ってきますけれども、早い人でも免許を取得してから3年ぐらいと考えており

ます。そうなりと、言われるとおり2名の残る者にかなり負担がかかってきますので、採用ももちろん考えているんですが、民間の会社でアグスタとシコルスキーの資格を持っている方も何人かいらっしゃいますので、そういった方が例えば来て直ちに高知県の地形はわかりませんので、すぐに活躍はできないかもしれませんけれども、一人役派遣というような形で来てもらうことが可能かどうかということも少し検討してみたいと思っております。

それと、その再任用職員の関係なんですけれども、もともと職員の育成ということもありまして、定年退職する前に2年間育成として再任用で来てもらいたいというお願いをして、まず残ってもらいました。今回その2年がたつわけですが、もうやめるとなっていた段階から後に今回の職員の退職がわかりました。退職がわかった後に、私、一度連絡はしたことがあります。戻ってきてもらいたいとかそういう話じゃないんですけれども、連絡したときの雰囲気では、その方、退職のことを聞いていましたけれども、戻るという感じのお話ではなかったもので、ちょっと難しいかなと思っております。

◎**浜田（英）委員** 難しかったらしょうがないですけどね、無理やりいうても。えいよと心安う受けてくれたら、またお願いしたらえい話で。いつまでも制約するわけじゃなく、新しいパイロットが育つまでの当座の間、臨時的にやっていただいたらということで、お願いしてみたらどうかなということです。以上です。

◎**塚地委員** すごく基本的なことではわからないので教えてもらいたいんですけど、その採用対象者ですが、次、早く人選せんといかんわけだと思んですけど、それはどういう資格を持った人が対象になるんですか。

◎**土居消防政策課長** 今、県の選考採用の募集で行っておりますけれども、事業用のヘリコプターの資格を持っている方で、総飛行時間が500時間以上という形の条件をつけております。ただ、事業用の資格といいましても単発と双発という形がありまして、我々のヘリが2機とも双発という形で、ちょっとランク的、条件的にいうたら高くなってきますけれども、採用時の条件では単発でも構わないよという形になっています。

今年度も昨年度も採用試験を行っておりますして、結果としてはとれていなかったんですけども、応募してくれる方が、我々のヘリの双発の事業用の免許を持っており、シコルスキーとアグスタを持っていないという方が来てくれたらいいんですが、なかなかそういう形にもなっていない。まずは来てもらわないといけないので、これまでも大分、募集の条件的なものをどんどん下げてはいつているんですよ。昔でいうと、総飛行時間が一番ハードルが高いときは2,000時間というのを設けていました。ただ、そうするとほんとに手が挙がってこない。それをだんだん下げていって、今500時間まで下げてきております。

ただ、500時間というのがあくまで総飛行時間ですので、本人が機長として運航したのが500時間じゃなくてコパイ席、副操縦席と一緒に飛んだのも含まっての500時間になり

ますので、じゃあ技術がどこまであるかというのは、採用してからでないといけない面も実はございます。

◎塚地委員　そういう人たちは、今この試験を受けるまでは、その資格と免許を持って別のお仕事についておられるということなんですか。

◎土居消防政策課長　別の仕事をしている方、例えば民間で航空写真を撮ったりとか農薬の散布をしたりとか、そういった関係で仕事をしている方もいました。

◎塚地委員　なるほど。割と民間のほうの給与体系と公務員になった場合の給与体系とってというのが、医師の方なんかでも結構違うということがあって、それなりに医師の給与体系を県もちょっと上乘せする形をとっていると思うんですけど、こちらの給与体系というのは民間と比べてどういう状況で、そういう条件改善も一定ないと来ていただけないものなのかどうなのか、そこらあたりはどんなことでしょうか。

◎土居消防政策課長　民間もいろいろございますけれども、大その民間の航空会社のなとこに比べますと、やはり公務員の場合でしたら安いということになっております。パイロット、整備士の処遇の関係ですと、基本給プラスその資格を持っておるということでの調整額、調整手当というのがつきます。それと、実際ヘリの活動で飛んだ場合は特殊勤務手当ということで、活動に応じて手当はついております。

これは全国の消防防災ヘリ、政令指定都市も含めて、直営で自分のところで運航しているところについてはやはりそういった形で手当をつけておるところが多いんですけども、高知県がじゃあ他県の自治体に比べてどうかとなると、決して高いわけでもないし安いわけでもない。中間ぐらいなのかなという認識はしております。

◎塚地委員　ほんとに活躍していただかないいけない方々なので、お二人しかいないという状況になった場合に、肉体的に負荷がかかってさらに危険な状態になることも想定されるんで、だから、急いでやっぱり採用していただいて育てていただくときに、何が一番ハードルなのかというあたりは真剣に議論していただいて、私は必要ならそういう人件費の問題も考えるべきじゃないかと思うんです。お金だからやる気が出るという問題じゃないとは思いますが、そこは当然条件的に出てくる課題じゃないかと思うんです。必要な人を確保できる財政措置というのにも検討に値するんじゃないかなと思いますんで、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

◎土居消防政策課長　また、隊員とも定期的に会って話もしておりますし、そういった面も含めて、隊員の声も聞いた上で、総務部、人事、行政管理課のほうとも場合によっては話をしていきたいと思ひます。

◎梶原委員　ちょっと関連で。先ほど少し言われたように、全国の中で、直営で防災ヘリをやられている高知県とか、先日の長野県もそうですけれど、その直営でやっている県と民間委託してる県、あと1機とか2機によってそのコストは違ひますけれども、民間委託

した場合に大体1機どれぐらいかかるのか。その比較、わかる範囲で教えていただけますか。

◎土居消防政策課長 他の都道府県の中でですと、2機持っているところが本県と埼玉県が挙げられます。ただ、委託の関係でどのぐらい予算が計上されているかっていう点で、割と近いところでは鳥取県の状態というのを確認しました。というのも、「おとめ」と同じアグスタが入っておりますので。鳥取県は今アグスタ1機の運航になっておりますが、パイロット、整備士、それから地上での運航要員を民間のほうに委託しております、その経費、運航委託料が1億2,500万円ぐらいになっております。本県の場合でしたらヘリが2機あって、パイロット、整備士それぞれ4人ずつおりますが、その合計8名の人件費が約6,000万円ということで、その鳥取の1機の委託と本県の人件費を比べると、半分という形になっております。

◎梶原委員 それと、全国で直営でやってる県は何県か。

◎土居消防政策課長 直営でやっているのが本県と長野県、岐阜県それと秋田県になります。ただ、秋田県の場合は県警のほうとの併任という形で、なかなか比較できない部分があります。

◎加藤委員長 質疑を終わります。

以上で、危機管理部の議案を終わります。

《報告事項》

◎加藤委員長 続いて、危機管理部より1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにいたします。

〈南海トラフ地震対策課〉

◎加藤委員長 それでは、「第3期南海トラフ地震対策行動計画平成29年度改訂について」、南海トラフ地震対策課の説明を求めます。

◎窪田南海トラフ地震対策課長 それでは、南海トラフ地震対策課からの報告事項を説明いたします。

お手元の資料の報告事項、赤いインデックスの1ページをお願いいたします。本年度からスタートしました第3期南海トラフ地震対策行動計画について、昨年4月に発生しました熊本地震の教訓を踏まえまして見直しを行いましたので、報告をさせていただきます。

資料にありますように、熊本地震の発生後、すぐに熊本地震から見えてきた課題の洗い出しと対応方法の議論を開始いたしました。5月には、熊本地震の教訓を踏まえまして、特に重点的に3項目、繰り返す揺れへの対応、避難所運営体制の充実、支援物資等の円滑な配送について見直しを行い、9月には、熊本地震の特徴であった「大きな揺れが繰り返す」という厳しい被害シナリオを設定しまして、全ての対策について再確認を行いました。その結果、一番下にありますように、昨年4月時点で244であった取り組み数が、今回の

見直しによりまして12増となり、256取り組みとなりました。

今後の取り組みの方針としましては、引き続き命を守る対策の徹底を図るとともに、助かった命をつなぐ対策をさらに掘り下げ具体化してまいります。さらに、生活を立ち上げる対策につきましては、速やかな復旧・復興に向けて取り組みます。そして、引き続き八つの重点課題の解決に向けまして取り組むとともに、熊本地震の教訓を踏まえました三つの項目についても重点的に取り組んでまいります。

次のページから、改定した行動計画の一部抜粋したものを添付しております。内容については説明は省略させていただきますが、想定される被害シナリオに応じた対策等、それから11ページから計画の体系表をつけております。赤字部分が今回見直した箇所でございます。

なお、改定した行動計画は、来年早々印刷をしまして、皆様にお配りさせていただくようにしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

◎加藤委員長 質疑を行います。

(なし)

◎加藤委員長 質疑を終わります。

以上で、危機管理部を終わります。

《健康政策部》

◎加藤委員長 それでは、続いて、健康政策部について行います。

最初に、議案について、健康政策部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

また、報告事項の「第3期日本一の長寿県構想バージョン2について」及び「第2期高知県歯と口の健康づくり基本計画について」は、予算議案とあわせて説明を受けることといたしますので、御了承願います。

◎山本健康政策部長 健康政策部です。よろしくお願いいたします。

それでは、総括の説明をさせていただきます。

健康政策部の議案は、一般会計の当初予算及び補正予算と条例その他議案3件となっております。

お手元のA4判横の資料、平成29年度健康政策部当初予算案のポイントをごらんいただきたいと思っております。

平成29年度の予算編成に当たっては、資料右上、基本的な考え方にあるように、生涯を通じた県民の健康づくりを推進するとともに、県民が安心して医療を受けられる環境づくりに取り組むことで、住みなれた地域で安心して暮らせる日本一の健康長寿県を目指すこととして、昨年度策定した第3期日本一の健康長寿県構想に掲げる各項目の目指す姿を達

成するため、着実に取り組みを進めていきます。

一般会計の予算総額ですが、人件費を除き、361億8,100万円余となっており、平成28年度当初比で5億5,800万円、約1.6%の増となっています。主な要因としては、国民健康保険財政安定化基金積立金の増として約9億1,000万円、指定難病等の医療扶助費の増として約10億8,000万円となった一方で、保健衛生総合庁舎整備事業費の減として約7億円、スプリンクラー等整備事業費補助金の減として約3億円、地域医療介護総合確保基金積立金の減として約2億3,000万円もあり、微増ということになっています。

予算の体系でございますが、左端の、壮年期の死亡率の改善以下、第3期日本一の健康長寿県構想の柱立てに沿った項目に加え、県民の安全と安心の確保の体制づくりをあわせた四つの項目としています。

それでは、2ページをお願いいたします。

2ページからは、この四つの項目ごとに平成29年度に取り組みます主要な事業を記載していますが、このうち主に黒の星印のついた事業について説明をさせていただきます。

まず、一つ目の項目、壮年期の死亡率の改善です。これまでの取り組みで一定の成果が出てきましたが、いまだに男性の死亡率は全国に比べて高い状態にあります。このため、県民みずから健康状態を把握し、健康づくりを実践することで、壮年期の男性の死亡率を改善する取り組みが必要となっています。

左上の、健康教育の推進として、(1)学校等における健康教育・環境づくりの②食育推進事業費では、本年度から取り組みを充実しているヘルスメイトによる健康教育の実施校を拡充し、健康的な食生活が家庭で定着することを目指していきます。

次に、その下の、ヘルシー・高知家・プロジェクトの推進として、(1)健康づくりの県民運動「ヘルシー・高知家・プロジェクト」の①高知家健康パスポート事業です。昨年9月から事業を開始し、先月末までの半年間で9,500人を超える幅広い年代の方々にパスポートを取得していただきました。本年4月からは、パスポートにランクアップの仕組みを導入し、新たに高知家健康パスポートⅡを開始します。ⅠからⅡへのランクアップに当たっては、健康づくりに一歩踏み出した方が健康診断の受診と健康づくりの定着を図れる仕組みにしています。このランクアップを呼び水にパスポートへの関心を一層高めていき、市町村や事業所の健康づくり事業での活用やさらなる協力店の開拓を通じて、健康づくりの県民運動として取り組んでいきます。

次に、右下の、血管病対策の推進として、(2)血管病の重症化予防対策です。糖尿病の病状を放置すると人工透析などにより生活の質が大きく低下することから、引き続き健診結果から治療が必要と判定されながら放置しているハイリスク者や治療中断者への受診勧奨を行うとともに、地域の診療所と病院が連携して、糖尿病治療に必要な栄養指導が行える仕組みを構築するなど、血管病の重症化予防に向けた対策を強化していきます。

続きまして、3 ページをお願いいたします。

二つ目の項目、地域地域で安心して住み続けられる県づくりです。住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域での医療提供体制を確保していきます。

左側の、病気になっても安心な地域での医療体制づくりとして、(2) 在宅医療の推進の①地域包括ケアシステム構築事業費です。病状に適した治療やリハビリテーションを受けられ、患者さんの希望も考慮した病院にスムーズに転院できるよう、県内の病院の空き病床の状況をインターネットを活用して容易に把握できる転院調整のための医療機関検索システムの構築に取り組んでいきます。

次に、(3) 訪問看護サービスの充実の①訪問看護体制整備支援事業費です。中山間地域においても在宅療養を選択できるよう、引き続き不採算となる遠隔地への訪問看護に出向く訪問看護ステーションに対する財政支援や、高知県立大学への寄附講座の設置による訪問看護師の育成などの取り組みを継続するとともに、訪問看護サービスがより行き渡るようステーションのサテライトの設置について、地域福祉部や市町村と連携しながら進めていきます。

次に、(5) 在宅歯科医療の推進の①在宅歯科医療推進事業費です。高知市のあんしんセンター内に在宅歯科連携室を設置しているものの遠距離の場合の調整が難しく、また、幡多保健医療圏は歯科衛生士が不足しているため、来年度は新たに幡多保健医療圏に在宅歯科連携室のサテライトを設置し、訪問診療体制の構築を支援していきます。

次に、右上ですけれども、(6) 医師の育成支援・人材確保施策の推進の①医師確保対策事業費では、安定的に継続して若手医師が県内に残れるよう、医師養成奨学貸付金条例を10年間延長して引き続き奨学金を貸与するほか、高知医療再生機構による若手医師や中堅医師の資格取得や留学などのキャリア形成に関する支援などを行い、奨学金を受給した若手医師の県内定着に取り組んでいきます。

次に、星印はつけていませんが、右下の、医療保険制度の安定的な運営の(1) 国民健康保険の安定的な運営と制度改革への的確な対応では、平成30年度から県が市町村ともども運営を担うこととなる新たな国保制度が円滑にスタートできるよう、安定的で効率的な国保運営のための運営方針の策定などについて、市町村と緊密に連携し取り組んでいきます。

次に、4 ページをお願いいたします。

三つ目の項目となります、少子化対策の抜本強化です。

(1) 母体管理の徹底と切れ目のない妊産婦ケアの充実の①母体管理支援事業費では、分娩施設が高知市とその周辺に集中しており、離れた地域に居住している妊産婦には出産に伴うリスクが存在するため、病院到達までの救急車内などで陣痛や出血、破水等に対応

できるよう、救命救急士などへの研修を実施し、より安全・安心な出産環境づくりを進めていきます。また、引き続き市町村による子育て世代包括支援センターの設置等を支援し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制の構築に取り組んでいきます。

次に、四つ目の項目となります、県民の安全と安心の確保のための体制づくりです。

南海トラフ地震等災害対策の推進として、(1)災害医療救護体制の整備の①南海トラフ地震関連災害医療対策費です。前方展開型の医療救護活動を実現するため、引き続き地域ごとの行動計画の策定や訓練を通じた検証、災害医療に関する研修の実施などに取り組んでいきます。また、地上の情報通信インフラが寸断された場合に、災害時の医療救護活動に必要な不可欠な広域災害救急医療情報システムが使用できるよう、新たに本庁舎及び各福祉保健所に衛星インターネットの通信設備を整備します。

次に、(4)水道施設の耐震化の①水道施設耐震化推進事業費では、災害時に応急給水の拠点となる配水池の耐震化を促進するため、配水池の耐震化事業に対し一般会計から水道事業会計に繰り出した市町村に対して支援を行っていきます。

次に、右側の一番下にあります、健康危機管理対策等の推進として、(3)生活衛生対策の推進の①動物愛護推進事業費ですが、動物愛護センターの設立に向けて検討委員会を設置し、基本構想を策定する予定でございます。

続きまして、平成28年度の2月補正予算について御説明を申し上げます。

お手元の当初予算及び補正予算ファイル、④とあります議案説明書、補正予算の43ページをお願いいたします。

今回の補正では、国民健康保険の高額医療費共同事業負担金や調整交付金が当初の見込みより増額となった一方で、病院へのスプリンクラー等設置に対する補助金や病床の機能分化を推進するための補助金の減額などにより、総額で約20億5,000万円の減額をお願いするものです。

次に、条例その他議案について御説明します。

⑤の議案、条例その他の表紙を1枚めくっていただきたいと思います。議案目録をごらんいただけますでしょうか。

健康政策部からは、第40号高知県国民健康保険運営協議会条例議案、第46号高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例議案、第47号高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例議案の3件でございます。

続きまして、審議会の開催状況でございます。

予算のポイントの次に、横長の審議会の一覧表があろうかと思えます。平成28年度各種審議会における審議経過等一覧表をごらんください。

この一覧表のうち、平成28年12月定例会開催以降3月7日までに開催された審議会は、右端の欄に平成29年3月と書いて下線を引いています。高知県医療審議会保健医療計画評

価推進部会など5件の記載となっております。お手元の一覧表に各審議会の主な審議項目、決定事項などを記載していますので、御確認ください。また、審議会の委員名簿を資料の後につけています。

最後に、報告事項については、「第3期日本一の健康長寿県構想のバージョン2について」、また「第2期高知県歯と口の健康づくり基本計画について」ですが、先ほど委員長から議案説明と一緒にということで御了承いただきましたので、そのようにさせていただきたいと思っております。

以上で、総括の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎加藤委員長 それでは、続きまして、所管課の説明を求めます。

〈健康長寿政策課〉

◎加藤委員長 初めに、健康長寿政策課の説明を求めます。

◎中島健康長寿政策課長 健康長寿政策課です。よろしくお願いいたします。

それでは、提出議案につきまして御説明させていただきます。

当課からは、平成29年度一般会計当初予算と平成28年度一般会計補正予算の二つの予算議案を提出しております。なお、先ほど委員長から御承認をいただきましたので、報告事項の第3期日本一の健康長寿県構想Ver.2につきましては、予算議案の説明の中であわせて御報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

私からは、まず予算の説明に先立ち、この第3期構想Ver.2の改定の経緯とバージョンアップのポイントについて、簡単に説明させていただきます。

お手元には白黒印刷のVer.2の本体と、改定のポイントを取りまとめましたカラー印刷の第3期Ver.2のポイントの2種類をお配りしております。ここでは、カラー印刷の第3期Ver.2のポイントを使って説明させていただき、白黒印刷の本編のほうは、議案説明の中で説明させていただきます。

それでは、カラー印刷の第3期Ver.2のポイントの表紙をごらんいただきたいと思います。

保健・医療・福祉の各分野で本県が抱える根本的な課題を解決するために、昨年策定した第3期構想では、五つの柱を掲げ、より重点的かつ骨太な対策を進めてまいりました。これまで三度にわたる日本一の健康長寿県構想推進会議などにおいて、PDCAサイクルに基づく進捗管理のもと、この1年間の成果と課題を検証し、もう一段施策の充実強化を図るため、先月改定をいたしました。

2ページをお開きください。2ページと次の3ページになりますけれども、バージョンアップの具体的な内容として、例えば大目標Ⅰの壮年期の死亡率の改善では、子供の健康教育の推進など3項目を、大目標Ⅱの地域地域で安心して住み続けられる県づくりでは、あったかふれあいセンターの整備と機能強化を初め4項目など、五つの大目標ごとに新規、

拡充した施策を紹介しております。

また、4ページから8ページにかけては、それぞれの大目標における施策をまとめた資料となっており、平成29年度に新規もしくは拡充する施策については、それぞれマル新、マル拡と表示しております。

今後は、構想の施策を紹介したPR用パンフレットを作成しまして、市町村や保健・医療・福祉等関係団体の皆様に配布するとともに、県民の皆様にも広く周知を図りながら、官民協働で、構想に掲げます、目指す姿の実現に向けて取り組みを進めてまいります。

以上、簡単ですが、今回の構想改定のポイントでございます。

次に、当課の平成29年度の当初予算につきまして御説明いたします。

お手元の資料の右肩に②と書かれております平成29年2月議案説明書（当初予算）の86ページをお開きください。

一番上が当課でございまして、平成29年度の当初予算額は26億3,500万円余で、対前年比25%の減となっております。

まず、歳入ですが、87ページをごらんください。主なものを説明させていただきます。

中段の8款使用料及び手数料は、福祉保健所等の庁舎における目的外使用に係る使用料や栄養士・調理師の免許の交付に係る手数料などがございます。

次に、88ページをお開きください。

一番上の健康福祉費補助金とその下の健康福祉費委託金は、健康づくり推進事業や厚生統計調査、環境放射能の水準調査などを実施するための国からの補助金と委託金でございます。下から二つ目のこうちふるさと寄附金基金繰入は、高知家健康パスポート事業に充当するもので、その下の県有建築物南海トラフ地震対策基金繰入や、次のページ、89ページ一番下に記載しております県債につきましては、保健衛生総合庁舎の改築工事に充当するものでございます。

続きまして、歳出予算を御説明いたします。

90ページをお開きください。

まず、このページ最下段にあります4款健康福祉費の1項1目健康長寿政策費でございます。右端説明欄一番上の人件費につきましては、部長、副部長、当課の職員、そして福祉保健所と衛生研究所の職員、計239名分を計上してございます。

続きまして、その下から91ページにかけての2健康長寿政策費は、保健医療に関する統計情報を管理し、こうしたデータを提供するシステムの運用委託料や日本一の健康長寿県構想の印刷経費などの事務費を計上しております。次の3保健福祉総務費は、各福祉保健所の運営事務費や清掃などの庁舎管理のための経費等でございます。次の4地域保健推進事業費は、県や市町村の保健師を育成していくための研修会の開催等に要する経費でございます。

続きまして、92 ページの 2 項 1 目保健衛生費でございますが、右端の説明欄、健康づくり推進事業費から次のページにかけての歯科保健事業費につきましては、別冊の、冒頭に御説明しました白黒で印刷しております日本一の健康長寿県構想の本体の本編を用いて説明させていただきます。

お手数ですが、白黒の日本一の健康長寿県構想第 3 期 Ver. 2 の 20 ページをお開きください。

まず、学校等における健康教育・環境づくりです。生涯を通じた県民の健康づくりを進めるためには、子供のころから健康に関する知識を習得し、実践する力を身につけてもらうことが何よりも重要であると考えております。このため、引き続き小学生から高校生までを対象とした副読本等を活用して、県内全ての学校で健康教育を実施してまいります。

また、本年度から取り組みを充実しております食生活改善推進員による健康教育については、左上、現状欄の下にありますように、アンケート調査で約 9 割の保護者の方から、年に 1 回以上こうした学習が必要であるとの回答をいただいております。

そのため、右下、平成 29 年度の取り組みの中のマル拡とありますように、来年度は実施校を拡充し、2 年間で高知市を除く県内ほとんどの小学 5・6 年生が食育活動を通じた健康教育を学ぶことができるよう取り組んでいきます。あわせて、学校で学んだことを子供が家庭内に持ち帰り、保護者などと一緒に健康づくりの実践をしていただくよう、家庭への波及を図ってまいります。

次に、21 ページをごらんください。

子供のころからの歯と口の健康づくりの推進につきましては、現状の欄にありますとおり、虫歯の予防に効果があるフッ化物洗口の普及等に伴い、3 歳児の 1 人平均虫歯本数が減少するなど効果が見られておりますが、一方で、フッ化物洗口の実施率に地域間格差が生じるなどの課題があります。このため、左下の今後の取り組み欄にありますとおり、1 人平均虫歯本数の多い市町村への支援を強化するとともに、フッ化物洗口の実施率が低い市町村を対象に学校・保育関係者との調整を行うなど、引き続ききめ細かな支援を実施してまいります。

次に、22 ページをお開きください。

健康づくりの県民運動「ヘルシー・高知家・プロジェクト」では、左下の今後の取り組み欄にありますとおり、健康知識を得る、健康に食べる、体を動かす、健診を受けるの 4 項目を行動目標として設定し、個人の健康づくりと環境づくりに引き続き取り組むこととしており、右下の平成 29 年度の取り組みの欄にありますとおり、高知家健康パスポート事業を初め、職場の健康づくりや啓発などを実施してまいります。

次の 23 ページをごらんください。

昨年 9 月にスタートした高知家健康パスポート事業につきましては、左上の、現状にあ

りますように、パスポートの取得者数は1月末で8,647名となっておりますが、冒頭に部長から説明がありましたとおり、先月2月末時点で9,500名を超えております。日本一の健康長寿県構想の柱である、壮年期の死亡率の改善のターゲットであります40歳代から50歳代の方が、取得者の約4割を占めておる現状でございます。

来年度からは、左下の今後の取り組み欄にありますように、パスポートに新たな上位ステージ、パスポートⅡを設けることとしております。健診の定期受診や運動習慣など、健康づくりの定着が図られた方を取得者像としており、ピンクシール必須で2色以上40ポイントを集めていただくことを要件としています。さらに、平成30年4月からはパスポートⅢを設けて、積極的な健康づくり活動を持続した方を取得者像として、シール3色必須で60ポイントを集めていただくことを要件にする予定でございます。

また、市町村や事業所ではパスポートの活用とあわせた健康づくりイベントが企画されるなど、健康増進に向けた関心が高まりつつありますので、ランクアップやさらなる協力店の開拓などを呼び水としてパスポートへの関心を高め、健康づくりの県民運動として取り組んでまいります。

次に、25ページをお開きください。

壮年期の男性の死因の第1位は生活習慣病であり、その大きなリスク要因はたばこ・高血圧です。このため、左下の今後の取り組み欄にありますように、ポピュレーションアプローチとしまして、ヘルシー・高知家・プロジェクトによる健康づくりの県民運動を展開するとともに、協会けんぽ高知支部と連携した職場の健康づくり対策や分煙環境の整備、減塩の取り組みなどを進めてまいります。あわせて、ハイリスクアプローチとしましては、禁煙治療や家庭血圧測定の手引きについて健診機関や高知家健康づくり支援薬局からの積極的な働きかけをお願いするなど、引き続きたばこ・高血圧対策を推進してまいります。

次に、28ページをお開きください。

特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上対策です。現状欄の上二つのグラフをごらんになっていただくと、市町村国保及び県全体の特定健診受診率をあらわしており、平成20年度から比べると向上傾向にございます。しかしながら、特定保健指導実施率については右下のグラフ、県全体のグラフになりますが、こちらは向上傾向にあるものの、左下のグラフ、市町村国保は全国平均を下回っており、低下傾向で推移しています。こうしたことを踏まえまして、右下の平成29年度の取り組み欄の上から五つ目の四角にありますように、特定保健指導実施体制の充実を図るため、県栄養士会が管理栄養士を確保し、市町村等から特定保健指導を受託できる体制を構築するための取り組みに対し、引き続き支援を行ってまいります。

次に、29ページをごらんください。

血管病の重症化予防対策です。上段の現状と課題欄にあります血管病の重症化プロセス

の絵をごらんください。左側から健診結果から治療が必要と判断されながらも放置しているハイリスク者の存在や、治療を継続する必要があるにもかかわらず中断をしている者、また、糖尿病のコントロール不良により重症に至り透析治療等へと進行してしまうプロセスをお示ししております。

この重症化プロセスに対する三つの対策としまして、絵の一番下側に、左側からになりますが、1 特定健診の受診率向上と未治療への対策、2 治療中断への対策、3 糖尿病の栄養指導の対策が必要と整理を行い、それぞれの対策に取り組んでいるところでございます。

昨年8月には、未治療者や治療中断者をリスト化できるツールを県の国保連と共同開発し、各市町村へ配付いたしました。市町村がこのツールを活用して対象者を把握し、保健師等が個別に受診勧奨を行っていただいておりますが、右上の図にありますように、未治療ハイリスク者と治療中断者に介入した結果、受診につながった割合は本年1月13日時点では合わせて25%前後、約4人に1人というふうな結果になっております。

糖尿病に対する認識不足や医療費負担への不安などの理由で受診いただけないなど、困難な事例も多いとお聞きしておりますため、右下の平成29年度の取り組み欄の一番上のマル新とありますように、未治療ハイリスク者及び治療中断者に対する対応を強化するため、対象者に治療の必要性を理解していただくためのリーフレットを作成するなどして、市町村の取り組みを支援してまいります。

また、3 管理栄養士による外来栄養食事指導の推進では、地域の診療所と病院が連携して糖尿病治療に必要な栄養指導が行える仕組みを構築するなど、血管病の重症化予防に向けた対策を強化してまいります。

次に、30 ページをお開きください。

歯周病予防による全身疾患対策では、現状の欄にありますとおり、歯周病は口の中だけの病気ではなく、がんや糖尿病、肺炎、早産、低体重児出産といった全身の健康にも悪影響を及ぼす病気です。これまで歯周病の予防啓発のためのイベント等の開催やがん患者の疼痛緩和のための口腔ケア等に関する啓発や人材育成に取り組んできたところですが、右上の課題の二つ目の四角にありますとおり、低出生体重児の出現率は依然として全国平均よりも高く推移しております。このため、右下の平成29年度の取り組み欄の中に2 妊婦の歯周病予防対策の強化としまして、昨年8月から開始しました妊婦歯科健診事業を引き続き実施し、早産、低体重児出産のリスクを高める歯周病予防に取り組んでまいります。

次に、43 ページをお開きください。

大目標Ⅱの、在宅歯科医療の推進でございます。左上の現状欄にありますとおり、通院ができない方への歯科診療を推進するため、在宅歯科連携室を高知県歯科医師会館内に設置し、訪問歯科診療や往診依頼相談に対応するとともに、在宅歯科診療を行う歯科医療機関に対して、貸し出し用診療機器の整備や助成制度を実施してまいりました。

しかしながら、右上の課題にありますとおり、今後の潜在的な在宅歯科ニーズの増加に対応するため、在宅歯科連携室の機能拡充や体制整備が必要であり、また、歯科衛生士の地域偏在などにも対応する必要があります。このため、右下の平成 29 年度の取り組みの中のマル拡にありますように、幡多保健医療圏に在宅歯科連携室のサテライトを設置し、県西部の調整機能の強化を行うとともに、地域歯科衛生士の掘り起こしと復職支援を行うなど、在宅歯科連携室を核とした連携強化を図ってまいります。

以上で、日本一の健康長寿県構想の冊子を用いた当課の事業の説明は終わりますが、冒頭に委員長からお許しをいただきましたので、報告事項の「第 2 期高知県歯と口の健康づくり基本計画について」説明させていただきます。

お手元の健康政策部の青いインデックスのついた危機管理文化厚生委員会資料、平成 29 年 2 月定例会（報告事項）の赤色のインデックスがついた健康長寿政策課の A 3 のカラー刷りの資料になります。基本計画の本体につきましてもお手元に配っておりますが、時間の都合もございますので、この概要資料につきまして説明させていただきます。

まず、見出しの下に、基本計画作成の趣旨と第 1 期計画の概要を簡単にまとめております。

この基本計画は平成 23 年 4 月に施行しました高知県歯と口の健康づくり条例に基づき策定することとされており、またその策定に当たっては、歯科保健関係者で構成される高知県歯と口の健康づくり推進協議会の意見を反映することとなっております。

第 1 期計画は、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 カ年を計画期間として、虫歯予防対策、歯周病予防対策、高齢者等の歯科保健対策を主要な施策に位置づけ、歯科保健対策に取り組んできました。本年度が第 1 期計画の最終年度になりますことから、昨年度に実施しました高知県歯と口の健康づくり実態調査の結果を踏まえ、これまでの 5 年間の取り組みの評価や今後の方向性につきまして同協議会で議論していただき、パブリックコメントを経て、このほど第 2 期基本計画を取りまとめたものです。

その下の項目、第 1 期基本計画の評価の欄をごらんください。

第 1 期計画では、先ほど御説明しました主要施策ごとに、5 年間で達成すべき目標として評価指標や数値目標を定めております。

まず、虫歯予防では、子供の虫歯・歯肉炎対策を進めるため、3 歳児と 12 歳の 1 人平均虫歯数の割合を設定しております。3 歳児の平均虫歯数は、計画策定時の平成 23 年度は 1.1 本でございましたが、直近値は 0.6 本となっており、目標値の 1 本以下を下回り目標を達成しております。12 歳では 1 本以下という目標値には達しませんでした。1.5 本から 1.1 本に改善しております。以下、同様な形で、虫歯のない 3 歳児の割合、保育所・幼稚園等でのフッ素洗口実施割合、フッ素洗口実施市町村数のいずれも設定した目標を達成した結果となりました。

一方、歯周病予防では、進行した歯周病を有する 40 歳代の割合を 20%以下とする目標を掲げておりましたが、歯科医療機関を受診された患者を対象とした調査結果では、直近値は 49.2%と上昇しております。その要因としまして、その下の項目にございます、定期的に歯科検診を受けている人の割合が 5 年前の 37.5%から 53.5%に増加していることなどから、歯周病予防に対する県民の周知度が高まったことで、自覚症状のある方がより受診につながり、数値が上昇したのではないだろうかと、協議会の場で歯科医師の先生から意見がっております。

しかしながら、今回の調査では、通院患者という治療を前提とした対象者でありサンプリングに偏りがあるため、十分な検証に至っておりません。今回を含め、一般住民の歯周病の状況を把握するための調査をこれまで実施できておりませんことから、次回調査からは無作為抽出でサンプリングした調査手法を採用し、より詳細な分析を行ってまいりたいと考えております。

一番下は高齢者等の歯科保健対策として、80 歳で自分の歯を 20 本以上有する人の割合を掲げており、これについても目標を達成しております。

その右の現状と課題の欄では、そうした評価を通じて見えてきた現状や課題を整理しております。

ひし形であらわした項目につきましては、子供の虫歯予防、歯周病予防に加えて、第 1 期基本計画策定後に国が、歯科口腔保健の推進に関する基本的事項を定め、新たに障害児(者)・要介護者対策、在宅歯科医療、がん医療における医科歯科連携という方向性を示しておりますので、それを含めた整理としております。また、一番下のひし形の災害時歯科保健医療対策は、高知県災害時医療救護計画にも位置づけていることから追加しております。

具体的な現状分析としましては、先ほど御説明したとおり、子供の虫歯数とフッ素洗口実施率はともに着実に改善もしくは向上しておりますが、12 歳の 1 人平均虫歯数において、一番少ない市町村が 0.4 本であるのに対し、一番多い市町村は 13.7 本と大変格差がある現状も見えてまいりました。そうしたことから、虫歯予防では地域間格差の是正を課題に掲げております。

歯周病以下の項目も同様な形で現状と課題を整理しております。

続きまして、中段左側の項目、第 2 期基本計画のポイントをごらんください。

第 1 期基本計画の評価及び現状と課題の分析を踏まえまして、次期計画では四つのポイントを掲げております。

一つ目が、これまで第 1 期計画で取り組んできた三つの主要な施策を引き続き主要な施策に位置づけ、取り組みを継続してまいります。二つ目として、地域ごとに子供の虫歯数や訪問歯科診療などの課題が明らかとなりましたことから、地域特性に応じた取り組みを

強化してまいります。三つ目として、妊娠期、胎児期から学齢期、成人期、高齢者に至るライフステージに応じたきめ細かな対策を推進してまいります。四つ目として、今後ますます必要とされる口腔ケア、口腔機能向上のために、在宅等歯科医療の推進を位置づけております。

その右には、第2期基本計画の基本的な方向性を整理しております。目指す姿や基本方針は条例の趣旨から整理しており、主要な施策は先ほど御説明したとおり、これまでと同じ三つの主要施策としております。具体的な取り組みでは、重点取り組みを、ライフステージ等に応じた歯科保健対策、在宅等歯科医療対策など四つの施策に分類して整理しております。こうした施策を総合的に着実に進めることで、条例の前文にあります「元気に食べ、明るく話し笑える歯と口の健康づくり」を目指していきたいと考えております。

なお、一番下には、第2期基本計画における目標として、新たな評価指標や目標数値を設定しております。

第2期高知県歯と口の健康づくり基本計画の説明は以上でございます。

お手元の資料の右肩に②と書かれた議案説明書（当初予算）の93ページでございます。

右側説明欄の下段に記載しております3厚生統計費は、国から委託されております国民生活基礎調査などの統計調査に要する経費でございます。

次に、その下の4衛生研究所運営費ですが、94ページをお開きください。衛生研究所における検査や研究に要する経費と保健衛生総合庁舎の維持管理に要する経費などを計上しております。

次に、5保健衛生総合庁舎整備事業費のうち、改築工事請負費は平成27年度から実施しております保健衛生総合庁舎改築工事の契約額のうち、平成29年度支払い分、債務負担の現年化分でございますが5億1,040万8,000円と、工事の変更増があった場合に備えた4,178万円を合算しました5億5,218万8,000円を計上しております。これらの財源に、先ほど歳入のところでごらんいただきました県債と県有建築物南海トラフ地震対策基金の繰り入れを充当いたしております。

続きまして、96ページをお開きください。

債務負担行為でございます。保健衛生総合庁舎改築工事に係る埋蔵文化財発掘調査及び新資料整理について、2年間の債務負担行為をお願いするものでございます。

以上が、当課の平成29年度の当初予算案でございます。

続きまして、平成28年度の補正予算案について御説明いたします。

お手元の資料のうち、右肩に④と書かれました議案説明書（補正予算）の44ページをお開きください。

まず、歳入予算でございますが、この後御説明します歳出予算の減額等に伴うもので、9款国庫支出金や12款繰入金、15款県債の減額などがございます。

続きまして、45 ページをごらんください。

歳出予算でございます。右端の説明欄に従いまして説明させていただきます。

まず、一番上の人件費につきましては、市町村から派遣された職員の給与等について、協定に基づき県が負担するものでございます。次の2 保健福祉総務費の耐震改修等工事請負費 300 万円の減額は、幡多総合庁舎ドライエリア防水工事の入札残によるものです。次の2 項1 目保健衛生費の1 健康づくり推進事業費のうち、血液検査委託料 123 万 5,000 円の減額は、国民健康栄養調査の対象者や調査項目が少なくなったことによるものでございます。

次に、46 ページをお開きください。

県民健康栄養調査委託料 502 万 1,000 円の減額は、入札不落により一部を直営で実施したことによるものでございます。その下の健康増進事業費補助金 105 万 2,000 円の減額は、国庫補助事業である健康増進事業費補助金におきまして、市町村が実施する肝炎検査等に要する経費について幾つかの市町村において受診者の見込み数が過大となっていたため、実績の見込み額に合わせて減額をしようとするものでございます。

その下の健康づくり団体連携促進事業費補助金 105 万円の減額は、補助金のねらいである健康づくり団体が連携した特定健診等の受診勧奨につきまして、国保の保険事業やがん検診受診促進事業費補助金といったほかの補助事業が活用されたことにより、当初の見込みよりも申請市町村が減ったことによるものでございます。その下の医療扶助費 91 万 7,000 円の減額は、平成 28 年 4 月の診療報酬改定によりまして 34 歳以下の禁煙治療保険適用が拡大し、主な助成対象である若年層への支援が不要となったため、減額をするものでございます。

次の2 衛生研究所運営費 1,340 万 8,000 円の減額につきましては、一部の機器の保守が不要となったことや備品購入に係る入札残などによるものでございます。次の3 保健衛生総合庁舎整備事業費 1 億 4,500 万円の減額は、保健衛生総合庁舎改築工事の進捗に伴う減額変更によるものです。

続きまして、47 ページをごらんください。

繰越明許費です。保健衛生総合庁舎整備事業費は、保健衛生総合庁舎の改築工事に係るものでございまして、当委員会でもさきの9 月議会におきまして、埋蔵文化財の発掘調査のおくれや、新たに地中障害が判明したことからその除去が必要になり約2 カ月半のおくれとなりましたことから、衛生研究所の移転が年度内に行えないこととなり、移転費用と備品費用につきまして繰り越しを認めていただきました。今回、主体工事におきましても、本年度予定の出来高が年度内に完了しない見込みとなったことから繰り越しをお願いするものでございます。

以上が、平成 28 年度の補正予算についての説明でございます。

大変長くなりましたが、以上で健康長寿政策課の議案及び報告事項の説明を終わります。
よろしく願いいたします。

◎加藤委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 29 ページのところで重症化予防対策の御説明をいただいて、せっかく健診をしてハイリスクっていうこと、リスクがあるということがわかって、この治療中断をされる方というのが出て、1人ずつ訪問して受診勧奨してくださっているんですけど、先ほどの御説明の中で、困難な事例として、医療費負担があつて受診を控えているというお話が2番目の理由に挙がってきたんですけど、それぐらいの割合でやっぱりおいでる状況なんですかね。

◎中島健康長寿政策課長 一番多いのがどうしても糖尿病に係るものでございますので、症状が出にくい中で、御自身で重篤化するということがなかなか理解されていないということもあるのが一番よく聞こえてきました。その次に、どうしても受診するときの医療費の負担、特にこれは市町村国保ですので国保の被保険者対象にはしておりますけれども、一遍受診した後の治療費とか、継続すべきじゃないかという声もあつて、ただ、そうは言われても、御本人さんの今後負担すべき医療費の比較をしていただくというような形から、具体的に技術的な説明方法であるとかいう形が今後必要ですねという形で、いろいろと市町村の保健師さんからも声を聞いております。

◎塚地委員 わかりました。結構窓口負担が引き上げられつつある中で、そういう方々がこれからふえてくるというのはちょっと大変なことなので、ぜひ現場の保健師さんたちは地域で福祉の関係の人とつながってはくださっちゃうと思うんですけども、やっぱりそこを密にさせていただいて、どうやったら医療費負担を少なくできるかという方法もちょっと習得もさせていただいて、受診につなげていただくということをぜひ力を入れてやってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎浜田（英）委員 間もなくがんサポートセンターが医療センターにオープンしますけれども、ここで聞いてええかどうかわからんですけども、注目してるのはPET検査ができるようになったということですよね。PET検査については前の委員会のときもお話をいただきましたが、高知大にも一つありますよね。医療センターにも今度できますけれども。基本的には原理は一緒のもんだけれども全く別の装置だったんですか。そこら辺が僕は頭の中でこんがらがって。

◎清水健康対策課長 健康対策課の清水と申します。PET検査、今の医療センターのPET検査という話だったんですけど、PET検査はあくまでもがんを見つけるというものなので、がん細胞というのは正常細胞と比べて元気です。非常に元気で、エネルギーをどんどん吸収します。なので、ブドウ糖のようなものを体に入れるとがん細胞がどんどんそれを吸収して、そのスピードが正常細胞と違います。それを画像で見つけることによっ

て、ここががん細胞があるのではないかという、あくまでも推量をつけて画像で見つけための装置となっております。

◎浜田（英）委員 基本的には、高知大のシステムと医療センターのシステムは同じシステムなんですか。

◎清水健康対策課長 その高知大にあるものと医療センターにあるものがその型式がどうかとか、そののちょっと細かいところまで私もちょっとわかりません。また調べることは可能ですが、原則的に同じCTであったり同じMRIであったとしても、装置に例えばMRIだったら費用をかけるとテスラというものが上がって精度が上がったりですとか、CTも同じCTと一口に言っても、何かジェット戦闘機のようなものですが、お金をかけると精度が上がっていくと、お金をかけないと精度が下がっていくようなものもあって、つくっているメーカーも違えばその維持も違えば精度も違いますので、なかなか同じメーカーが作ったとしてもまた型式がちょっと違ったりというものがあるので、それはほんとは一緒かというのと、全く一緒のものが入っているということはちょっと考えづらいとは思いますが。

◎浜田（英）委員 ちょっとわからない。

◎清水健康対策課長 原則的なものは同じだと思います。

◎浜田（英）委員 基本的には医療センターのほうが後発だから、進んだものができていると思っていいわけですか。

◎家保副部長兼医師確保・育成支援課長 基本的にはそう思っていただいてもいいと思います。医療機器、ここ数年間で非常に進歩していますので当然進むと思いますし、機器についてどういう違いがあるのかは後日ちょっと調べて御報告させていただきたいと思います。

◎浜田（英）委員 それで、この議案とは直接関係なくて申しわけないんですけども、あれは放射性的造影剤を体内へ注射して、要するにこのCTみたいなものに入って撮りますよね。あの造影剤はできるだけ新鮮なものを、減衰が非常に早いので、できるだけ新鮮なものを早く投与してやるほうが効果的やということを知ったものから、それがもし高知大と医療センターが同じような造影剤を使うんだとしたら、なぜ医療センターにもその造影剤をつくる装置も一緒に導入しなかったかというところが非常にひっかかったものでね。

◎加藤委員長 そしたら、合わせて、また後日御説明をいただけますか。

◎家保副部長兼医師確保・育成支援課長 合わせて後ほど。

◎中内委員 先ほど部長がインターネット云々の話をしよったでしょう。インターネットで連携をとってとかいうのを。

◎山本健康政策部長 転院のほうですか。

◎中内委員 インターネットというの、何%高知県で使いゆうと思うか。50%もいないでしょう。

◎山本健康政策部長 使うのが病院ですんで、かなり入っているというふうには理解をしております。システムを使うのが病院でございますんで。

◎中内委員 そら病院なら病院でえいけれどね、あんまりそれ言わんほうがえいですよ。そら使いゆう人と使わん人というたら半分ぐらいしかないでしょう。それを言い過ぎるとね、やっぱり県庁全体が使いゆうから、そら時の流れといろいろ時代が違うかわからんけど、やっぱりそれは。そしたら、よう使わん者はどうやって調べらあとということになりますかね。

◎山本健康政策部長 病院に入院されている患者さんが調べるのではなくて、患者さんの希望は聞きますけれども、要は病院。

◎中内委員 それはそれで了解ですけれど、ほかのことにね、やっぱりそれはインターネットを使うちゅうのは、ほいたら、使わん人にはどういう手助けをして知らさあとということになりますかね。

その、今のことだけやなしにですよ。今指摘しておる、言ゆうように病院が使うから多分大丈夫だろうということで、ほかのことでも、やはりそういうものをあんまりインターネットで云々や、すぐよその課でも言ゆうけんどもね。やっぱり僕は腹が立つ。

◎加藤委員長 御意見として受けとめていただきたい。

◎山本健康政策部長 県民への周知のときには、確かにネットだけでは不十分な部分で、使われていない方もいるのは御指摘のとおりだと思いますんで、県としては、ネット活用とあわせて、文書であるとかマスコミを使ったいろんな広報であるとかをあわせてやるように気をつけていきたいと思います。

◎中内委員 そらね、詭弁じゃ。

◎塚地委員 ちょっと関連で。医療ソーシャルワーカーさんとかが転院のいろんな御相談に乗ってくださって、転院先を探してくださるっていうこと、すごく今、電話で大変な状況でやってくださっていて、システム的には大変いいなあと思うんで進めていただきたいと思うんですけど、その病院間同士で見れるサイトみたいな形になるんですよ。それで、今、転院してほしいって言われたところに結構見に行かれるんですよ、やっぱり。どういうところかなっていうのを見に行かれたりとか、自分で探してパターンも結構言われたりするわけですよ。そういった方々がそこをのぞくっていうことは、例えばその医療ソーシャルワーカーさんがいる場所でならできるとか、そういうふうにはならないもんなんですか。

◎山本健康政策部長 それ実は医療政策課の分なんで後なんですけど、ただ、内容については、来年度は病院関係者とかいろんな方と意見をお聞きして、どういうところまでで作り込んだらいいのかという議論から始めますんで。今は、私言いましたように、基本は病院が使いますけれど、転院される入院されている方が見たいという意見をどうするかとか

いうのはまた議論になろうかとは思いますが。

◎塚地委員 わかりました。

◎土森委員 これ今説明聞いてね、ほんとに県民の健康のためによくやってくれているなと、ほんとに手厚い、ヘルスマイトさんも入ってね。最近特に目につくことは、子供の肥満が随分多いんですよね、ここにも書いていますけれど。学校等における県の政策、これ非常に重要だと思いますね。例えば食、食べる、運動、動く、そして、歯科衛生とかいろいろある。最近、小学生が朝コンビニでどういうわけか弁当を買いゆう。給食があるやろ、2人ぐらいの子供に聞いたら、朝食ですということ。そうなってくると家庭というのが一番大事やね。そこに家庭のことも書いていますけれど。これももう少し食ということで、家庭の啓発というのは絶対必要だと思うんですよね。その辺の取り組み、ここにちょっと書いてあるが、もう少し詳しく解説して。

◎中島健康長寿政策課長 ヘルスマイトさんがこれまで密接に教育現場と食育の講習であるとか指導に入っていたかという実績を踏まえまして、今年度から、ヘルスマイトさんによる食育を通じた健康教育を実施してまいりました。その中で制度設計する中で、委員言われますように、まず一方的に健康教育を子供に伝えるだけではなくて、子供が家庭に持ち帰って、ヘルスマイトさんを初め、学校で学んだ健康教育を家庭に波及させて、それが結果的には朝食を正しく摂取するとか、地域を巻き込んで食育をする、食育を通じた健康教育につなげていくことはできないかということ。あわせてアンケート調査もしっかりやるようにしまして、その中には実際に入っていておるヘルスマイトさんの意見もお聞きしながら、具体的にどういったような形でお聞きすればいいのかとか、今回冒頭に説明しましたとおり、約9割の家庭、保護者の方はこの健康教育を年1回以上はするべきという意見もございましたし、いろいろな考え方もアンケートの中に項目ございます。ことし初年度で簡易なアンケート調査をやっておりましたけれども、来年度はそのアンケート結果を踏まえながら、各地域でできたらその分析もしながら、ヘルスマイトさんがより教育委員会と密接なところとそうでないところ、多少の温度差がありますので、そこら辺も踏まえながらちょっと工夫して次のステップに行きたいなどは考えてます。

◎土森委員 確かにそこまで徹底してやったほうが良いと思う。非常に重要なことで、子供のときに就学前からやっぱりあるんですよね、こういうことが。朝食を食べないと、これぐらい体に悪いものはないし、それからやっぱり家庭という意識、家庭教育も重要になってくる問題で、子供が成長していく中で最も大事なスタートラインだと思いますので、これしっかりやってくださいね。

それと次に、やっぱり動く、体を使う。最近の子供はスポーツしよる子供としていない子供、二つに分かれていますね。家庭でゲームをしたりする子供が大変ふえて、比べてみたら、スポーツをしている、体を動かす子供は確かに健康、肥満はそうおらん。この辺、

学校についてということになるかも知らんけれど、教育委員会との協議もあるかも知らんけれど、健康管理というたら中島課長ところやもね。しっかりその配慮をしてやっていくということも大事だと思いますが。

体を動かしている子供と体を動かしていない子供、これなんかも調べてみたらおもしろいと思いますよ。比較対照して、健康で成長していく、大人になっていく、子供のときが一番大事やと思う。それを少し掘り下げて研究してみたらどうかなと思いますね。ここにそれやろうとすること書いていますけれどね。どうですかね、アンケートの中にそういうものを含めて書いたほうがいいと思いますよ。

◎中島健康長寿政策課長 教育委員会のほうも実施しておる実態調査のデータも毎年提供もいただいておりますし、言われましたような健康教育だけの話じゃなくて、そういう運動の面でも具体的に、うちの事業からのフォローといいますかアプローチといいますか、そちらのほうとの分析なんかもちょっとクロスさせながら、教育委員会、今度名称が変わりますけれども、部署は今までのスポーツ健康教育課になろうかと思いますが、そちらのほうとも連携しながら進めていきたいと思います。ぜひ検討してみたいと思います。

◎土居委員 学校とか子供に対する歯と口の健康づくりというところで、県は高知市以外というところがあるかと思うんですけど、資料を見ていたら、特に高知市とそれ以外のところのいろんな、ここでいうたらフッ化物洗口の実施率等を見ても相当な差が出てきていると。ほとんど子供の数でいっても半分ぐらいは高知市におるんじゃないかと思うんですけど、そういうところで高知市は高知市でということかもしれないですけど、やっぱり県全体の子供たちの健康ということを考えたら、何とか高知市のほうにも理解していただいて実施していただくというようなそういう連携も必要になってくるんじゃないかと思うんですけど、その点の取り組みというのはどういうふうにされてるのかお聞きしたい。

◎中島健康長寿政策課長 フッ化物洗口につきましては、先ほど説明しましたとおり、第1期の歯と口の基本計画の中でも目標値を定めて普及させていこうということで、全市町村で実施はしてありましたものの、委員言われますとおり、高知市の実施率が極めて低うございますことから、昨年度来、それより前から取り組みは強化しておるんですけども、高知市の教育委員会への働きかけ、それは先ほど言いました県の教育委員会のほうとも連携しながら働きかけもしてきてまいりましたけれども、また高知市の保健所とか高知市の歯科医師会のほうも協力をしてはいただいておりますものの、実情を申しますと、保護者でフッ化物自体にちょっとアレルギー、抵抗感のあられる方が実際おられまして、なかなか学校単位で導入するというところに踏ん切りがつかないというのが実態ということをお聞きしております。

とは言いましても、全くしていないわけじゃなくて、高知市のほうもフッ化物洗口ではなくブラッシング指導とかはしてはおりますけれども、何せフッ化物洗口でこれほど格

差が出ておりますもので、教育委員会のほうでより具体的に導入できないかというようなことをいろんな角度、いろんな方々にも相談しながら進めてはおりますが、徐々にではありますけれども実施する学校もふえてはきております。

高知市の歯科医師会と高知市の保健所がことし重点的に取り組んでおるのが、まず学校の普及率は低いけれども、保育所・幼稚園にとにかく入っていくことによって、その園児の方が持ち上がったときの校区の学校が導入するような形のきっかけづくりにできないかという戦略を練ってやっております。ただ、私どもとしましては、市だからじゃなくて、県としても高知市には積極的に導入していただくようには進めていきたいと考えていますので。

◎土居委員 ぜひ県市連携といいますか、そういう視点から取り組みもしていただきたいと思います。これを見て、21 ページのフッ化物洗口の実施状況で、とにかく先ほど保育所・幼稚園ということもあったんですけど、去年の3月時点でほんとに全て低いという状況で、これを見たら、健康長寿政策ということを進めていく上で、このほかにも何か高知市と連携がとれていない部分がひよっとしたらあるかもしれないと感じますので、もしそういうところがあるなら、全体としてやっぱりともに取り組んでいただきたいと思います。

◎塚地委員 先ほどのこの、口と健康づくりの基本計画の中で、子供の虫歯とフッ素洗口の実施率というところでベストとワーストの数字が出ていますよね。このことと、ワースト 13.7 本というところのフッ素洗口と相関関係があるという数字なんですかね、これは。

◎中島健康長寿政策課長 ベストの 0.4 本につきましては、県の政策でフッ化物洗口を実施する前から、自治体が独自で進めておったところでございまして、永久歯が生えるときからフッ化物洗口することによって、やっぱり虫歯数が圧倒的に 1 人当たり 16 分の 1 にまで至ったという話がある一方で、その 13.7 本のところは、昨年まで導入しておりませんでした。どうしても導入していなかったところで全体的に悪い傾向にはなっておりましたもので、そういうふうなデータも出てきたところ、自治体のほうにも働きかけまして、このワーストの 13.7 本につきましても平成 27 年度からフッ化物洗口の実施には入っています。100%やっております。

◎塚地委員 その 13.7 本ってすごいですよね。すごい状況なんで、児童数が少ないってことですか。結構な児童数でこの本数っていったら何かすごい。

◎中島健康長寿政策課長 人口的に別に、一番悪いのは安田町でございまして。

◎塚地委員 結構遠慮していましたけれど。

◎中島健康長寿政策課長 ちなみに一番いいのは中土佐町でございまして。学校、町内で 1 校でしたかね。児童数、1 学年で 1 クラスかそれくらいの人数、それくらいの規模の自治体ですので、地域性があるのかなとは思いますが。

◎塚地委員 なるほど、わかりました。例えば歯科診療所が少ないとか、そういう条件的

なものも加味しているのかなと思ってちょっと聞いてみたがでしたけれど、そういうわけではないのか。

◎中島健康長寿政策課長 確かにそういう歯科医療機関があるなしということで言いますと、例えば地域、地区の歯科医師会が物すごく熱心にやられておる地区では早い段階からブラッシング指導なんかもしておりますんで、ある程度の成果は出ているんじゃないかなと思うんですけど、ただ、診療所単位でやれるか、その地区の歯科医師会でやるのかというような分析までは掘り下げてはやっておりません。

◎谷健康長寿政策課企画監 データのことで。安田町でございますが、平成 27 年度が 65% 実施で、100% 実施になりましたのが平成 28 年度の予定でございます。中土佐町については平成 9 年からフッ化物洗口を実施しておりますして、そういったことで大変成果が出ているところでございますが、後から始めたところにつきましても、年数を経過すると虫歯予防になっていくと思いますので、高知市を含めて進めてまいりたいと思います。

◎加藤委員長 以上で、質疑を終わります。

それでは、暫時休憩をとりたいと思います。

再開は 2 時 55 分といたします。

(休憩 14 時 38 分～14 時 55 分)

◎加藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

申し出がございますので、副部長のほうから御説明いただきますか。

◎家保副部長兼医師確保・育成支援課長 先ほど御質問がありました高知医療センターのがんセンターに係る PETCT、SPECT のことについて御説明させていただきます。

県内には高知大学のほうに PET がございます。ただ高知大学は、施設内にサイクロトロンといって、そこでほんとの短期間の崩壊する核種を発生させる機器が敷地上でございますので、その中で調製をしています。ただ、医療センターの場合はその機器を敷地内に設置することが面積上少し難しかったということで、岡山のほうから核種を運ぶということで、製造する会社は公益社団法人日本アイソトープ協会。もともと昔からそういう放射線の核種とかそういうのを供給してきた会社でございますんで、使用する時間とか人とかをあらかじめ聞いて予約をして、その搬送も含めた上で適切な診断ができるような薬剤を搬送するということになっていきますので、いろいろな意味では位置づけは違いますが、機能としては十分果たせると、特に最近、設置した年限が違いますんで最近の知見も踏まえた上で、高知医療センターのほうのがんセンター機能を果たされるのではないかと期待しております。

◎浜田（英）委員 私、吉川院長に、何で最新のがんサポートセンターをつくるのに、P

ETの造影剤もここで製造できるようなことにしないんだとお聞きしたが、答弁でなかったんで。医療センターも高知大も、もし同じような造影剤でやるんだったら、二つが共同してやったほうが、もっとコストも安くいくし。患者さんは高いお金をかけて、いくら保険でいくといってもかなり高いオペレーション料になると思うのでね、できるだけ新鮮な放射性同位元素を使ってより正確にがんを発見していただきたいというのはクランケの思いですから。そういう立場に立った場合、せっかく大きな病院が二つあるのに一緒に何かできんかったものかなと、そういう思いで質問させてもろうた。

あと、最新のがんサポートセンターにPET検査がありながら、それが無いというのもまた一つ非常に残念な話だなと、そんな思いで。岡山から運ぶうちに減衰量というのは非常に短期間に起こるんだということを聞いておったもんですから。今お話したところによると、岡山から高知までの距離の間に減衰量も含めて、こっちへ着いた段階ではまだ新鮮な物が使えるということで納得をしますのでそれで結構なんですけれども。

◎家保副部長兼医師確保・育成支援課長 あくまでも薬剤ですので、標的となる臓器にどれだけ集積するのかというのがありました。余りに高濃度過ぎても画像上撮れなくなったりしますし、逆に少なくなっても映らないとかっていう、非常に微妙なところがありますので、そのあたりはきちっと判断した上で、適量をきちっと投与される。投与される方にとってみれば、それからの体内の被曝量とかっていうのは変わってきますので、そういう意味で最も被曝が少なく、かつきれいな画像が撮れるというようなところはきちっと専門家のほうで判断してやられる現状になっていると考えております。

◎浜田（英）委員 県民の3人から1人、4人に1人がかかる病気だと言われていまして。多くの県民がやはりできるだけ安く、より正確なということになってくると、そういう思いを代弁させてもろうただけです。ひとつよろしく願いいたしたいと思えます。

〈医療政策課〉

◎加藤委員長 それでは引き続きまして、医療政策課の御説明をお願いいたします。

◎川内医療政策課長 医療政策課の平成29年度一般会計当初予算案につきまして御説明いたします。

お手元の右肩②の議案説明書の（当初予算）の97ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。まず健康福祉負担金でございますが、救急医療広域災害情報システムの運営に係る市町村からの負担金に加えて、高知県・高知市病院企業団へ派遣している職員の人件費11名分に対して、企業団から負担金として受け入れるものです。

次の健康福祉使用料は、幡多看護専門学校の授業料や庁舎の使用料、健康福祉手数料は准看護師試験、また免許登録に係る手数料及び幡多看護専門学校の入学手数料でございます。

それ以外に、次の98ページ以降にございます事業執行に係る国庫補助金や基金の実収入、

また基金繰入金など、これら後ほど御説明する歳出の特定財源となるものでございます。

1番下の貸付金元利収入は、看護師養成奨学金等の償還金を受け入れるものでございます。

次の99ページの県債ですが、後ほど御説明する衛星通信設備整備工事に係る経費及び幡多看護専門学校の改修工事に係る経費に充当されるものでございます。

次に、歳出について御説明をいたします。歳出につきましては、議案に沿いつつ、長寿県構想冊子を使って御説明させていただきます。

まず、議案の100ページをお願いいたします。歳出予算額は68億23万9,000円で、平成28年度当初予算額と比較すると2億3,587万5,000円の減となっております。増加分の主な内訳は、病床機能分化促進事業費補助金が約4億円弱、医療施設近代化施設整備費補助金が4億5,000万円の増、医療施設耐震化整備事業費補助金が約1億1,000万円になります。減少分の主な内訳は地域医療情報ネットワークシステムの構築事業費、スプリンクラー等の整備事業費補助金、地域医療介護総合確保基金積立金でございます。全体として減額というふうになってございます。

次に、101ページをお願いいたします。順次説明欄で御説明をいたします。

まず、1の人件費ですが、本課及び幡多看護専門学校の職員の人件費でございます。

次の2の医療政策総務費は、本課の事務費及び平成28年度末で終了する地域医療再生臨時特例基金等の国庫への返納金でございます。

次の103ページにかけての3保健医療計画推進事業費は、高知県医療審議会、及び保健医療計画評価推進部会、また、昨年12月に策定をしました地域医療構想に基づく地域医療構想調整会議などの開催経費。そして地域や疾病ごとの医療連携体制の構築に係る経費、さらに、訪問看護など在宅医療等の医療提供体制の強化に関する事業に係る経費となっております。

ここで、長寿県構想の冊子の40ページをお願いいたします。左肩に在宅医療の推進と書かれてあるページでございます。

資料中段右側の2の課題にありますように、地域医療構想の実現に向けて、現時点で不足が明らかとなっている回復期機能の病床の整備のため、左下の今後の取り組み欄の1、(1)で回復期病床への転換に係る助成を行うとともに、次の(2)ですが、ICT等の活用により医療機能分化と医療介護連携を強化してまいります。

先ほど、中内委員からも御指摘ありましたが、急性期医療機関から地元の医療機関への転院、退院、そして在宅へという流れを支援する仕組みづくりのため、この2の(1)ですが、空床情報などをリアルタイムで検索でき、退院調整の促進を図る医療機関連携情報システムの整備を平成29年度に行うこととしております。

これは先ほど塚地委員から御指摘ありましたように、患者さんも一緒に閲覧しながら操

作をする対応は可能かどうかも含めて、来年度、開発を担当する高知大学とともに検討を
してまいりたいと思います。

次の（２）ですが、今年度策定する退院支援指針を活用した在宅関係者の間の連携強化
に努め、在宅での療養を希望される方がスムーズに在宅医療に移行できるような環境整備
を図ってまいります。

３の訪問看護サービスの充実につきましては、次のページで御説明をいたします。

下段の右側、４平成 29 年度の取り組みで詳細を記載しております。

まず、人材確保・育成としまして、高知県立大学への寄附講座の設置による訪問看護師
の育成の研修と、受講生を雇用している訪問看護ステーションに対する研修期間中の人件
費の補助を継続してまいります。

次に、訪問看護提供体制の整備として、不採算となる遠隔地への訪問サービスに対する
支援を継続するとともに、訪問看護師によるあったかふれあいセンター利用者への訪問看
護の紹介や健康相談に係る経費も支援を続けてまいります。これにつきましては事業開始
前の平成 25 年度の 4,000 件に比べますと、昨年度 7,500 件、今年度末までには 9,000 件ま
で増加をする見込みでございまして、遠隔地への訪問件数が次第にふえてきております。

また、その次にありますように、訪問看護ステーションが未設置の地域がある市町村や、
既存の事業所に働きかけてサテライト診療所の設置の促進を図ってまいりたいと思います。
これについては地域福祉部と連携をして取り組みを進めてまいります。

また、本年度までに構築をしました医療介護連携情報システムの活用によって、医師、
訪問看護師、介護事業者等による利用者の情報共有を進め、多職種連携を強化してまい
ります。

議案説明書に戻っていただいて、②の 102 ページの真ん中ほど、４救急医療対策費及び
５ドクターヘリ運航事業費について御説明いたします。これにつきましては、構想の 39
ページの救急医療体制の確立のページで御説明をいたします。

ページ右側の平成 29 年度の取り組みをごらんください。

今年度に引き続きまして、救急医療機関機能維持のため、休日、夜間の医療提供体制へ
の支援や救急医療の適正実施に向けた啓発を行うとともに、小児救急電話相談など、急病
時の対応への支援を行ってまいります。また、地域の二次救急医療機関による受け入れ増
加に向けて、救急医療従事者研修を引き続き開催するとともに、救急告示病院の認定及び
更新時に義務づけている、研修の受講や救急患者受け入れ状況の検証報告を徹底すること
により、救急医療機関の機能強化を図ってまいります。

次の、ICTを活用した救急搬送体制の強化でございますが、こちらは、タブレット端
末を活用した情報収集システムにつきましては、救急隊などの現場の声を反映したシステム
の改良や、入力データの分析を進めることにより効果的な救急診療の実現につなげてまい

ります。

次のドクターヘリ体制の強化でございますが、出動件数が年々増加してきております。今年度のドクターヘリの出動実績は1月末までの10カ月間で667件となっております。年度末までには、平成27年度の748件を上回って800件前後になると見込まれます。なお、これまで平成23年3月から2,800件近い運行をしまいいりましたけども、これまで幸い無事故で運航を続けてまいりましたので、引き続き安全運航に努めてまいりたいと思います。それと今年度、愛媛県でドクターヘリの運行を開始されましたので、愛媛県との平時の連携、また災害時の中四国の連携を来年度以降進めてまいりたいと考えております。

次に、議案説明書では103ページの、6災害医療救護体制整備事業費でございます。こちらは南海トラフ地震等の災害時に適切かつ迅速な医療救護活動を行うため、必要な医療救護体制の整備や病院の耐震整備等を図っていくものでございます。

長寿県構想の冊子では、78ページをお願いいたします。地域の総力戦による「前方展開型」の医療救護体制の構築と書かれてあるページでございます。

まず、左側に縦書きで書いておりますが、地域ごとの医療救護の体制づくりとして、まず、総力戦の体制づくりとして、地域ごとの医療救護の行動計画について、新たな地域での策定や訓練等による検証を行うための経費を計上しております。今年度までに13地域、17市町村で策定予定でございます。引き続き平成30年度までに全市町村での策定を進めてまいります。またその下の総力戦の人材確保ですが、本年度に引き続き、地域の医師を対象とした災害医療に関する研修を行うとともに、高知県看護協会が実施している地域災害支援ナースの育成事業に助成してまいります。

その下の総力戦の場所と資機材の確保につきましては、従来に引き続いて医療救護施設等の施設、設備、備品等の整備に対し助成を行うほか、12月議会で御説明いたしました、高知赤十字病院の移転支援を含む医療施設の耐震化を支援してまいります。

次に、縦書きの、地域をバックアップする体制づくりですが、発災時に県内の医師や県外から進出したDMAT等を参集拠点から地域に搬送する仕組みづくりのため、資料作成に必要な経費を計上しております。また、災害時に地上の通信インフラが断絶した場合に備え、災害医療対策本部を置く県庁本庁舎と、災害医療対策支部を置く各福祉保健所にブロードバンド衛星によるインターネット通信設備を整備するための経費を計上しております。

次に、看護職員確保対策でございます。

②の議案説明書105ページから106ページになります。

こちらは、看護職員の資質向上を図る事業に係る経費や、准看護師試験の実施に要する経費、また看護職員確保対策のための事業費や看護師養成所の運営費補助金、幡多看護専門学校の運営経費及びつり天井脱落対策のための改修工事に係る経費でございます。

具体的な内容につきましては、構想の 47 ページをお願いいたします。

看護職員の確保対策の推進でございます。右下の、4 平成 29 年度の取り組みとしまして、県内の看護職員を確保するため養成施設の運営費補助とともに、看護学生を対象とした就職説明会の開催などを通じ、県内の医療機関を知ってもらうことで県内定着を図ってまいります。あわせて、看護学生を対象とした奨学金により、人材の不足感が強い中山間地域や訪問看護ステーションでの就労につなげてまいります。

さらに、ナースセンター事業による無料職業紹介や再就業支援について、委託先である高知県看護協会と連携して進め、次世代の看護職員の確保を図ってまいります。その他、看護職員のキャリアに応じた各種研修により資質向上を図るとともに、看護管理者向けの研修などにより、勤務環境の改善による職場定着につなげてまいります。

次に、議案説明書②の 106 ページをお願いいたします。8 の移植医療推進事業費でございます。

こちら、県民の移植医療に関する理解を深めるため、高知県腎バンク協会に対して、臓器移植コーディネーターの設置及び活動費を助成するものでございます。また、来年度からは、骨髄及び末梢血幹細胞移植の促進を図るため、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄及び末梢血幹細胞の提供を行った方に対して、通院・入院に要した費用を助成する制度を創設いたしました。これについては、1 日当たりの基準額、2 万円を 1 週間分、助成をさせていただくものでございます。この助成事業を行う市町村に対する 2 分の 1 の間接補助として、県事業を実施する予定でございます。

これまでのところ 4 市町において、来年度からこの制度を開始する予定であるとお聞きしております。また、事例があれば、要項等策定して対応していただける予定が 3 市町ございます。県内で年間 10 例ほどと件数は少ないですけれども、こういった提供をしていただけの方々への支援につなげてまいりたいと考えております。

次に、その下の、9 地域医療介護総合確保基金積立金は、平成 29 年度事業の中で、当課を含め、医療介護分野の地域医療介護総合確保基金を財源として見込んでいる事業へ充当するため、当該事業費に相当する額を積み立てるための予算でございます。

続きまして、高知医療センター費の高知医療センター運営支援事業費でございます。

一般給与費は、当課所属で病院企業団に派遣されている職員 11 名の給与費です。企業団負担金は、医療センターの施設設備整備の起債償還及び救命救急センターや、総合周産期母子医療センター等の運営に係る経費、また医療センター職員の研修経費などに対する構成団体としての負担金でございます。原則として国が示す繰り出し基準に基づき、県と高知市で 2 分の 1 ずつ負担をしているものでございます。

次に 108 ページをお願いいたします。債務負担行為でございます。

看護師養成奨学貸付、助産師緊急確保対策奨学貸付は、将来、県内の指定医療機関等に

勤務する意思のある学生への奨学金でございます。修学資金に応じた貸付期間となりますので、債務負担をお願いするものでございます。

次にページが飛びますが、699 ページをお願いいたします。

こちらは、これまでに債務負担行為の承認をいただいておりますものの、これまでの支出見込み額と平成 29 年度以降の支出予定額でございますので御参照いただければと思います。

以上が当初予算でございます。

続きまして、28 年度一般会計補正予算の説明をさせていただきます。

右肩④の議案説明書、補正予算の 48 ページをお願いいたします。

まず、歳入につきましては、後ほど歳出において御説明する諸事業の減額または予算計上に伴い、それに係る国庫補助金が減額または増額となりますが、詳細につきましては省略をさせていただきます。

次に、歳出につきまして、50 ページをお願いいたします。以下、説明欄で主な事業を御説明いたします。

1 医療政策総務費の国庫支出金精算返納金は、過年度に当課が国から受け入れた補助金の受け入れ超過額につきまして国へ返納するものでございますが、平成 27 年度末までに完了した地域医療再生臨時特例基金事業残余额を国に返還した額が当初の見込みを下回ったため、減額するものでございます。

51 ページをお願いいたします。

保健医療計画推進事業費の減額ですが、まず中山間地域等訪問看護師育成事業費補助金ですが、こちら高知県立大学における新卒、新任の研修者の応募が見込みを下回ったためでございますが、定員 18 名のところ 9 名にとどまっておりますが、この補助金を活用しない定員枠も大学のほうでございまして、こちらで 16 名受講をいたしました。したがって、今年度は計 25 名の方々が高知県立大学で学んで、新しく訪問看護師として地域に行かれるということで、当初想定していた 18 名よりは、結果として 7 名ほど多い訪問看護師が育成されたこととなります。

また、次の地域医療情報ネットワークシステム構築事業費補助金でございます。これは県内 14 の病院の電子カルテシステムを統合していくものでございますが、これは医療機関相互のネットワーク構築を図ることができるよう、設備整備に向けた検討を支援してきておりましたが、具体的なネットワークシステムの検討を実施し、課題を明確にする中で、スケジュールの見直しが必要となったものでございます。したがって、事業計画変更の上、平成 29 年度当初予算に再度計上してございます。

次の病床機能分化促進事業費補助金でございますが、地域医療構想の実現に向け、回復期リハビリテーション病棟や地域包括ケア病棟に転換する医療機関を支援するものでござ

いますが、地域医療構想の策定期間が当初の平成 27 年度末から昨年 12 月まで延びましたため、病床機能の転換の判断に至らず、最終的には執行につながらなかったため減額させていただくものでございます。

次に、3 の救急医療対策費でございます。

こちらは小児医療施設設備整備事業費補助金ですが、国の本年度第 2 次補正予算により、小児科を標榜する三つの病院への医療機器の補助を補正計上するものでございます。ただ、予算成立後年度内の執行が見込めないことから、予算を全額繰り越して平成 29 年度に執行しようとするものでございます。

次の、4 災害医療救護体制整備事業費でございます。

病院の耐震化事業において、当初見込んでいた事業者が経済的な理由により、事業実施を延期したことや、国の内示額が要望額を大幅に下回ったことなどによる補助事業費の減額でございます。

次の 52 ページをお願いいたします。5 の看護の人づくり事業費でございます。

1 番上の看護職員需給調査委託料でございますが、これは国の看護職員需給検討分科会という、今後の看護師需給を検討する検討会がございますが、こちらにおいて、当初看護師事業調査を実施する予定でございましたが、平成 28 年度には実施しないとされたことにより不用になったものでございます。

二つ飛んで、院内保育所運営支援事業費補助金ですが、当初見込み時点からは補助基準となる園児や保育士の人数に変動があったことからそれぞれ不用が発生したものでございます。

次の事務費ですが、幡多看護専門学校において長期研修に参加する教員の代替え臨時職員の応募がなかったため、賃金共済費を減額するものでございます。

次の、6 移植医療推進事業費は、高知県腎バンク協会に対する補助金ですが、補助対象となる人件費が当初の見込みを下回ったこと、また末梢血幹細胞採取施設設備整備事業費補助金につきましては、国庫補助金が間接補助から補助事業者への直接補助となったことにより県の支出が不用となったものでございます。

7 の地域医療介護総合確保基金積立金ですが、補助事業者からの補助金の返還が見込まれることになったため、増額補正するものでございます。

次、高知医療センター費の医療センター運営支援事業費の負担金の減額ですが、企業債利息の負担分が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に 54 ページをお願いいたします。繰越でございます。

まず、救急医療対策費は、先ほど申し上げた小児医療施設設備整備事業費補助金でございます。

看護の人づくり事業費でございますが、幡多看護専門学校におけるつり天井脱落対策工

事の実施設計委託が、当初の見込みを上回る時間を要しておりまして、年度内の事業完了が困難となったことによる繰り越してございます。

以上で、医療政策課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎加藤委員長 それでは、質疑を行います。

◎土居委員 減額補正の金額が相当大きいと思うんですけど、スプリンクラーの整備、もうちょっと詳しく説明していただけたらと思います。

◎川内医療政策課長 スプリンクラー等設備整備事業費補助金でございますけれども、当初予算に9億7,000万円計上をしておりまして。これにつきましては、昨年度の補正予算でしたので、まず各医療機関からの要望が上がってきたもの全てを計上して、かつ国に計画を提出してございました。しかしながら、国からは約2億円弱の箇所づけしかなされなかったことによりまして、7億7,800万円ほどの不用が生じたということです。いずれにしても国費でございます。

これにつきましては、病院からの要望が非常に多かったんですが、国からは有床診療所を優先的に箇所づけをしていくということから、高知県内での採択漏れが大きくなった原因と考えております。

◎土居委員 結局、そのついたところは何機関ですかね。どのくらい要望があって、どのくらいついたのか。

◎川内医療政策課長 まずは実績ですけれども、スプリンクラーの整備につきましては8施設、うち7施設が有床診療所で病院が1施設ございます。あと、火災通報装置の設置が1施設ございます。

◎土居委員 要望がどれかちょっとわからないんですけど、需要というか、いまだに相当残っているんじゃないかと思うんですけど、来年度予算で6億円想定しているんですけど、これらは言うたら国の内示がおりるということが有力といいますか、見通しといいますか、その点はいかがなものでしょうか。

◎川内医療政策課長 来年度は、これまでに不採択となった施設も含めて要望を出す予定でございます。国の補正予算、今回第2次補正も含めて15カ月予算で多少増額になっておりますので、今年度並かそれ以上の採択はあるのじゃないのかなというふうには考えておりますけれども、採択につきましては、国が個別に各1施設ごと採択を決めていきますので、必ずしも今回の要望どおりに進むかどうかということは難しいかと思っております。

ちなみに来年度予算につきましては、スプリンクラーについては、病院、有床診療所を合わせて18施設の要望が出ております。また、火災通報装置につきましては、6施設から要望が出ております。合計しまして、6億6,000万円ほどの額になっております。今年度もひとまず要望額をもとに、予算計上させていただいております。

今後、国において箇所づけがなされていくと思っておりますけれども、国に対してもできるだ

け多くの施設が採択できるように要望を出していきたいと考えています。

◎**浜田（英）委員** ドクターヘリの運航ですけれども、かなり利用頻度が高まってきているということは、結構なことなんですけど、一方ドクターヘリがないときはですね、県の防災ヘリもドクターヘリ的運用で、かなり出動回数も多いと。その中で今度ドクターヘリや県の防災ヘリのパイロットの体制が2名ということが今問題になっているんですよね。余り防災ヘリのほうに負担がいても、これも大変なことになるなと思っているんですが、今、県の防災ヘリの中でドクターヘリ的運用の部分は、防災ヘリの出動回数の中でどれくらいを占めているか御存じですか。

◎**川内医療政策課長** ドクターヘリは今年度約800件ほどになります。防災ヘリの平成27年度の救急出動が238件になります。詳細は不明ですが、このうち大体200件ほどが、いわゆるドクターヘリ的運用、医師等のピックアップとなっております。

したがって、ドクターヘリ導入前の水準にほぼ戻っている状況かなと思います。救急の出動のヘリ要請は、医療センターのCSが、まず受けることになっております。ドクターヘリが既に出動中であれば、防災ヘリのほうに要請したり、また重複事案の場合は同時というように、まず医療センターのほうで差配をするという仕組みになっております。

◎**浜田（英）委員** ドクターヘリは救急ヘリですけれども、県の防災ヘリは救難、救命ができるということで、ヘリを入れるときに、公明党の皆さん方と、ドクターヘリを入れるんやったら防災ヘリは2機体制がいいよということで随分議論をした。そのときに、ドクターヘリが他県との連携で活動するときに、高松は岡山と組みたい、徳島と一緒にやらんかという徳島は和歌山、大阪のほうがいいと。高知が置いてけぼりを食った。結局、高知は独自でやろうということで、ドクヘリも導入することになったんですが。

今、フライトドクターが近森病院からも日赤からも来ていますよね。近森病院のフライトドクターが乗り込んで患者さんを全部医療センターへ運んでおいたら、医療センターの1人勝ちやないかと近森病院がやきもちを焼くんじゃないですか。そこら辺の割り振りはどんなになってますか。

◎**川内医療政策課長** ドクターヘリの運用方針として、あくまで高知県ドクターヘリですので、基地病院である医療センターの搬送を一義にするものではないということをお原則としています。その上でフライトドクターの所属にかかわらず、最も適切な医療機関への搬送を行うということです。ですので、当然ながら近森病院の医師が同乗してる場合、近森病院に搬送もあるかもしれませんが、医療センターへの搬送もあるかもしれない。そこらあたりは所属にかかわらず、ドクターヘリのスタッフとして判断をしていただいております。

いずれにしても、ドクターヘリの運航開始当初と比べますと医療センターへの搬送の割合がだんだんと縮小をしております。当初は9割を超えてますけども、今、70%台ぐ

らいまで落ちてきておりますので。あき病院や高知大学でのヘリポートの整備が進んだということもあり、そういうことで地域の医療機関との連携を進めてまいりたいと思います。

◎浜田（英）委員 近森病院もヘリポートができましたし、ただ日赤へ運ぶときは、高須の浄化センターへ水をまいて、そこで着陸してそこからドクターカーとか救急車で運びますが、もう今高須の浄化センターはほとんど使わない状況ですか。まだたまには使ってますか。

◎川内医療政策課長 高須浄化センターと、あとは東消防署の北側の国交省の所有地と両方あります。今それぞれの活用状況、手元にはありませんけれども、日赤へ搬送する場合はいずれかかなと思います。これについても、日赤の移転によって解消していくかなと思います。

現在は、高須浄化センターのほうを中心に使っています。一時期、浄化センターの何らかの工事で使えないときもありましたけれども、現在は浄化センターが中心でございます。

◎浜田（英）委員 高須浄化センターへ着陸するときは、高知市の消防署があそこへ行って事前に水をまくと。郡部から運んでくる患者に対して、高知市消防局が応援をせないかと、これについて随分すったもんだもありましたけれども、今度日赤が新しくできるとそこにもヘリポートができますから、そんな心配もなくなると思うんですね。

フライトドクターについては、乗った場合の給与なんかは、あれはどんなふうな割り振りになっているんですか。

◎川内医療政策課長 これはですね、いわゆる医療センターにおける非常勤医師の扱いになっています。医療センターでは招聘医師と呼んでおりますので、1日当たりの報酬費をお支払いするという形になっております。

◎浜田（英）委員 1日当たりで、わかりました。

◎中内委員 予算の歳入ですが98ページ、上の端の項の、医療政策費補助金と書いて、24億5,571万1,000円、この支出の割り振りはどうなっておりますか。

これは前年度もほとんど返すようになっちゅうでしょう、国へ。そのものをまたぞろ、ここへ予算をしちゅうということは。

◎川内医療政策課長 これにつきましては、それぞれの補助金がどの事業に振り分けられているかということかと思いますが。

◎中内委員 ここで出ちゅう、入で入っちゃったら支出で出さないかんですよ、歳出で。項目を探して。当てはまる項目がないですがね。これは後でちゃんと調べてください。

それとですね、中山間地域の看護師さんの三つぐらい出ちゅうですね。このもちろん補助金とか給料費とかいうことじゃなしに、どのような体制をとって指導しゅうかね。

◎川内医療政策課長 これは中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費のことであると思いますが、これにつきましては、県内の訪問看護ステーションが、遠距離の訪問する

際に非常に不採算になる部分がございますので、その部分に対して県が一部補助をしているものでございます。

この補助金の受け皿として、訪問看護ステーション全体で協議会をつくっていただいています。この協議会において、その遠隔への訪問が難しいケースなどについて、ステーションから相談があった場合に、また別のステーションを紹介するなどといった調整も含めてやっていただいているんです。これらを含めた補助金となっております。

◎中内委員 直接ほいたら指導はしていないわけですか。補助金を出すとかそういう給料の補填分をするだけで、ほかは何もしていないということですか。

◎川内医療政策課長 県としては補助金の支出が主になりますけれども、この事業費の中で、例えばあったかふれあいセンターに訪問看護師の方々に行っていただいで、地域の方々に訪問看護を知っていただくというような取り組みもしております。これについては、どのあったかふれあいセンターに行ったほうがいいのかなどについて、市町村、そして地域包括ケアセンターなどとの調整が必要です。そこらについて、県が間に入って調整をして、あったかふれあいセンターへの訪問などにつなげていたり、直接的な県の支援もさせていただいております。

◎土居委員 医療機関連携情報システムの事業ですけれど、こういうネットワーク事業っていうのは、これから人口も減って人手も足らなくなる中で、省力化という意味で大変重要になってくると思うんですけれど、今回やろうとしているネットワーク、これは参加機関がどのくらいの範囲で想定をされているんでしょうか。

◎川内医療政策課長 これから立ち上げていくんですけれども、できるだけ全ての病院に入っていただければと考えております。これについては、今年度までに構築した在宅医療のネットワークシステムを高知大学で開発をしました。このシステムをプラットフォームとして使いますので、この在宅医療の連携システムに入っていただければ、来年度開発するこの退院調整のためのシステムは、ある意味、無料で活用できるという特典もおつけして、普及を図っていこうかなと思います。

これは、一部の急性期病院だけですと全く意味がありませんので、回復期、慢性期の病院に数多く入っていただかなくてはなりませんので、まずはこのシステムの趣旨について高知大学と一緒に各医療機関にお話をして御意見を聞く。また、救急医療などを主に担っている患者さんを出す側の病院の意見も個別に聞きながら、システムのつくり込みをしていきたいと思ひます。

◎土居委員 わかりました。おっしゃるとおり全部でやらんことには、一部だけということでは余り意味がないシステムになると思ひますんで。特に心配しているのは、中山間地域とか、かかりつけ医として期待をされているけれども、こういうITとかICTとかそんなことにあんまり人員的に強くない病院も、ひよっとしたらあるかもしれませんで、

そういうところはサポートしながら、ぜひ広く在宅までの流れというのをサポートできるような形でネットワーク構築をしていただきたいと思います。

◎土森委員 その看護師さんの不足。奨学金をいただいて資格を取る人なんか、高知県内に残る率というのは、当面高いと思うんですがね、これいつとも言われることですが、高知市中央部に残って、中山間地域なんていうのはほとんどいないというか、おらんわけじゃないけれど働く人は10%ぐらいで。

非常に不足をしていると思うんですね、看護師さんが。そういうことで、いろんな支援策を出しているわけですが、その中で、例えば離職をしている看護師さん、これを復職をするという、これも平成29年度も取り入れてやるということなんですがね。これは今までの方法と全く一緒なんですかね。

◎川内医療政策課長 これにつきましては、看護協会に委託をしているナースセンター事業の中に取り入れてやっています。二、三年ほど前までは県の直営でやっておりましたが、やはり餅は餅屋がやったほうがということで、看護協会に委託をしています。

県庁でやっていたときは、即、医療機関、就業希望の方がおられたら医療機関でのいわゆるOJTを中心とした現場での研修だけをやっておりましたが、ナースセンター事業では、まず集合研修みたいな形で、同じような再就業を希望される看護師さんと最近の看護の状況のレクチャーから始まって、そこで少しほぐれた後に現場に入っていくというような取り組みをしていただいています。昨年度は、合計28人の方々がこの研修を活用していただいて、12名ほどが再就業につながったと聞いております。

これは、確かに県が直営でやってきたときよりも数がふえていますので、来年度以降も看護協会と連携して進めていきたいと考えております。

◎土森委員 当然ここにも書かれているように、結婚、妊娠、子育て、こういうことで離職される方が多いと思うんですね。病院によっては保育所の施設があったりしていますよね。そういう環境的な整備とかに対してのいろいろな支援とかがあるんですか。

◎川内医療政策課長 院内保育所を設置している施設に対しての運営費の補助を当課のほうで所管しております。多くの施設に活用していただいております、今年度ベースで申し上げますと、27の病院に活用をいただいております。これは公立病院は対象にはなりませんので、民間だけですけれども、比較的看護師さんの数が多い病院は、大体活用されているかなと思います。

◎土森委員 ぜひそういう態勢、環境ができるのは重要なことだと思います。それと、県内の看護学校を卒業して県内に就職するというのは64%と書いておりますけれども、それ以外の人たち、県外に就職する人なんかは、都会のほうが、高知県外がね、給料がいいとか、そういうふうなことがやっぱりあるんですかね。

◎川内医療政策課長 漠然と都会を希望するということもあるかと思いますが、やはり自

分のスキルをもう少し高めたいと思って、高知県から出られていく方が多いかなと思います。そういう方々でもずっと行きっぱなしではなくて、一定の年齢になった後に高知に帰ってくる例もありますので、卒業して県外に行かれる方に対して、学校のほうに協力を得て、希望される方には県から定期的に情報を送るようにしております。基本的にはeメールまたはお手紙での連絡ですけれども、高知県の看護の状況だとか、また今年度も再来週実施しますけれども、看護職員の説明会の情報など、こういったものを送って高知県を忘れていただかないような取り組みも細々ながらやっております。

◎土森委員 全体的に看護師さんの不足というところで対応策をやっているわけでね、これによって地域の偏在というのは非常に顕著に出ているわけで、どう対策をとるかということが必要だと思いますね。そのためにやっていると思うんですが、それと一つ、幡多看護を卒業した人は県内に残る方が多いですかね。

◎川内医療政策課長 幡多看護専門学校の卒業生の県内定着率ですが、平均してみると80%を超えております。今年度は、先週、卒業式がありましたけれども、卒業生30名のうち、今のところの情報ですけれども、80%は高知県内に残ると聞いております。あと国家試験待ちです。

◎土森委員 その中でね、民間病院に勤務する卒業生というのはどのぐらいなんですかね。公立が多いか。

◎川内医療政策課長 今年度、県内に残る24名のうち6名が県立病院。医療センターが6名ほど、公的病院と民間で申し上げると半々程度になります。

◎土森委員 わかりました。それと、その奨学金を利用して学校に行ってる人たちがおりますよね。そういう人は、ほとんど残っているか。

◎川内医療政策課長 昨年度につきましては奨学金を受給して、昨年春に卒業して就職された方は、100%県内の指定医療機関に勤務されております。今年度の状況は現在調査中でございます。あと国家試験待ちです。

◎浜田（英）委員 今議会、東部医療圏の看護師の不足の問題で野町副委員長が一般質問をされましたけれども、県の東部圏域、医療圏域の中で、いわゆる人材派遣会社に看護師に来てくださると、依頼をしておるような実態というのは数はつかめていますか。結構いるんじゃないかと思うんですけれど。

◎川内医療政策課長 実態という意味ではつかんでおりませんが、民間の病院は、大体の施設は、民間の業者に登録をしていると思います。

◎浜田（英）委員 そういうことは、看護師に対する報酬プラス人材派遣会社へも払わなにかんわけで、結局、高い費用を払って看護師をわざわざ雇っているんですよね。そんなことを思うと、やっぱり地域へ残ってくれる若い看護師さんを、これからずっと育てていくということは、非常に東部にとって大事な事かなと思っていますので、よろしくお願

いします。

◎野町副委員長 長寿県構想の中の 41 ページのところ、本会議のほうでも質問させていただいたんですけど、さっき中内委員が御質問していただいたところのちょうど関連になりますけれど、訪問看護ステーション連絡協議会の派遣調整というのが具体的にはどこ
の要望があって、どっからその調整しているかっていうと、いろんなところからあるんで
しょうかね。

つまり例えば、高知市内の訪問看護ステーションの方が、比較的人材も多いということ
で山のほうへ行くとか、そんなようなことで言うとどんな感じなんでしょうか。

◎川内医療政策課長 例えばですけど、嶺北のほうの患者さんについて、高知市内のステーションが依頼を受けたけれども、ニーズの関係で派遣できないので訪問看護ステーション連絡協議会にまず相談します。相談した上で、ブロックごとにコアとなるステーションを決めていますので、ここであれば高知市と嶺北あたりを含む地域のコアのステーションに、おたくから派遣できますか、または派遣できなければ、おたくで調整してくださいと依頼を出します。

調整をした結果、また別のコアとなるステーションから派遣をしてというような調整の仕組みになっております。

◎野町副委員長 わかりました。そういうことで東部へ行くわけですから、要するに不採算地域への訪問看護に対する支援ということで、交通費とかも、そういう事例でほとんど使っているということですかね。

要は、平成 25 年から平成 28 年については 3 倍ぐらいに訪問看護がふえてるということで、素晴らしいことだと思うんですけど、そういうのが、どれぐらいの割合であるものかなと思ひましてね。純粹に訪問看護ステーションが新しくできてそういう形で、その地域のやつをカバーしているのが多いのか、あるいはそういう連絡調整をすることでどんどん増えているのかっていうことでいうと、先ほどの事例なんかを含めたら何割ぐらいになるんでしょうかね。

◎川内医療政策課長 具体的なデータでは、ちょっと手元に持ってはおりませんが、少なくともこういった助成制度をつくったことによって、採算面で申しわけないけれどと断ってきた事例もしっかりいけるようになったという声はステーションから聞いておりますので、その結果がこの数字の伸びに反映されてきているのではないかと考えております。

◎野町副委員長 わかりました。要するに、県がつくった制度はどんだけ貢献をしているのかという、貢献しているのであればどんどんまたふやしていただけたらいいかなと思ひたもんですから。

それともう 1 点、その上に課題として、今後の必要な訪問看護師数というのが 84 人というのがあるんですが、本会議の御答弁でも確か現在の訪問看護師数が 211 人だったと思う

んですけれど、要するに 300 人ぐらいで十分全国レベルのサービスは足りるんだという感じなんではなかね。意外に少ないなと思ったものですから。その点どうでしょうか。

◎川内医療政策課長 平成 26 年のベースで 211 人ですので、平成 31 年の目標として 84 人増の 295 人というものを見込んでおります。これについては、訪問看護の伸びが訪問診療の伸びと同様ぐらいになっていくというこの前提で、置いてはおりますので、地域医療構想などの在宅医療の需要の増ということ織り込んでいくと、もっと需要は多くなるかもしれません。

ただ、まだちょっと非公式なんですけれども、平成 28 年 12 月末現在の調査を今やっております。結果はまだ公表できませんけれども、大体訪問看護ステーションに従事している方の数というのは、この 211 人をかなり上回って、2 年間で数十人ぐらい伸びているようなことですので、290 人というのは平成 31 年を待たずして伸びていくのではないのかなと思っています。

◎野町副委員長 わかりました。安芸地域医療圏のことで申しわけないんですけど、その地域医療圏で調査をすると、潜在ニーズとしては現在の 7.7 倍、8 倍ぐらいはあるんだみたいな話があるものですから、これぐらいのところでいいのかなというのがちょっと疑問点があったものですからですけれど。

いろいろ施策の中、整合性をとりながらこういう人数が出てきたということですかね。

◎山本健康政策部長 今課長からも言いましたけれど、地域医療構想を含めてこれから在宅を進めていくために、この数字で十分かということではなくて、これはあくまでも平成 31 年の途中経過としての目標として長寿県構想でやっています。2025 年を考えてですね、地域医療構想の在宅の需要からいくと、400 人ぐらいは要るかなというようなことは想定をしております。ただこの場合は、病床自体が 1 万 5,133 床の今の計画が 1 万 1,252 床以上という、そこへ行く過程で、当然、看護師さんも病院病床で勤めている方が在宅へ移行するということは出てきますので、その場合、県としては、そういう移行ができるような研修制度をつくったりをしながら、そこは看護師数そのものは 1 万 2,000 人という数がある中での 211 人という、平成 26 年の数字ですけれども、そのシフトも含めて、全体としての訪問看護師の育成・確保ということをやっていかなきゃいけないなと考えています。

◎野町副委員長 よろしく申し上げます。

あともう 1 点ですね、関連なんですけれども、41 ページにもありますけれども、県立大学での寄附講座の件で、川内課長から、定員 18 人に対して 25 人が受講して、そのうち、この④の補正で約 2,000 万円ぐらいが減額されて使われていない。9 人がこの事業を使ってやったんだというお話なんですけれど、これは中央圏の看護師さんが、中山間の訪問看護師を希望してということではなくて、9 人以外の方々は、市内のほうでやられるみたいなお話なんではなかね。

◎川内医療政策課長 この 18 人の定員枠は中山間地域の訪問看護ステーションに勤務する方が対象となってきます。もう一方、大学独自の定員という、大学で全域枠と呼んでいますけれども、中山間も含めて、高知県全域の訪問看護ステーションを対象として、結果として高知市内、高知市周辺のステーションからの看護師の方が多いです。

今年度は、その全域枠で 16 名の方が応募されて、今月末までには修了予定であります。市内のステーションではありますけれども、先ほど御説明した中山間訪問サービスの補助事業において、郡部へ実際に遠距離訪問していただいているステーションの多くが高知市内のステーションで、やはりこういった中央部のステーションも、郡部全体の訪問看護、そういう役割を担っていますので、今回学んだことを契機として、まずその中山間地域での活躍もしていただけるようお願いしていきたいなと思っております。

◎野町副委員長 せっかく組んだ予算が 2,000 万円ぐらい残ったということも含めて考えると、事業の設計上、さっきの中山間に行く可能性のある高知市内の訪問看護師さんの養成も含めてというような形で、上手に使っていただけるような制度設計にしていってほしいんじゃないかと思ったものですから、またよろしく願いいたします。

◎塚地委員 先ほどの野町副委員長のお話で、部長のほうで平成 35 年をにらんだときに、大体訪問看護で 400 人くらいかなっておっしゃったその数字は、大体、今地域で療養しようと思うと 24 時間看護っていうのがやっぱり必要になってくると思うんですけど、その 24 時間の体制も組める状況までつくれて、400 人体制みたいな数字なんですか。

◎川内医療政策課長 地域医療構想で、在宅医療の人数の推計というのは、そこまで実は細かい積算はしておりませんが、当然そういった 24 時間体制が一定必要となることは、折り込まれているものなのかなと思います。だからといって、この数字で 24 時間体制も含めて対応可能かということはなかなか難しいと思います。

◎山本健康政策部長 先ほど私が言いました、あくまでも地域医療構想の在宅需要っていう数字からはじいて出している数字です。ですから実際、これから地域医療構想、地域包括ケア全体を進めていく中で、実際にその 24 時間訪問看護が必要な方が、実際在宅へ帰られるのか、いやその方はやはり内包形なのか、新型の受け皿に行くのかっていうのは、当然出てくると思います。

ですからその中で需要が出てきますんで、その出てくる需要に応じて看護師さんのシフトっていいですか、病床で勤務される方、在宅で勤務される方、場合によっては受け皿となる療養施設で勤務される方という形で出てくると思います。ですので、その中でいかに適したように移っていただけるのか。要は、看護師さんの全体の数の中からいけば、1 万 2,000 人の中の何百人オーダーの話だとは思っていますんで、ただうまく移っていただけないと確保できませんので、そこは県としても、研修制度を含めてうまく移っていただけるような形をとっていききたいということです。400 人という数字がそこまできちっと出て

くるかと言われると、あくまでも需要からの推定でしか出ていません。

◎塚地委員 そのお話はあれなんですけれど、地域医療構想の関係で、既に転換の促進のことをやってくださっていて、この予算で3億8,900万円、病床機能分化促進事業費、これは何病院で何ベッドみたいなのか、今なくても構いませんけれども、それを教えていただきたいのと、やっぱり分化を促進するということは、急性期なり慢性期なりの病床をそこへ転換した形になっているわけですよ。その全体的な病床数、今回転換することによってどういうふうな移行になったのかっていうのを、今の資料でなくて構いませんので、どちら側からきているのかっていうのを。

◎山本健康政策部長 移行調査もしています。ただですね、今回の分も含めて去年もそうなんですけれど、昨年かなり余って減額っていうことも説明もさせていただいていますけれど、結局、国の財源に応じて基金を積んで、基金の確保をまずしています。実際の病院がそれだけ転換するかっていうことではなくて、枠としてまず押さえて基金を活用して作っていて、実際に動き出すのは恐らく平成30年度以降になると思っています。ですので、額が3億何がしあるから、それに応じた転換が平成29年度にあるのかということではないです。

あくまでも基金事業として国からお金が来て、それを使って転換ということで枠として構えないと予算が組めませんので、できるだけ多く国費を入れて、できるように枠として構えています。

◎塚地委員 なるほど、納得いたしました。

それでちょっと別のお話なんですけれど、日赤の費用も今回出ていると思うんですけれど、国の内示額がどうなるかと今の状況はなかなか判断はできないだろうと思うんで、とりあえず今のお話じゃないですけれど、大きな額で、今回、予算計上をしたと。今回の予算枠を組んでおいて国の内示額によって、それは減額されるものなのか、今回出した額を満額出すっていうことになるのか、そこらあたりはどうなんですか。

◎川内医療政策課長 県が支出する額というものについては、最大限、変更はございません。ただ、国の補助率が25%程度まで、内示率が25%まで下がったとしても、必要な補助額が確保できるようにセットしてございます。

仮に国庫がその25%の想定を上回った場合は、当然その県負担額を減額して交付していくということになっています。

◎山本健康政策部長 今課長がお話したのは全体のスキームです。要は、来年度、平成30年度については、これは国庫補助事業として県の受け入れをして払う分ですんで、満額来たときの予算で組んでいます。ですから、先ほど言われたように、国の内示が落ちるとその分自動的に落ちます。その分を県が、一般財源を別途構えて出すということは、それは予算としては取っていません。

ただし、12月議会でも御説明させていただいたように、全体としての支援のスキームは考えていますので、それについての予算化は平成31年度以降になります。ですので、平成29年、平成30年はあくまでも国庫補助事業の中の位置づけです。内示額に合わせて落ちます。

◎塚地委員 了解いたしました。ありがとうございます。

◎加藤委員長 以上で質疑を終わります。

〈医師確保・育成支援課〉

◎加藤委員長 次に、医師確保・育成支援課の説明を求めます。

◎家保副部長兼医師確保・育成支援課長 医師確保・育成支援課でございます。当課が御審議をお願いしますのは、平成29年度一般会計当初予算等と平成28年度一般会計補正予算案、それから医師養成奨学貸付金等貸与条例の改正議案でございます。

その前に、当課の主要事業でございます県内の医師の状況と人材確保・育成支援の基本的な枠組みについて御説明させていただきたいと思っております。

この長寿県構想の冊子の13ページでございます。

いつもよく説明させていただいている中身でございますが、上段の図表14に示してますとおり、高知県、若手医師の減少、地域の偏在、診療科偏在の是正ということを中心に、医師の三つの偏在を改善するためにこれまで取り組んでまいりました。この結果、少しずつ改善の兆しが出てきているのかなとは思っておりますので、引き続きとにかく若手医師が県内に残って、育っていただく環境整備を進めていきたいと思っております。

そのために、同じ冊子の45ページをお願いいたします。

右の上のほうの、2課題というところにありますように、中長期的な視点に立った安定的・継続的な医師の確保と、短期的な視点に立った現在不足している診療科での医師の確保などの課題を念頭に、医学生、研修医、研修が終わった後の専門医を目指す専攻医、専門医を取られた方、指導医といった医師の各ライフステージに応じて必要な施策を医師確保、それから育成資質向上、勤務環境改善のそれぞれの視点で抜け落ちることがないように構成しております。

事業の実施に当たりましては、事業目的と特徴、対象者の状況などを踏まえまして、県が直接実施するもの、それから高知医療再生機構や大学等に補助、委託して実施するものなど工夫しており、県それから高知医療再生機構、高知大学及び他の大学それから医師会、医療機関が連携して、県全体として県内の医師の人材確保・支援施策を充実、実施していきたいと心がけております。

続きまして、46ページをお開きください。

これまでの成果といたしまして、中長期的な視点からは、県が直接実施しています医師養成奨学貸付金では、平成28年度に奨学金を受けている医学生は合計177名。奨学金を受

けて卒業した償還期間内の医師が 66 名になっております。研修医もございますが県内の郡部幡多けんみんとかあき病院などにも勤務していただいて、両病院の若手医師は大分ふえてきたような状況だと思っております。

さらに、この 177 名のうち、この春には 6 年生 28 名が卒業します。残念ながら 3 名は親元のほうに帰ってしまいまして、奨学金は返すことになってはいますが、25 名は引き続き県内で残っていただくと。奨学金を受けていない方を合わせますと約 60 名強の方が、マッチングで県内で医師としての初期研修を受けるというような状況になっておりますので、この傾向を続けていくように、引き続き努力していきたいと思っております。

このように量的には一定確保の見通しが立ってまいりましたので、今後は若手医師の育成、資質向上の視点を重視することで、県内への定着とともに、中山間地域での医師不足解消に努めていきたいと思っております。

具体的には、その下、1 の枠組みの中にございます、若手医師の育成支援体制の充実にございますような、医学部卒業後に高知県内で着実にキャリアを形成できる環境整備に向けて、専門研修プログラムに沿って高知大学医学部附属病院や県の中央部の基幹病院と中山間地域の中核的な医療機関を行き来しながら専門医取得ができるよう、各医療機関や地域医療支援センターと連携して取り組んでいきたいと思っております。

専門医制度、平成 30 年度から新たに変わりますが、暫定的に施行される六つの診療科につきましても、一定地域の医療機関に配慮したプログラムになっているということに関係者のもとでも確認しておりますので、これは引き続き、中央部だけじゃなくて県全体として医師が確保できるようにやっていきたいと思っております。

あわせて、資料の右側にありますように、これまで若手医師のキャリア形成支援として、高知医療再生機構を通じて実施してきました専門医資格の取得、指導医資格の取得への補助や留学に要する費用、また医師が企画する研修会の開催に要する経費の支援などを継続してまいります。

さらに、2 即戦力医師の招聘に向けましては、首都圏等の県外で活躍されている高知県にゆかりのある著名な医療関係者に委嘱しております。高知の医療 RYOMA 大使による、高知県内で勤務を希望する医師に関する情報収集及び働きかけを通じ、また県外の大学との連携、県内医療機関の視察支援などを引き続き進めていきたいと思っております。

それでは、議案の説明に戻らせていただきまして、お手元の、右肩に②と書いております平成 29 年 2 月の県議会定例会議案説明書の当初予算 109 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、健康福祉費負担金は、高知県・高知市病院企業団との併任医師や、自治医大卒業生の研修医 4 名分の人件費の一部に対する企業団からの負担金を受け入れるものでございます。それ以外のものは、事業執行に伴う国庫補助金や基金受け入れ金など後ほど御説明させていただきます歳出の特定財源になるものでございます。

続きまして、111 ページをお願いいたします。

歳出予算は、10 億 7,000 万円余で、平成 28 年度当初予算と比較しますと約 1 億 2,000 万円の減額となっております。主な減額の理由としましては、専門医認定支援事業費補助金、100%国庫ですけれども、これが国費として廃止されたことが約 5,000 万円。それから地域医療再生事業費補助金の減が 2,000 万円でございます。

それでは当ページの右の説明欄に基づきまして説明させていただきます。

1 人件費は本課職員及び高知医療再生機構への派遣職員、また、高知県・高知市病院企業団との併任職員の人件費でございます。

次の、2 医師確保対策事業費は、先ほど御説明しました医師の人材確保・育成支援に関する経費で、先ほどの説明と重複いたしますものは省かせていただきまして、少しわかりにくい点のみ補足説明させていただきます。

この中では 3 行目の地域医療再生事業委託料と 112 ページの 2 行目、地域医療再生事業費補助金は、ともに高知医療再生機構の事業に要するものですが、主に若手医師のキャリア形成支援に関するものを補助事業、県外からの医師の招聘などに関するものを委託事業ということで、少し分けて事業の構成を考えております。

112 ページの 5 番目の家庭医療学講座等開設寄附金は、高知大学の家庭医療学講座以外に聖マリアンナ医科大学、大阪医科大学との協力、連携強化に要するものでございます。

続きまして、112 ページの中ほど以降にございますへき地保健医療対策事業費ですが、僻地医療の維持・確保のため、僻地の診療所及び僻地医療拠点病院の運営や設備整備への助成、関係市町村との連携による自治医科大学卒業医師等の研修支援、また、市町村が行う無医地区巡回診療などへの支援などを引き続き行っていくものでございます。

その下、4 の高知医療再生機構出資金でございますが、これは、高知医療再生機構は県外から戻ってこられた医師を雇用し、県内の幾つかの病院に派遣をする労働者派遣法の事業を行っております。今まで高知大学、それからあき病院にも派遣をしておりますが現在も仁淀病院とかに派遣をしております。その際、労働者派遣法の基準が少し厳しくなりまして、全ての派遣事業が許可制になりました。一定の資産要件が課されるようになりますことから医師派遣を行う機構について、許可要件を満たすよう出資金を増額するものでございます。

次に、114 ページをお願いいたします。債務負担行為でございます。

まず、家庭医療学講座の開設に対する寄附金は、高知大学医学部に設置しています家庭医療学講座、阿波谷教授が主催されるとかの協定期間を平成 29 年度から平成 33 年度まで 5 年間延長するために、債務負担をお願いするものでございます。

また、医師養成奨学貸付金は、将来高知県で勤務する意思のある学生への奨学金ですが、就学期間に応じた貸付期間となりますので、債務負担をお願いするものでございます。

続きまして、28年度の補正予算を御説明させていただきます。

右肩の④と振られています補正予算の55ページをお願いいたします。まず歳入についてですが、後ほど歳出において説明する諸事業の減額に伴い、それに係る国庫補助金が減額になっております。

続いて57ページ、歳出をお願いいたします。

人件費の中の一部事務組合派遣職員費負担金は、高知医療センターへの医師1名に県職員との併任になっていただき、県における広域的な僻地医療支援の調整業務を兼ねていただくためにしております。それに係る人件費について、高知県・高知市病院企業団に対して業務割合に応じた負担金を支払うものでございます。

次の、2医師確保対策事業費の地域医療再生事業費補助金につきましては、財源として地域医療介護総合確保基金を充てておりまして、その内示が減少いたしました。結果として、そのことを踏まえまして助成事業の二次募集を実施せずに節減を図った結果、マイナスの補正をするものでございます。それから、次の専門医認定支援事業費補助金につきましては、全額国庫の事業ですが、総合診療専門医のプログラムを県下幾つかの病院で立てることにしていましたが、やはり乱立するよりは県下1本でやったほうがいいたろうということで、プログラムを統一したことにより申請額が下回ったことによるものございます。効果は全然変わらないということでございます。

医師養成奨学貸付金及び特定科目臨床研修奨励貸付金の減額は、申請件数が当初の見込みを下回ったためでございます。新規がほぼ予定の数ございましたが、継続が、残念ながら留年者がちょっとおりまして、当初ではきちっと全員進級していただく見込みで予算要求をしておりますので、最終的に少し減額させていただいたということでございます。

58ページでございますが、へき地保健医療対策事業費のへき地医療施設整備費補助金につきましては、補助事業の一部が変更になったことに伴います増額補正でございます。国庫支出金精算返納金は、平成27年度に当課が国から受け入れた補助金の受け入れ超過額を国に返納するものでございます。

59ページをお願いいたします。

本年度に予定しておりました医師養成奨学貸付金等管理システムの改修委託業務につきまして、これは平成27年度に条例改正を行った項目について改修を行う予定でしたが、後ほど説明させていただきます今回の条例改正でも改修が必要になりますので、改修する項目も重複いたしますことから、合わせて改修することによって改修費を抑えることができるということで、繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、条例議案について御説明させていただきます。条文がかなり複雑なので、こちらの議案説明資料のほうで、御説明をさせていただきたいと思っております。

別綴じでお配りしています危機管理文化厚生委員会資料の医師確保・育成支援課、赤い

インデックスの1ページをお開きいただきたいと思います。まず、条例の概要につきまして説明させていただきます。

医師養成奨学貸付金は、若手医師の不足や医師の地域偏在、診療科偏在を解消するために、県内の指定医療機関で医師として勤務する意思を有する医学生に月額15万円、それから、産婦人科、小児科など特定科目を目指す者にはプラス8万円を加算して貸与し、卒業後、貸与期間の1.5倍の期間、6年間貸した場合は9年間を県内の医師不足地域等にある医療機関等で勤務することにより、償還が免除される制度でございます。

これまでの実績は4ページに掲げております。平成19年度から貸与を開始いたしまして、これまで計263名に貸与しております。うち、高知大学医学部の地域枠が179名、約68%になっております。平成28年度は177名に貸与し、このうち特定科目の加算を受けている者は15名、また県外の大学の学生が9名ということになります。県外は地域枠がございませんので、全部手挙げということでの応募になります。貸与を受けた医学生が卒業した後の状況につきましては、3の表に示すものでございます。現在、高知大学医学部附属病院14名のほか幡多けんみん病院など高知市以外の医療機関に8名、初期臨床研修中が40名、残念ながら卒業後県外の実家などに帰るなどの理由で償還を決めたものが5名になっております。

一方、既に5名が義務を終了してございまして、ただ彼らは引き続き高知県内でずっと勤務していただいております。ですので、ある程度まで残って勤務していただけると、家庭の事情とか何だかがない限りは引き続き残るかなと考えております。

今後、毎年30名程度の方が県内の医師として勤務を始めることになります。そうなりますと、結婚・出産などそれぞれのライフステージとキャリア形成を両立させながら義務を満了してもらい、引き続き県内で勤務してもらえるように支援を継続することが重要だと考えております。

そこで、今回お願いします条例改正の中身でございますが、2ページをお願いいたします。

まず1点目でございますが、条例は当初、平成19年2月議会で認めていただきまして、期限付きの10年の条例でございました。ちょうど10年になりますので、今回、これまで一定の成果を上げてきたところですが、まだ十分医師が確保されているとは言えませんので、再度10年間延長して、期限を平成39年3月31日までお願いするものが1点目でございます。

2点目は、2の産前産後休暇、育児休業に係る取り扱いについては、これまで条例に規定しておりませんでした。過去に適用を受けた方が1人だけございます。ただその方は当初の条例のときでしたので、利息が全くつかないということでしたので余り問題はないんですけれども、途中で、地域枠の学生が大分増えた時点で10%の利息をつけた条例改正を

しております。結果的に、育休をとったときの期間も10%利息をつけるのかというような話が大学当局から、お金を貸している奨学金の学生さんから出てまいりまして、これはやっぱりちょっと見直すべきであろうかということで、産前産後休暇については当然義務に入る、償還免除の対象としては含みますと、ただ育児休業期間につきましては、10%の利子を取るのはいさやっぱりおかしいだろうと、その期間は利子を免除するという規定にしようということで、今回ここに書いておりますが、育児休業については猶予期間とし、利息を免除する規定と条文を変えております。

それから3番目、特定科目加算貸付金に係る規定の追加ということで、加算を受けていた者が、在学中または卒業後に特定科目以外の診療科を目指すことになるケースや、貸与を受けている学生が、学年の途中でやはり小児科に行ってみたいとか、勉強しているときには時々そういうことがございますんで、小児科として頑張るので加算を申し込むというようなことがあります。そのあたりの規定が余り明確になっておりませんでしたので、今回、その加算の申請自体についての規定を追加するものでございます。

例えば、1年から一般の奨学金を借り受けていた者が5年生から卒業までの間の2カ年間特定科目加算を受けた場合、加算の貸与期間は2年間ですので義務が生ずるのは3年間、当初診療科目で医師として勤務したら加算については全額免除される規定をきちっと明示して、できるだけ県内で義務を果たしていただくような環境整備を図りたいということの条例改正の中身でございます。

私のほうから説明は以上で終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

◎加藤委員長 それでは、質疑を行います。

◎塚地委員 奨学金の貸付の関係で、義務を終えた段階でなお残ってくださっている人っていうのが、先ほどの出た5人なんですかね。

◎家保副部長兼医師確保・育成支援課長 そうです。現在義務を終了され、引き続き県内で就業していただいている方が5名で、義務を終わられた方で県外に出られた方はいらっしゃいません。

◎塚地委員 今後、年々この方が増えていく見通しということだと思うんですけど、それで、今回の事業の中で奨学金貸与者へのフォローアップ事業っていうのが出ているんですけど、何をどうフォローアップするための、何に必要性を感じた事業かというのを。

◎家保副部長兼医師確保・育成支援課長 まず、医師免許を取る、医学部を卒業した時点で県外に行くか行かないかの一つの関所は卒業時点です。二つ目の時点は、2年間の研修を終わったとき3年目でどこに行くかっていうところがございます。

学生の間は、当然、高知大学なり、県内であれば高知大学の家庭医療学講座なり大学のほうにお願いしますが、県外の学生については、やはり県庁のほうがきちっと県としてやらないといけない。それから、初期の臨床研修の間もきちっとヒアリングをして相談に乗

ることが必要になってきます。あまりほったらかしにしていると、すぐどっかへ行ってしまふこともありますから、そういう意味で、要所要所できちっとヒアリングをして希望を聞いた上で、どういうことをしたいのかという相談をする。

それからまた、勤務しているときになかなか医局のトップに言えなかったりとか、病院長に言えないとか、いろんなことがやはり若い先生方もいらっしゃるので、そういうことで、これはやっぱりこちらを通じて要望するところ、これは我慢するのが普通だよというような話を、きちっとヒアリングをしながらフォローアップしていかないと、ほったらかしにすると、やはり皆さん勝手にどこでも勤める能力のある方ですので、そういう意味でのフォローアップをきちっとやることがやはり定着に大きな効果があるのかなと思って、今年度、高知医療センターのほうに業務をお願いしながらやっていきたいと思っています。

医師ですので、どうしても夜に面談したいとかいろんなことがありますんで、なかなか県庁の中のポストでやりますと、非常に非効率的な部分もあつたりしますし、医療関係者がごく限られた状況ですので、そういう意味での委託ということで、できるだけ彼らの要望を吸い上げ、定着につなげていきたいと思っております。

◎塚地委員 それはドクターが対応するわけじゃなくて、どういう方が対応してくださるのか。

◎家保副部長兼医師確保・育成支援課長 今、想定しているのは看護職の方、病院の状況をよく知っている看護職の方を主に考えておりますが、要所要所では私も面談をしますし、医療再生機構の倉本理事長にもお願いすると思えます。

◎塚地委員 なるほど。すごく私は大事な事業なんだろうなと思って、そういう揺れる方々にとどまっていたと、そこは人のつながりというのはすごく大きいんで、適任者をぜひお願いしたいと思えます。

◎家保副部長兼医師確保・育成支援課長 そのあたりお願いします高知医療再生機構の倉本理事長、県内の医療事情もよく御存じですし、大学病院の病院長もやられた方ですので、大学の中でも、いろんな意味で情報を持っておりますので、的確な委託先ではないかなと思えます。

◎土森委員 いい条例改正やったね、追加でね。今までなかったのかなと思って、実際、対象となる人が出てきてこういう条例を追加したのか。

◎家保副部長兼医師確保・育成支援課長 実際はまだございません。ただ女性がやばり多くなっていますし、自治医大の関係者とかいろんなところの女医さんがふえている状況を考えると、こういう要望が出て条例改正するにはなかなか時間的ないろんなものがありますんで、きちっとあなたがたのことをやはり県として考えていますよというメッセージを伝える意味でも、今回、要望がある前に条例改正をしたいなということでお願いすることです。

◎土森委員 これはもう褒めてあげたいね。先手を打ったね。これはいいことですね。

◎加藤委員長 質疑を終わります。

それではお諮りいたしますが、以上をもって本日の委員会を終了し、この後の審査については明日行いたいと思いますが、異議ございませんか。

(異議なし)

◎加藤委員長 それでは以後の日程については、明日の午前 10 時から行いますので、よろしく願いいたします。

きょうはこれで終了いたします。ありがとうございました。 (16 時 48 分 閉会)